

平成24年知立市議会 9月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成24年9月20日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

明石 博門	杉原 透恭	稲垣 達雄	高木千恵子
池田 福子	佐藤 修	坂田 修	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	清水 辰夫
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	中村 明広
健康増進課長	岩瀬 晴彦	市民部長	竹本 有基
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	平野 康夫
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第45号	知立市子ども条例	原案可決
議案第46号	知立市老人憩の家条例の一部を改正する条例	〃
議案第47号	知立市体育施設条例の一部を改正する条例	〃
議案第48号	知立市野外センター条例の一部を改正する条例	〃
議案第49号	知立市精神障害者小規模保護作業所の指定管理者の指定について	〃
議案第50号	平成23年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
議案第51号	平成24年度知立市一般会計補正予算（第2号）	〃
議案第52号	平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第53号	平成24年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第54号	平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号	平成23年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第3号	平成23年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第4号	平成23年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号	平成23年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃

認定第6号	平成23年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	”
陳情第16号	「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書	採 択

午前9時58分開会

○明石委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

ここで当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

○子ども課長

本会議の席で、施設の消防避難訓練等を実施しているかという御質問がありました。それについて、子ども課のほうの施設について御説明させていただきますと、私どものほうでは保育園、それから児童センター、児童クラブ等を持っておるわけですが、年2回、消防法に基づいた避難訓練だとか、消火訓練を年2回、それにあわせて、今の2回を含めて毎月1回の避難訓練を実施させていただいておりますので御報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○長寿介護課長

長寿介護課も同様でございますけども、まず福祉の里というところに地域福祉センター、生きがいセンターがございますけども、本会議でもお話しさせていただきましたが、地域福祉センターにつきましては、平成23年度において避難訓練を実施しておりません。そういうことがあってはいけないということで、今年度、必ず実施するという方向で準備しておるところでございます。

いきがいセンターにつきましては、平成23年度も実施しておりますし、今年度においても6月に既に実施しておるということでございます。

このほかに、介護の関係の、介護保険の関係の施設でございますけども、消防法の中でこういう訓練が必要な施設は市内で3施設ございました。特別養護老人ホーム、ほほえみとヴィラでございますけども、こちらのほうは実施しておるということでございます。

それから、もう一カ所、老人保健施設でございますけども、こちらのほうについても実施しておるということで、3カ所全て消防法の規定に基づ

いた避難訓練、そういうことを実施しておるといふふうに調査の結果わかりましたので報告させていただきます。

○明石委員長

本委員会に付託されました案件は11件、すなわち、議案第45号、議案第46号、議案第49号、議案第51号、議案第52号、議案第54号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第6号、陳情第16号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第16号の件につきましては、趣旨説明の希望があります。まずこの委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情説明者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席についていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分です。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方には傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は委員長が指名しましたら、その場に立って行ってください。

それでは、陳情第16号提出者代理の日下さん、説明席にお座りください。

日下さん、陳情第16号の趣旨説明をお願いします。

○日下紀生氏

よろしく申し上げます。

私、愛知県保険医協会事務局の日下と申します。愛知県保険医協会といいますのは、陳情者であります、いわせ外科クリニックの岩瀬院長を初めといたします県内の開業医師、歯科医師で構成しております。まちの開業医の医科で8割、歯科で6割ほどが私どもの会員となっております。ほとんどの会員は医師会や歯科医師会にも所属している関係でございます。

さて、今回の陳情の件ですけれども、愛知県に

対しまして、県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書の採択をお願いしたいという趣旨でございます。

お配りさせていただきました資料があるかと思えますけれども、お目通しをいただきまして、その1ページ目をまずごらんいただけますでしょうか。これは、愛知県が作成いたしました資料ですが、福祉医療制度につきましてもの概要です。

つまり、子ども医療、障がい者、母子・父子、高齢者の、各医療費助成の制度のことを指してございます。一番の特徴は、一部負担の欄をごらんいただきますと無料となっていることでございます。県民の145万人が対象という、幅広いことも含めて、他県と比べても非常に高い水準になっております。

さらに、全ての市町村が愛知県の補助基準を上回る内容で助成事業を実施しておられまして、こちらの知立市におかれましては、子ども医療費では、通院につきましては中学卒業まで、あるいは障がい者については精神以外で、障がいの1級、2級の方についても、全ての疾患に対して助成しておられたり、あるいは高齢者についてもひとり暮らしのお年寄りについては、愛知県が制度の対象外とした後も対象としておられる、こういった御努力をされているというのが御存じのことと思えます。

それから、このような愛知県の福祉医療制度を見直すという動きでありますけれども、こういった市町村の御努力を反映した存続、あるいは県制度を底上げする、つまり拡充するというところこそが逆に求められているのではないかというふうに思うわけでありまして。

次に、愛知県の見直しの具体的な内容についてであります。お手元の資料の2ページ目をお開きいただきますと、今回の、愛知県の見直しの概要が記されております。今年度、見直しを決めて、再来年度、2014年度から実施する計画となっております。

このほど明らかになった、県の見直し内容は、資料の3ページ目をお開きいただきますと、1回

につき100円または500円という定額負担、あるいは0.5割または1割という定率負担、所得制限といった条件別のシミュレーションを行っております。その結果、最も県にとって財政削減効果が大きいと評価しているのは、0.5割または1割という定率負担を県が評価しているのであります。

子ども医療や障がい者医療の場合、1割負担を導入しましたら公費支出は半減できるというふうに県は試算しております。

自己負担の導入をめぐる、過去に県は撤回や導入をしないと約束してきた経過がございます。

お配りしている資料の一番最後のページ、15ページ目でございますけれども、お開きいただきますと、2000年の話ですが、県が自己負担を導入した際に市町村や市民からの反発が強く、県内の市町村が独自に無料を継続した経過があります。県は翌年、その自己負担を撤回した経過がございます。

そして、2008年の見直しの際にも、市町村から今後、自己負担や所得制限の導入はやめてほしいという要望が出されて、県は市町村の了解なしには、勝手には導入しないというふうに回答しておられます。

そういった舌の根も乾かないうちに、今回、自己負担を導入しようというのが見直しの動きということになりますので、このような動きに対しまして、市町村から医療費助成を県の制度として顕示していただくよう、あるいは存続、拡充をしていただくよう、こういった趣旨の意見書をぜひ採択していただきたいというのが本日の陳情の趣旨であります。

どうぞ御審議をよろしく願いたします。

○明石委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質問なしと認めます。これで陳情第16号の趣旨

説明を終わります。

日下さん、傍聴席にお戻りください。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第45号 知立市子ども条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高木委員

議案第45号 知立市子ども条例内容で質問していききたいと思います。

資料集の知立市子ども条例概要説明を見せていただきますと、この条例が、児童の権利に関する条約が国際連合で採択されてということで、知立市においては県内で6番目に実施されるということで、新聞にも先日、市長のほうから答弁されて、答弁というか紹介されて、新聞にも9月5日でしたか、載っておりました。これで私、まず3点、4点ほど質問させていただきます。

条例の第7条、育つ権利というところで、本会議のところでも質問がありました。遊ぶことという言葉に対しての疑問であります。他市でも遊ぶこととなっておりますけれども、遊ぶことの前に学ぶことということで第1条なりがあって、その次の項で遊ぶことという言葉になっております。学ぶこと、遊ぶこと、別ですけれども、2つが並んでいると何か私たちは納得しやすいような気がするんですけども、このように書かれた理由をお聞かせください。

○子ども課長

育つ権利、第7条のところの遊ぶこと、学ぶことが続いて載っていたほうがいいのではないのかという御意見だと思うんですけども、これは本会議のほうでも部長から説明がありましたように、平成22年の11月に識見者でつくる、組織する策定

委員会、それから公募市民による検討委員会を組織して、ずっと検討するに当たって、市側の資料というんですか、たたき台として各市の条例を出させていただいて、その中でもんでいただくと。その中で、いろんな意見を聞く中でやってきたという中で、その中で順番としては特段意見なく、こういう形で、遊ぶことと、それから学ぶことがちょっとつながりにはなっていないんですけども、という形でつくらせていただいたというのが現状であります。

○高木委員

遊ぶこと、学ぶこと、休むことというふうには他市の条例ではなっているところが多いんですけども、そうではなくて、豊田市ですと、同じ育つ権利の中に第1項として学ぶこと、そして第2項として遊ぶこと、石川県の白山市におきましても、やはり遊ぶこと、そして次の項で学ぶことということで、非常に遊ぶこと、学ぶことということは同等の権利なんだよというようなことで、とてもわかりやすいような気がします。

この内容で概要説明を読みますと、解説を読みますと、そういうことなんだなということがよく理解できます。中で、この中に、例えばですけれども、元気に遊ぶことという言葉の一つ入れてくださるだけでも、何か子供たちに、ただ遊ぶじゃなくて、元気に遊ぶということはいじめもあっちゃいけない、陰湿なことがあってはいけない、元気に遊ぶということでは何かイメージするものがあるといいんですけど、この1、2、3、4、5の中でやはりこの遊ぶことだけが何か突出しているような気がするんですけども、何かそのようなことで意見は出ましたでしょうか。

○子ども課長

たたき台で出させていただいたときには、遊びが大切にされていることという形で出させていただきました。委員会の中で、遊びが大切にされる、だからここで言及されている点自体がよくわからないということで、遊ぶ権利が大切にされているということであれば理解できるというお話があり、恐らく遊びの5が遊ぶことを、一般を指しつつ、

特定の個別的な種目としての遊びを指していることに由来するだろうという意見が出ました。

遊びが大切にされていることは遊ぶことが大切にされていることを意味し、そのことが保証されることを条文として記載することであるならば、遊ぶことと、一部、一言でいいのではないかという意見が出されて、それで皆さんまとまったというような経過をたどっています。

○高木委員

この条例ができるまでにいろいろな意見が出たというお話は聞いたんですけども、一言だけを見ればなるほどなと思うんですけども、やはり私としましては、全体の7条の持つバランスというか、ちょっと他市ともう一度比較していただきたいなというような気もいたします。

ただ単に遊ぶことという言葉がここにポンと出てくるなら、じゃあ学ぶ言葉となると、必要な知識や情報が得られることということは、これは学ぶことということになるような気がいたします。

やはりちょっと遊ぶことに関しては、解説文の中の何かを入れてくださって、例えば子供の成長とか、適切な遊びとか、そういうような言葉で入れていただきたいなということを思いますので、よろしく願いいたします。

次に、この文章の第5、世代、性別、人種、国籍などが異なるさまざまな人々と触れ合うことということになっておりますけれども、私、このときに触れ合うことというのがなぜ漢字なのかお教えてください。

○子ども課長

単純に漢字でなく、平仮名でもいいのかという御意見だと思うんですけども、済みません、これについては特段意見なく、漢字のままですとってしまったものですから、このままさせていただきますというのが現状であります。

○高木委員

ここに私、触れ合いの意味ということで、平仮名のほうがいいんじゃないかなということで、やはり漢字で触れ合うということは、私たちは先生と触れ合うというのは意味がわかりますけれども、

触れ合うということはどうしても接触という意味に、この漢字だと、一番主たる漢字なんです、これ。

東京慈恵会の、医科大学の名誉教授の前川という教授が、ふれあいとはということで、平仮名でこの言葉を用いられております。それは、ふれあい、平仮名で、生身のコミュニケーションということで、直接触れ合うということで、やはりスキンシップ、それから人間のコミュニケーションとなると、やはりこれは平仮名のほうが適切ではないかなと。これ、多くの意味を世代、性別、人種、国籍などの。解説のほうを読みますと、ここに触れ合い、対話するという言葉も入ってきているんですね。

第5項のところ、触れ合うことと対話することということになれば、この漢字でも私はいいと思うんですけども、やはり国籍が異なる人々と、さまざまな人々と触れ合うこととなると、私は平仮名のほうが適切ではないかと思うんですけども、いかがなものでしょう。

○子ども課長

確かに委員の言われることも一理ありますが、つくる段階で、先ほど言いましたように、皆さんの意見の中で集約してきたということで今回提案させていただいていること、それから、つくる段階で市民協議会のほうに、検討委員会のほうには、市民のお母さん、子供のお母さんに入っていて、お母さんたちもやはり子供さんがまだ小学生を持ってみえるお母さんがたくさんいて、そのお母さんたちが、それではつくる段階で、じゃあ自分の子供にこれを読んだときに理解できるかというようなことも検討しながらつくらせていただいておりますので、このまま行かせていただければというふうに思っております。

○高木委員

この部分がどなたも見逃していると言っちゃいけないんですが、そんなに重きを置かれなかったのかもわからないんですけども、やはりここで一つ、このふれあいと漢字の触れ合いとはどんなくらいの感じが違うのかなというようなことで、

ひとつ私は検討していただきたいと思いますが、いかがなものでしょう。

○子ども課長

一応案ではありますが、さように出させていただきますけれども、こういう形で出させていただきますということで、一度ちょっと例規のことも検討しなければいけないかなというふうに思っていますけれども、基本これで出させていただきますので、私どもとしてはこのまま行かせていただきたいというのがあります。

○高木委員

十分母子ともに、今、平仮名がとても漢字でなく使われている時代ですので、ちょっとその辺は今後検討していただきたいなということを私は強く思います。

次に、第3章、第11条の施設関係者の責務ということがありますが、施設関係者というのは、主に学校ということなんですけど、それでよろしいでしょうか。

○子ども課長

施設関係者については、定義としまして、5ページ、第2条に定義という形で説明してあります。

施設関係者というのは何を意味するかというと、(4)施設関係者は育ち・学ぶ施設の設置者、管理者、それから、そこで働く教員及び職員ということで、育ち・学ぶ施設の設置者、市、それから管理者、例えば子ども課だとか教育委員会、ですから施設で言えば必ずしも学校だけではありません。児童センター、児童クラブ、そういった施設も全部含みます。また、それを管理する管理者、それからそこで働く教員、子ども課の職員、それも全て含みますので、学校だけを捉えて言っているものではありませんので、よろしく申し上げます。

○高木委員

資料集18ページの解説の中を読みますと、今お話しになったことは載っております、18ページの中に。育ち・学ぶ施設は家庭と並んで子供が一日を多く過ごす場所というふうになりますので、学校というのがとても多く割合を占める場所だと

と思いますが、今のお話になりますと、学ぶ施設、どこどこというのをおっしゃったんですけれども、学校ということが、施設の中で主に占めるというのが学校とか、例えば保育園だとか、そういうふうに捉えてはいけないんですか。

○子ども課長

子ども条例をつくるに当たって、子供の権利をということでつけていただいていますので、特定の施設だけを明記した場合に、例えばほかの施設ではいいのかということになりかねないものですから、こういう形で表現させていただいたというのが現状であります。

○高木委員

よくわかっております。施設関係者の責務というふうになっておりますけれども、やはりこの部分、ほかの市町を見ますと、学校など、学校と関係者というような形になっておりますけれども、なぜここで施設関係者という言葉や、学校という言葉を私は入れられなかったのが、今お話しになったように、こういうところもこういうところもありますよという話なんですけれども、学校等、学校などというような言葉で、学校というわかりやすい条例にされるべきではなかったんですか。

○子ども課長

委員全体的話では、先ほどもお話しさせていただいたように、特定の施設を表面に出すのではなく、包含したような形の、やはり条例ですので、そういう表現のほうがいいということでこういう形になっているかと思います。

例えば本会議の席で、豊田市と比較して、居場所を具体的にしてはどうかというような意見も出ていたかと思いますが、議員の中から。それも同じになるんですけども、居場所を特定すると、特定した居場所以外はじゃあいいのかというお話にもなるということで、委員総じて、やはり包含した形の文言で表示しようということでこういう形になっておりますので、学校等という、学校を表に出すことも、等についていますので、そういう表現の仕方もあるのかもしれないんですけども、いろいろ検討した結果でこういう形になっておりま

す。

○高木委員

いろいろ検討されて、十分に精査されてということで今お聞きしております。

私、一つ、最後、第5章の第24条、最後のところなんですけど、勧告や要請への対応というところで、第2項、市以外の者は、擁護委員会から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員会に報告するよう努めなければなりませんという言葉があるんですけど、これは具体的にどういうことかお教えてください。

○子ども課長

条例でうたってあります権利擁護委員会のほうの件なんですけど、権利擁護委員会は条例に基づく附属機関として位置づけてあります。

いわゆる行政処分を行う行政省と異なり、みずから市の機関や市民に対して、その行政、その行為を取り消したり、是正を強制する権限はないわけなんです、結果的に第22条等で調査、勧告の権限、あるいは法的な強制力を有するものではないわけなんです、実効性というのが、子供の権利に関してすぐれた識見を有する識者、弁護士等、5人を計画しておるわけなんですけども、擁護委員の判断、擁護委員に対する市民との関係、信頼、あるいはその人に対する信望が支えというか、それが担保で進められる部分ということで、その表現からして、そのことからして、市に対しては、当然、市は自分でつくった条例ですので、当然守っていくのが当たり前なんですけども、市以外のものについては強制力がないということから、報告するように努めなければならないという表現をさせていただいたというのが現状であります。

○高木委員

市以外のものというのは何を指すんですか。市以外のものというのは、第2項の。第24条、第2項の市以外のものというのは何を指すんですか。

○子ども課長

また5ページに戻っていただいて恐縮なんですけども、定義の第2条の5番目にあります地域住

民等、市民、それから市内で活動する団体、それから事業者、事業所も含まれます。そういった方に対してやはり人権を侵すような行為があれば、擁護委員会のほうから指導勧告ということになるかと思うんですけども、それに対して強制力がないがために努力するという努力義務で表現させていただいたというのが現状であります。

○高木委員

市以外のものというのは、そういう市以外の人がかかしていることという意味の、そういうふうに捉えるのかしら。そういう捉え方でいいんですかね。

どうもこの文章が私の頭では理解できなかったものですから、子供、今さっき、小学生の子がわかるようにというお話で、これ、何か、ここに関して何か質問はありませんでしたか。もしもあつたらお聞かせください。もしもなかったら、もうこれで私の質問は終わらせていただきます。

○子ども課長

済みません。議事録を全部持ってきておりませんので、その辺について当然やりとりがあったと思うんですけど、ちょっと今はあれなんですけども、市という部分について、行政、つまり普通地方公共団体である知立市全体を指しておりまして、地方公共団体である知立市全体を指して、その中に教育委員会だとか、あるいは議会、この議会もそうなんですけど、執行機関としての議会も含めて市という判断をしている。それ以外のものについて、例えば町内だとか、先ほど言いましたように事業所だとか、いわゆる地域、そういった方については市以外という、行政そのものからちょっと出ない、直接行政ではない部分を市以外という形で表現させてもらっておるわけなんですけども。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

よろしくお願ひします。

そもそも国連の、これは児童の権利に関する条約、こういうのがどうしてできたかという背景もあると思うんですけども、けさの新聞にも載りま

した、子供が兵士として使われているとか、そういう事件もいまだに外国ではあるということなんです。だったら日本は、そういうことはもう全然なくて安泰かというところも言えなくて、例えば子供と一緒に心中してしまうとか、そういう命を奪うというのは究極の虐待に当たるんですけども、そういうことを、子供を残しちゃかわいそうだとか、そういう考え方から来て、一緒にということで心中事件なんかも起きているわけなんですけれども。子ども条例というのは、最終的な目標は、子供を守ろうと、その周囲の人たちも守ろうということだと考えてよろしいですか。

○子ども課長

一応子ども条例でするので、子供の権利を守るという形でつくらせていただいていますので、子ども条例にうたってある形で行けば、子供、市内に住み、学び、市内に入ってくる子供さん全てですけども、守るということで作らせていただいていますけども。

○池田福子委員

子供中心にその周辺ということも言えると思うんですけども、ここでずっと読んでいきますと、市の役割というのがすごく重要になってきますよね。地域住民に対してもそうだし、学校を初めとする施設にもそうだし、それから擁護委員も絡んできますし、地域にも絡んできますしということなんですけれども、これは認識していらっしゃるんですか。市の役割はもう縦横にタコの足のように絡んでいくという条例になると思うんです。どうですか。

○子ども課長

子供の保護という面では、一義的には保護者だと思んですけども、今の池田福子委員の言われるように市としての責務というのが非常に重要で、当然、地域住民や、あるいは事業所、その他保護者等、親御さんに対しての、当然このPRも含めて、子ども条例を運営していくに当たっては非常に重要な立場にありますので、PRも含めてやっていく必要があるのかなというふうには思っています。

○池田福子委員

ちょっと一例として、まだそういう構想はないかもしれないんですけども、逐条の18ページ、子供の権利を理解し、保障するために、第4項、研修、職場環境を充実させること、そして早期発見に努めることということで、それをやらなきゃいけないのは当事者たちなんですけど、啓発しなきゃいけないですよ、これ。

これは市の役割だと思うんですけども、こういうことは何か考えていますか。研修、職場環境を充実させるということで具体的なお考えがあれば、もう次の月には、次の議会では出されるものですか。

○子ども課長

具体的にどうするんだという、今、何か計画はあるかと言われるとちょっと耳の痛い部分があるわけですけども、例えば子ども課において、保育園のほうで人権教育という形でこれはもう既に各保育園の保育士を対象に何度も実施しています。

それから、教育委員会のほうにも確認させていただいておりますが、教育委員会のほうについても小中学校の人権教育研究会という組織がありまして、そちらのほうでも活動されているようで、ここでもさらに教育委員会のほうでは子ども条例に沿って、さらに人権教育の研修というのは必要あるのかなということは言うておりましたので、今までやっている部分も含めてしっかりやっとうと思っております。

○池田福子委員

ありがとうございます。

子ども条例ということでしっかり考えるならば、網羅的な、あそこではこれをやっているよ、あっちではこれをやっているよと断片的なものではなくて、小学校ではここまでやる、中学校ではここまでやろうという、そういうちょっと大きな構想がやっぱりあったほうがいいと思うんですよ。成長段階によって義務だとか、権利だとか、そういうことも考えていかなきゃいけないと思うんですよ。

そのサポートとして、地域はこういうことをや

ってもらいと、それこそ地図のようにわかるような感じで、保育園ではここまでやる、だけど小学校ではもうちょっと成長してここまでやるという、そういうのを統括していただけると、一つの課で、すごくわかりやすくなると思うんです、子ども条例というものの成長度合いが。ちょっとお考えはどうですかね。

○子ども課長

子ども条例を担当させていただいたのが子ども課の私どもでもあります。子ども条例をつくって、これから子ども条例に沿ったいろんな人権教育、その他いろいろなんですけども、どうやってやっていくかという部分について、中心になる部分という点では、やはりつくらせていただいた子ども課が中心になるのかなという。その中に、例えば教育委員会にも入っていただいたり、それから私どもの管轄ですけど、保育園にも入っていただく、あるいは町内等のPRについてはどうやってやっていくかという話になると、先ほどのちょっと耳の痛い話になるんですけども、これから検討しなければいけない部分がありますけども、中心はあくまでも私どもになるのかというふうにご考えております。

○池田福子委員

そうですね。やっていることが、ああいうことをやっていたんだなということでは、やっぱり条例として生きてこないと思うんですね。

もう一つは、ちょっと具体的に教えてもらいたい。子ども会議というものをやろうというふうに取り組んでいますよね。逐条の27ページですよね。ここまでパッと出しているからにはいろいろ構想があると思うんですけども、何回ぐらいやろうとか、こういう子たちを集めようとか、そういう構想があれば、それとどこ連携するか。

○子ども課長

この件についても本会議のほうで質問が若干ありました。

今考えている子ども会議は、既にもう実施している議会のほうで、議会というか教育委員会が主体ですけども、子供議会。それから少年の主張を

やっておりますけども、このような少年の主張や子供議会と同じような位置づけで、子ども課として、またこれとは別に、子ども条例をつくるに当たって子どもワークショップというのを夏休みに実施しました。これは中学生の方に入っていて、各中学4人だったかな、入っていただいて、やったんですけども、そういうような形で別途また子どもの権利に保障、子どもの権利条約に、子ども条例に基づいて開催しますので、そこを中心に子供の意見を聞く機会を、1回というところとしかられるかもしれませんが、少なくとも1回は間違いなく、先ほど言いましたものとは別に開催したいなというふうにご考えております。子供の生の意見をお聞きするような形をとりたいなと思っております。

○池田福子委員

少なくとも1回かというと、それは年に1回ということですか。

○子ども課長

はい、年に1回という、少なくとも1回というふうにご考えております。

○池田福子委員

もし年に1回やろうという、絶対やろうというなら、それでちょっとその話は置いておいて、例えば臨時でもやろうという気はありますか。今のようないじめの問題が出たときに、年に1回だからというんじゃなくて、臨機応変というのをここでは活用できますか。

今、ワークショップとおっしゃいましたよね。ワークショップというのは、自分たちで考えて、どう行動するかを考えようという勉強方法ですよね。自分たちが意見を出し合うと。いろんな事件が起こったときに、事件と言っただけじゃないんですけども、そういうときにこれが機能しなかったらちょっと無意味じゃないかなと思うんですよ。

○子ども課長

例えば臨時でという今、お話がありまして、臨時については、例えば事件が起きたときという例を挙げていただきましたけども。ということは、事件が起きたときに子供さんの情報収集というよ

うな形、あるいはいろんな意見を聞くという形、事件が起きたときに子供の話を聞くというのは非常にデリケートな問題になりますので、そういったときに臨時でこれをすぐ子ども課が開くということはちょっと今のところ、全く検討しておりません。

○池田福子委員

ちょっと極端な例を出してしまって申しわけなかったんですけども、例えば防犯についてどう思うとか、そういうことでもいいかと思うんで、余りにも1年に1回だとテーマをどうしようと、そこから考えなくてはいけないと思うんですね、幅広過ぎてしまって。

どうですか。年代はどういう子供たちを寄せて集めて開こうと思ってるんでしょうかね、これは。

○子ども課長

つくるに当たり実施した子どもワークショップは、夏休みの終わりに中学校3年生の方を、各市内3中学から4名ずつお願いしたわけです。

これも先生たちとも相談の結果、このことについて公民をやっているというようなこともたしかあったと思うんですけど、3年生という形を選ばせていただいた形になっていますが、何せ3年生はこの後すぐに、もうこれで受験勉強に入るということで、日程的にはぎりぎりいっぱい夏休みの最後かなということでやらせていただいたんですけども、その辺のこと考える、公民の授業をやっている、非常に理解がしやすいということであるならば3年生。ただ、受験勉強のことを考えるならば2年生を対象にしても可能なかというふうには考えております。ただ、今現在どちらかということとは決定しておりませんので、今後検討する必要があるかなと思っています。

○池田福子委員

これを主導するのは子ども課ですかね。

○子ども課長

子供議会については教育委員会のほうで、主催も含めて教育委員会でやっていただいていますけども、子ども会議については子ども条例にうたっ

てありますので、子ども課が主体になってやっていきたいと。ただ、協力は教育委員会のほうにも求めていきたいというふうに考えております。

○池田福子委員

そうすると、そこでまた連携ということになってくるわけですね。

そうしましたら、次に、子ども権利擁護委員会のほうでお尋ねしたいんですけども、逐条の28ページ、第1項関係、下、子供の権利の侵害について迅速で適切な対応及び救済を図るため、相談から実際の救済までを行う新たな機関として擁護委員会を置きますと、ここではしっかり書いてあるんですけど、あとずっと読んでいきますと、こういうことはできるのかしらと不思議に思うんですけども。

強制力はないとか、それから要請するだけとか、そういうことが書いてあるわけなんですよね、これには。ですから、どこまでの擁護委員会というものに権限があるのか、そもそも権限さえないのか、ちょっとお答え願えますか。

○子ども課長

最後のページを、附則のところを見ていただくと、今回、子ども条例は提案させていただいてますけども、権利擁護委員会、第5章の部分、第5章は子どもの権利の侵害に対する救済と回復という部分ですけども、これについては最後の附則に書いてありますように、平成24年10月1日からこの条例は施行しますが、ただし5章の規定は平成25年4月1日から施行するというので、この後、詳細を規則のような形でつくっていききたいなというふうに考えております。

これも、本会議でもやはり答弁があったと思うんですけども、委員の報酬も含めて、3月に向けて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○池田福子委員

平成25年だというのはわかっているんですけども、次の29ページを読んでみましても、助言や支援をする、調整する、それから勧告したり、制度の改善を要請すると、その次もずっと要請が続い

ているし、申し立て、伝える、聞くとありますよね。

擁護委員会というのは、原則、自分たちで直接相談を受けるということは、これから見ますとないわけですよ。

○子ども課長

今、私どもが考えているのは、まずは御本人、もちろん受けるのは相談室のほうで受けさせてただくんですけども、一旦受けるんですけども、そこでまず本人で解決する、組織の中で解決するというのをまずは図っていくこと。いきなりから擁護委員に入っていてどうかというふうでなく、それで話がかからないようであれば、本人さんがどうしても納得がいけないということであるんならば、その段階で擁護委員のほうに初めて申し出をするというような形をとっておりますので、いきなりから擁護委員ということになるとやはり角が立つということもありますので、話し合えば済むというケースもありますので、そういったことは今考えておりません。

○池田福子委員

29ページの中段なんですけど、擁護委員会は子供またはその関係者から相談に応じ、救済を図り、権利の回復のための助言や支援を行います。具体的には電話相談、面接相談などにより、ともに問題解決の道を探ります、なんですけども、今のお話ですと、電話や面接相談で、いわゆるスクリーニングしていくわけですね。ピックアップして、この問題は重要だから擁護委員に回そうというふうですかね。

○子ども課長

ちょっとまだどうすると決まったわけではないということで前置きさせていただいて、若干、私どもが考えているというのは、やはり悩みのある子供さんというのは自分のことだとか、あるいは友達のこと、あるいは家族のこと、また学校のことと悩みのあるお子さんがあると思うんですね。そういった方が電話なり面接相談という形で、まず最初の窓口としての子ども課のほうに置く子どもの権利相談室、例えばですが、相談に来ていた

だくと。相談員にその気持ちを打ち明けて聞いていただいて、その解決を相談員と一緒に解決の道を図ると。

解決すればそれで終わりなんですけども、そこでどうしても納得がいけない、あるいは気に入らないということで初めて申し立てを権利擁護委員に相談の申し立てをするというような形の流れを頭に描いております。

○池田福子委員

そうしますと、窓口は子ども課の相談コーナーですかね。そのほか、いろいろ保健センターにかかったりとか、いろんなところで今、相談を受けていますよね。ですから、窓口はそっこだということですよ。委員会が窓口ではないと、直接の、そうですね。

窓口、そちらからいろんな相談があつて、それをこれはもう擁護委員のほうに回したほうがいいというものだけ擁護委員、子ども擁護委員のほうに回ってくるというふうに理解すればいいですか。

○子ども課長

先ほども話したように、相談員と本人との話し合いの中で、本人が納得いかない場合は本人が申し立てることになりますので、やはり本人がどうしても擁護委員に申し立てするというのであれば申立書を提出していただくという形になる。

擁護委員については常設ではありませんので、やはり事務局としての窓口が必要ということで、こういったものを考えてはどうかということで、先ほど言いましたように、例えば権利相談室、今の家庭児童相談室、そういったものを別の名称で、基本的には子ども課が窓口になるのかなというふうに考えております。

ただ、いろんなところもやっていますので、県でもいろんな相談コーナーを持っていますので、そちらに電話するケースも多分あると思いますけども、基本的には子ども課ということでお願いします。

○池田福子委員

おおよそちょっとわかってきたような気がしますが、最後はこれを聞きたいんですけど、

今、権利擁護委員、人権擁護委員との関連はあれですか、これ。所轄の課が違うと言われればそれまでですけども、何かやっぱり連携があったりとか、もちろん上下関係はこれ、独立性を保つんだということで、ないとは思うんですけども、かぶる部分もありますよね。

○子ども課長

人権擁護委員との関係でございますが、子ども条例に書いてあります権利擁護委員は子供の権利侵害、子ども条例ですので、そちらに基本的には、それだけ、がんじがらめじゃないかもしれないですけど、そっちに特化された形になるかと思いません。

人権擁護委員は全ての人権侵害に対して、これは適切な救済措置をとるのが職務でありますので、動いていただくということで、子供の権利の侵害については、今お話をいただいたように、正直な話、どちらの窓口も、委員も窓口になり得るというふうに考えております。ですので、ある意味、人権擁護委員と子どもの権利擁護委員、双方が協力し合って救済を行うということも想定されるかなと思っています。

相談者にとってはどちらに相談してもいいという、相談窓口が2本になるという考え方もありますので、そういう意味ではプラスの方向ではあるのかなというふうに思っています。

○池田福子委員

例えば親が相談してきて、これは子供かな、どうかというふうに迷ってしまったりする場合もあると思うんで、今のお答えを聞いてちょっと安心した感じがあるんですね。縦割りじゃないだろうけれども、それはそっちだ、あっちだと言われるような気もしたもんですから、そういうふうに考えていただければ本当にいいことだと思います。

順次、また計画ができれば教えていただければよろしいかと思っております。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○稲垣委員

たくさんもう意見が出ました。1つ、2つだけ

聞かせてください。

子ども条例制定の背景には、全国でいじめ、児童虐待、体罰を初めとした子供たちの人権を無視した問題が多く発生する、これの件については本市も例外ではないよということがうたわれておるわけでございます。

こうした状況を、条例制定によって抑えていくよ、そういうことを許さないよということで、概要説明の10ページ、安心して生きる権利が第1号から第9号、掲げてあります。これを読ませていただきました。

これ、今、一番社会で問題になっている点なのかなというふうに私は考えまして、思いまして。これを読んでいく限り、ちょっと曖昧な表現でちょっとつかみにくいなというのを思いました。第6条、子供は安心して生きるため、次のことが保障されますという第1号から第9号、この議論の中にどのようなこと、例えばここにありますが、あらゆる暴力を受けず、放置されないよう、この条例でどう守るかとか、差別や不当な不利益を受けることがどのように発見していくのかとか、またそういったものを発見したときにどのように対処するのかと、こういうような点については議論されたんでしょうか。ちょっとこれをお聞かせください。

○子ども課長

先ほど申し上げましたように、全部が全部、全部が全部というか基本的に議事録を持っていないもので、内容を今すぐここで言えと言われるとちょっとあれなんですけども。覚えている範囲でということなんですけども、例えば6、あらゆる差別や不当な不利益を受けないことという表現があります。

これ、不利益だけでも十分じゃないかという意見が十分あったんですけども、ただ、世の中で不利益というのは日常茶飯事あることであり、これは不利益があっても容認せざるを得ん部分があるんじゃないのかという意見が出ました。

だったらどういうふうに表現するかという話の中で、不当な不利益と、不利益の中でも特別不当

な部分について表現したらどうかという御意見が出まして、これにしようということでまとまったというような経過をたどっていますので、繰り返しですけども、トータル17回、2つの委員会で2年かけて、足かけ2年かけて審議する中で、いろいろ一言一句、皆さん一生懸命考えながらやっていただいたということと、それでありましてよろしくをお願いします。

それから、先ほどお話があったように、情報なんですけども、見つけたときにどうするかという話なんですけど、これは虐待防止法のほうで平成16年に改正されていますけども、以前は見つけた場合は、いわゆる虐待を認知した場合は、いわゆる児童相談所なり市役所に連絡するというものになっていたんですけども、平成16年の改正で、思われる場合、完全に認識はしていなくてもそういうケースがある場合は、いわゆる市民であろうと学校の先生であろうと、何人も連絡するというのが法律でうたっていますので、そういった形で明記してありますので、上位法にうたっているものについてはここに表現していないというのは現状であります。

以上です。

○稲垣委員

ありがとうございました。

これを全般読ませていただいた中で、子供の権利が極めて重要だということはきちんとよくわかりました。しかし、これ、どうなんでしょうね。また、これも会議の中でちょっとどんなことがあったのか、ちょっと聞かせてください。

その中に、これから10月1日、ここで承認されれば成立されるわけですが、成立されるという前提のもとに、例えばですけど、強化月間だとか週間、広報活動に合った施策などは議論されたのか、その辺はどうなんでしょうね。これをちょっと聞かせてください。

○子ども課長

施行後のそういった、どうやってやっていくかという部分については、委員会の中では、2委員会ですべて話されたのは、とにかく第5章の部分の、権

利の救済をどうするかということはもうはっきり皆さんで協議させていただいていますけども、具体的に例えばPRの方法だとか、そういうものは、申しわけございません、委員会の中では話が出ておりません。

市役所のほうで今後、条例が制定された後には、先ほどのお話のように、どうやってやっていくかということを検討し、子ども条例を最大限市民に知っていただいて、生きるような形でやっていくべきかなというふうには思っています。

○稲垣委員

それでは最後、市長に、子ども条例制定に向けた意気込み、ちょっとその辺を聞かせてください。お願いします。

○林市長

何度も、本会議でも申し上げておりますけれども、2010年から足かけ、こうして2年、3年と積み重ねてきたわけでありまして。プロセスは蔭山委員長初め、保護者の方、そして市民の皆様方、子供たちがこうして練り上げて、きょう、条例案として出させてもらったわけでありまして。

私はその際に、シンポジウムでも申し上げました、また蔭山委員長初め、会議の中でも申し上げてきたことは、まずは子供たちのいじめ、虐待を大人の力で何とか早期発見、未然に防ぐ、これを一つ、この条例に盛り込んでください。2つ目が、子供の視点を取り入れたまちづくり、とにかく子供の声、気持ちが入っていけるようなまちづくりができていけるような、そんなことも盛り込んでください。そして子供たちの教育環境、またさまざまな家庭環境、とにかく子供たちを地域で、家庭でも当然、一生懸命育てていただくわけでありましてけれども、地域で、社会で育てていけるような、そんなことも盛り込んでくださいなどなど、5点、6点、申し上げました。シンポジウムでも申し上げてきました。

そうした中で時々、蔭山委員長とも2人でディスカッションしたり、あと、いろんな方々にお話しさせていただきながら、こうして練り上げてまいりました。

今、先ほど来、本会議でも他市ではこうしているよ、こうしているよといろいろございます。ですけれども、私は、他市の状況はなかなかわからないわけでありまして、やはり今、効率化、便利さというのが社会は追及していくわけでありまして、子育てというのは効率性ではなかなかできないわけでありまして、非効率な部分のところ、非効率であればこそ子供が力強く育つ部分があるわけでありまして、その部分、効率性を重んじる社会じゃないところで、やはり子供、子育てはしっかりやらなければいけないんじゃないかなと。そうした部分を社会で共有化していこうよということかなというふうに思っております。

中で、くどいんですけれども、私どもの前文もそうであります。目的もそうであります。子供の権利を大切にすることというふうにとめていないんですね。子供の権利を大切にすることは当然であるわけでありまして、子供の権利を大切に、子供一人一人が夢を育むことのできるまちをつくりましょう。これは大人にとってもいいわけでありまして、これから少子化というふうに言われているわけでありまして、少子化にもきつと長期的に見れば歯どめをかけることができる、そんな条例になっているんじゃないかなと思っております。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、お聞かせ願います。

先ほど目的として子供の権利を保障すると同時に、知立市として夢を育むことができるまちづくりを目的にするというふうに市長も説明され、またこの中にも書いてあるわけですが、それで、第2章が、子供にとって大切な権利という形で権

利の尊重、第4条から始まり、具体的には自分らしく生きる権利、安心して生きる権利、育つ権利というものが、育つ権利、それから参加する権利と、第6条から第8条までこうした形で子供の権利ということが網羅されているわけですが、これらの4つに大別したというか、考え方といたしますか、これで子供の権利はどういうものかということがいろいろあるかと思っておりますけれども、ほぼこれで子供の基本的な権利をこの中に全てというか、包含した形になっている、この辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○子ども課長

第5条の自分らしく生きる権利から、育つ権利、参加する権利、そのあたりまでだと思いますが、国連のほうの条約、平成6年に日本が批准しましてというわけなんですけれども、権利条約のほうの4つの柱、生きる権利、守る権利、育つ権利、参加する権利に対して、生きる権利に対して第5条の自分らしく生きる権利、守られる権利を第6条の安心して生きられる権利、育つ権利を第7条の育つ権利、参加する権利を第8条の参加する権利というような形で、一つ一つ並べながらつくらせていただいたというのが現状であります。

○佐藤委員

例えば、どうのこうのということじゃないですけども、自分らしく生きる権利ということで、最近子供たちの中にも性同一性障がいなどが、男に生まれてきたけれども、男として自覚できない、そういう問題もまた出たりしているわけですね。

そうした意味で、例えばいろいろ自分らしくというのはそれぞれありますけれども、例えば今、性同一性障がいなどは、前は隠すような対象といたしますか、そういうことでそういう人たちの権利やそういうことの保障だとか、そういうことも不十分だったと思うんですよ。昨今はそういうことが権利として自覚され、隠すことなく、自分はそういうふうだと表明する方も中にはお見えになっているような状況もあろうかと思うんですよ。

例えばそういうときに自分らしく生きる権利で、具体的にそのような形であったとしたときに、個

別の施設関係者と言われる、家庭でもそうですし、施設関係者もそうですし、どのような、それを素直に認めてあげられるのか、抵抗感を持って距離を置くのか、さまざまあろうかと思いますが、具体的な自分らしさの権利として、そういうものも出てきたときに、どのような、周りからフォローやそういうことをやるのかなというふうに思いますけれども、例えばそんな問題が出てきたときはどうなのでしょう。

○子ども課長

ちょっと例題が難しいものであれなんですけれども、例えば例に挙がっていました性同一性障がいのお子さんについては、これ、親御さんもなかなか理解しづらい部分があると思うんですね。

むしろ親御さん以外の方のほうがかえって理解を示す部分があるのかなという部分があると思いますけれども、そういったところでやはり子供さんが、先ほども池田福子委員のほうから話があったように、悩みがあるということであるならば、まず相談室の門をたたいていただいて相談していただく。

その中で、先ほども言いましたように、本人及びその周りで解決できることであるならば、本人の意思が、情報を流してもらっては困るというふうだとまたちょっと困るかもしれないですけども、そういう話し合いの中で周りの方からフォローするような形をとっていくべきなのかなというふうには思います。

○佐藤委員

いずれにしても、自分らしく生きる権利、安心して生きる権利、育つ権利、参加する権利というものが保障されていくということが大切なわけですけども、それをやる上で第3章の構成は子供の権利を保障する大人の責務という形でずっと載っていますよね。

締めくくりとして市の責務という形で、第13条で、必要な施策を実施しなければなりませんとか、それぞれの責務を果たすことができるような支援を行わなければならないとか、市の内外において子供の権利が保障されるように努めなければなり

ませんと、市の責務が定められておりますけれども、これを保障するために、大人の責務ということですけども、これはなかなか難しいことだなというふうに実感するんですけども、この辺は第4章の中で、子供に優しいまちづくりということの第14条で、この条例と子どもの権利の周知を図るとともに必要な取り組みを実施すると。市は、家庭、育ち・学ぶ、地域において権利をとずっと書いて、必要な支援を行うと、市民が子供の権利について理解を深めるよう必要な支援を行うと。

責務を、大人の責務を定めて、具体的に定めておるわけですけども、これを担保するために、この第4章の第14条がとても大切な中身だなというふうに思いますけれども、条例をつくっただけでは、これは保障されないわけで、子供たちの権利への認識が高まること、それから周りの大人の人たちが子供の権利について認識すると同時に、守るべき大人が、擁護すべき大人がそうしたことをきちんと理解し、大人としての責務を果たすということがとても大切なことで、条例は制定はしたけれども、具体的に第14条に基づく取り組みを今後どのような形でやっていくのか。

一部、パンフレットをつくって、子供たちが学習するということがありました。それは子供からみずからの権利を子供たち同士の中で学び合う、尊重し合う、そういう関係はいいですけども、子供同士の権利侵害ばかりではなくて、ここでうたっているようなさまざまな権利侵害も想定されているわけですので、これが大人からの場合ということもあるわけですので、そうしたときにそこをいかに担保していくのかということがあろうかと思いますが、具体的にさまざまな、この条例をつくるに当たってさまざまなケースを想定しながらつくられたと思うので、そうしたことを今後どうやって進めていくのか、この辺はどうでしょうか。

○子ども課長

これも、先ほど池田福子委員からどうするかということでもっと若干耳の痛い部分があるんですけども、まず今、委員の言われたようにパンフ

レット、当然のことながらパンフレット、リーフレット、そういったもので啓発は当然、市民に対して、大人に対して啓発していく、あるいは子供に対して啓発していくということが必要なというふうに思っています。

子供に対しては、教育委員会のほうでこの事業をじかに、逐条解説も含めたような資料を含めたもので事業をしていただくなり何なりしていこうかなと思っております。

大人に対する啓発のほうですが、本当に耳の痛い話なんですけど、実際、現時点、まず職員については人権教育という形で、保育園のほうはもう既にやっております。これをどうやって拡大していくか、いわゆる保護者に対して拡大していくということがありますけれども、人権教育は既にやっています。

それから、教育委員会のほうについても、例えば先ほど人権教育研究会というのがあって、そちらのほうでいろいろ取り上げて研究していくというような話も教育委員会にさせていただいております。また、例えば教育委員会のほうの関係ですと、PTAだとかおやじの会等の会合でPRしていただくという話も聞いておりますので、そういった形でお父さん、お母さんたちにPR、大人の方にPRしていくのかなど。基本的には小学校あるいは保育園で、保護者に対してどうやってPRしていくかなということが基本になるかなというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

こういう条例が制定されるということになれば、子供たちは当然ですけれども、今言われたようなところを含めて、出前講座も含めたような形、出前講座というのは相手が学びたいよということで初めてそれが成立するわけだけだけれども、それだけでは不十分で、大人たちの責務を本当に果たそうと思うとだめなわけで、そうした点では、例えば条例制定の過程の中で、アンケート調査やシンポジウムもやられたんでしょう。だとするならば、私は例えば条例制定を機に、条例をどのよう

にして生かしていくのかというような形の、条例制定の過程ではどんな条例をつくらうかと、どんな子供の権利があって、どのような形でやっていくかということが、制定に当たってそうしたシンポジウムなども計画して、広く市民に参加を呼びかけるようなこともいいのではないかなというふうに私は思いますけども、どうでしょうか。

○子ども課長

今、お話のあったように、シンポジウム、例えば年1回のシンポジウムだとか、ああいうワークショップのような形、これは大人のものか、子供のものかというのはありますけども、そんな形でやったらどうかというお話ですけども、これから正直、PRのほうも、これは、皆さんに可決していただいた暁には、これをしっかり履行していかないかんということでもありますので、今後の検討の中で検討させていただきたいということで思っております。

○佐藤委員

PRでというよりも、ある意味で私どももこの条例を見ていろいろ、文言はともかくとして、やっぱり改めて子供の権利、子供が置かれている状況は大人を映した鏡だというふうに言われているので、子供の権利は当然のことながら、大人自身の権利と、そういうことと不可分な関係にあって、やっぱり人権ということ子ども条例を土台としながら大人もここで学んでいく機会とできたのかなというふうに私は評価するんです。

お互いにやっぱりこれを深く学ぶということがないと、やっぱり大人の責務を果たすことはできないし、条例の掲げる目標も達成できないだろうというようなことから、私はシンポジウムという話をしましたけど、あらゆる機会これを学ぶという、そうした方向性というか、具体的に何をやるかということとはともかくとして、やっぱり学ば取り組み、そのことを全ての分野において、具体的にはこれがというのは出てきませんけれども、子供向けのパンフが出てきたならば大人向けのパンフでもいいだろうし、その中身にはそれぞれの御家庭で、子育てで困っているような問題につい

て例示しながら、このときあなたはどんな対応をしていますかということ、そういうことを通じて、子供の権利との関係で見詰め直すような、そんなものも必要ではないかなというふうに私は思いますけれども。この点、先ほど課長が答弁されたもんだからいいんですけども、私はもうちょっと条例制定で一般的なPR、学校での学び合いは当然だけれども、それ以外のところでもっと深く、広く、学ぶ機会、学ぶ機運を高めるような、そうした取り組みにしてほしいなというふうに思っていますけれども。もう一度お願いします。

○子ども課長

申しわけございません。委員の言われるあらゆる機会に勉強する、学ぶ機会、履行をしっかりとするためにはそれが当然必要ですので、しっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員

ぜひそのような点で、何がいいのか、やはりこれを、普及啓発の検討委員会なんかをつくられたらどうですか、普及啓発のための検討委員会。町内でもよろしいです。私はこの条例をつくるに当たって、そうした市民の御意見を伺い、市民参加もありやってきたならば、普及啓発のために市民参加も含めた、それが妥当かどうかということとは別ですけども、そうしたものを組織して、やっぱり普及していく、啓発していく、そういうことを取り組んでほしいなというふうに思いますが、福祉子ども部長、どうでしょうか。

○福祉子ども部長

佐藤委員よりいろいろ御提案いただきました。条例が施行されればよいというものではないのは当然で、これを市民、子供から大人から市民全員が条例の目的を理解していただくというのが、これが一番大事なことだろうというふうに思っています。

先ほど課長も申しましたように、いろんな機会を通じて大人の方の、例えば例でも申しますと、今度、市民運動会があればそういったところで大勢の市民の人が集まったときに子ども条例ができ

たと、それは一つの例ですが、多くの方が集まった場合にはそういった条例の施行のPR、それからこれは子ども課だけで周知するというのではなく、市庁的にそれぞれの課、いろんな機会を通じて結構かなと思っているんですが、そういったことも捉えて、また部長会を通じてこういった取り組みについてお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいと思います。

それから、本会議でも、この場でも子供の権利の侵害に対する救済と回復ということで権利擁護委員会の設置ということがありましたけれども、議論の中では、権利擁護委員会は常設のものではないということですから、直接本人から申し出があれば、権利擁護委員会があれば、それは開催せざるを得ないと思うんです。

例えば先ほど議論の中では家庭児童相談員ですか、そういうチャンネルだとか、さまざまなチャンネル、来て、相談して、これは解決できればいいし、解決がなかなか困難だと、本人はそれだけでは不十分で、こういう擁護委員会があるよということを知っているという前提のもとでここにしてくださいということになれば、これは常設ではないと言いますが、速やかに権利擁護委員会というのは開催されるのでしょうか。

○子ども課長

基本、先ほど話したように、話が進まなくて申し出があった場合には、その申し出に対して速やかに開催するという。ですから、前もって委嘱しておくわけですので、委員さんに。よろしくお願いします。

○佐藤委員

権利擁護委員会は法的拘束力がないとはいえども、子ども条例の中でそうした権利侵害があったとき、それを担保するための勧告や是正を求める、法的拘束力はないわけだけでも、そういう役割を果たそうということですよ。

だとするならば、そうしたことが申し立てられ

たら、権利擁護委員会は設置されるわけですが、申し立ては事務局のほうに本人さんから申し立てされるわけですね。先ほどの議論で、規則だとか、報酬だとかということはありますけれども、例えば権利が、著しく侵害がひどい場合、例えば速やかと言うけれども、申し立てがあつてから1週間後だとか、2週間後では全然話が成り立たないわけですよ。この間のいじめや虐待の問題を見たときに、緊急性ということを見たときに、そうした体制がこの中でとれるのかどうか。とる方向で権利擁護委員会は設置せにゃいかんと思うんですね。

その場合は、例えばそういうことについても、本人から申し立てがあつた場合、その間、家庭児童相談員でもいいし、周りも学校でもいいですけども、フォローがあつたとしても申し立てますよということがあつたら、例えば速やかというのはどのくらいの範囲なのか。緊急性が要する場合だってあるかもしれません。その場合はどうなるんでしょう。

○子ども課長

権利擁護委員会の部分について、先ほども答弁させていただいたように、また別途、条例にぶら下げるような形で規則をつくっていかうと思つていますので、その中でお願いする委員さんも含めて、ちょっと話をさせていただきながら、速やかにというのが今ここで、きょう出たからあしたというのが、もちろんきょうのきょうが一番いいんでしょうけども、今ちょっとここでは御答弁しかねるんですけど、できるだけ早くというようなことになるかと思うんですけど、その辺は相談させていただきながら決めさせていただきたいと思つています。

○佐藤委員

ですから、私は、今のそういう事態が発覚したり、申し出、相談があつたりした場合、現在の体制の中で対応するということが基本でありつつ、本人が希望すれば擁護委員会だということですので、申し立てがあれば速やかに開催すると。それが、速やかというのはどの範囲かということですよ。

けれども、やっぱり子供たちの問題で、この間は命にかかわるようなことがたびたび起つていて、これを見たときに、そこはきちっと担保しなければいけないなというふうに思いますので、その辺はぜひ御検討願いたいなというふうに思うんです。

それから、権利擁護委員は5人以内で組織するというので、この間の議論では弁護士という形で、この条例を制定過程の中で助言をいただいた西三河弁護士会の方1名というようなことも言われていましたけれども、それも規則でなるわけですけども、例えば、この間、条例制定に携わつた人たちも可能性は、こここのところの弁護士、臨床心理士、社会福祉士、学校教育の専門家だとか、そういう方たちも一つの候補者としてなり得るというふうな思いも私はありますけども、その辺はどうでしょうか。

○子ども課長

やっていただいた委員に入つていただくというのも一つの考え方としてあると思います。ただ、今現在、じゃあどの方かということを決めていませんので、ちょっとその辺は御答弁を差し控えさせていただきます。

○佐藤委員

ぜひ、その辺はしっかりと対応してほしいなというふうに思います。

それから、勧告や要請への対応ということで、最後の第24条ですか、ありますけれども、市は擁護委員から勧告や要請を受けたときに速やかに勧告や要請に応じて、その対応状況などを擁護委員会に報告しなければならない。これをいま一度、先ほど高木委員とのやりとりがありましたけれども、いま一度御説明ください。

○子ども課長

是正勧告処分というのは、これ、何度も委員のほうからも御披露があつたように、強制力が正直ございません。ですので、絵に描いた餅かというのではまずいということで、権利擁護委員会のほうから何かあつたときには是正勧告をさせていただきます。

ただ、繰り返しですけども、強制力がありません。

るので、市については、市がこれ、つくった条例ですので、当然この勧告に従うような形で、また報告するような形でしっかり実施していく。

それに対して、市以外の、先ほどのこれもお話したように、地域だとか、会社だとか、事業所だとか、そういったところは指導勧告させていただくんですけども、是正勧告させていただくんですけども、それについて強制力はありませんので、最終的な文言になる、努めなければならないという、ちょっと若干後ろに後ずさりしたような表現でつくらせていただいたというのが現状であります。

○佐藤委員

例えば、市は擁護委員会から勧告や要請を受けたときということですけども、市が子供たちの権利侵害をしたということになるんですか、これは、よくわからんですけれど。その辺との関係で、例えば市以外のものというのは、いわゆる地域の、保護者等を含めて、その人たちに擁護委員会が是正を求める勧告や、そういうことをしましたと、そうしたらこの条例に基づいて、法的根拠はないですけども、勧告を受けた方は速やかに勧告や要請に応じて対応状況などを擁護委員会に報告するように努めなければならないと。

例えば幼児虐待があって、例えば幼児でもいいし、子供の虐待でもいいですけども、市民の方が殴る蹴るを親がしておったということ、通報するということになっていきますけれども、通報があったというようなことで、例えば法的な措置のところへ行けばいいわけですけども、そうじゃなくて市の窓口のほうへ来たというようなときに、その方に対して擁護委員会に上がって、その方に対して権利を侵害している保護者なりに勧告や要請を、そうすべきではないと、子供の権利を守りなさいということで、市以外のもの、保護者側の、具体的に受けた時は勧告に従って、その状況を報告しなければならない、努めなければならないということですよ、市民は。

市民はそうした形で、市以外のものというのは、市民だと思うんですけども、市の場合はどうい

ことを想定されるんですか。

○子ども課長

第13条の市という部分ですよ。第13条の市というよりか、この中に入っている市という部分ですけども、済みません、繰り返しですけども、普通地方公共団体である知立市、市全体を指しておりまして、教育委員会を入れてもいいんじゃないのかという意見もありましたけども、知立市ということで、包含した形で教育委員会も含めてやっております。

もちろん市ですから、子ども課の保育園も全部そうですね。入っています。その中で当然のことながら学校のこと、それから保育園のことも含めて、保育園の子供さんはちょっと多分親御さんだと思うんですけども、そういった方の相談があった場合に、さっきの流れで、説明した流れで行けば、まず相談員が相談を受けるんですけども、それでだめであるならば御本人もしくは親御さんが申し立てして擁護委員会が動く。

擁護委員会は、当然それが学校であれ、市の保育園であれ、あるいは民間であれ、調査させていただいて、それが市に、子供の権利を侵害しておるといふことであれば、相手がどこであれ、独立した思いでやらせていただくわけですので、勧告するというような形になるかと思えます。

ただ、それが、内容が故意というんですか、事実でないような場合ですと、当然、委員さんは勧告しないということになるかと思えますけども、基本はそういう流れになると考えております。

○佐藤委員

わかりました。市以外のものというのは、私、先ほどこういうふうでいいですかと、こういうふうだと思うということを言いましたけど、市以外のものをもう一度。

○子ども課長

例えば子供会だとか、あるいはスポーツ少年団だとか、あるいは考えようによつたら塾みたいのところもそうかなと思うんですけども、これは学校と違いますので、そういったところも全て該当するかなというふうには思っています。子供の生

活する場所というのはいろんなところがありますが、
けども、そういったところを指していると思います。

○佐藤委員

そうすると、私が言った、個人の方が、例えば親が子供を虐待したということで、その方が擁護委員会に上がって勧告を受けましたよと、その場合に速やかに勧告や要請に応じて、その後、対応状況などを擁護委員会に報告するように努めなければならないと、これとは違うと、その辺はちょっとニュアンスが。

○子ども課長

済みません。ちょっと説明足らずで申しわけございません。

今言ったのも含めて、当然親御さんも、それから兄弟も、個人も含めて全てで、そういった方たちが何かをすれば本人、親であれば多分親は申し出ができませんので、例えば兄弟だとか、親戚、そういった方が申し出るといことも可能ですので、そういった形で対応していくということになると思います。

○佐藤委員

わかりました。そうすると、市というのは再度確認ですけども、市が管理する子供たちに関係する施設、それについては勧告を受けたら市が責任を持って調査しなければならない。当然だね。そういうことの先ほどの説明でいいわけですね。

○子ども課長

申立人から申し立てを委員会が受けて、委員会が調査して、その結果で指導勧告、勧告しますので、勧告されたことに対して、今度、市も含めてですけども、報告するというような形になるかと思えます。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

いろいろ条例の中ではやりとりがたくさんありましたんですが、この条例を制定するのにいろいろな段階がありましたね。子ども条例策定検討委員会、そして公募の市民による知立市子ども条例

検討市民協議会、それから子ども条例策定のアンケートもとられたと。

それで、その中で子ども条例策定のための子どもワークショップというのをやられたということですね。ちょっとそのときの状況とか意見とか、そういうものをちょっと御披瀝願いますか。

○子ども課長

子どもワークショップでよろしいですか。意見としては、例えば家庭のことであるならば、当然人権の問題についてのワークショップですので、家庭のことであるなら、例えば子どもから出たのは、問題点として上がってきたのは、女の子だから手伝わされるとか、あるいは兄弟で差別される、例えば一番上、長男であるからやれとか、長女であるからやれとか、あるいは親がノックもせず部屋に入ってくるというような、率直な意見が出されておりました。

また、学校のことについては、先生が生徒にひいきするだとか、あるいは塾で発言するときの差別があるだとか、あるいはしっかり子ども条例を勉強していかないかかなと思うんですけども、学校の校則が厳し過ぎる、もっと自由というふうな意見もございました。

こういうものに対して、子供の解決方法として、例えば家庭であれば、親に相談したりする、あるいは強い意志を持って処理をはっきりさせるというような意見、それから学校であれば、生徒会から言うとか、生徒から意見を先生にしっかり言っていこうというような意見が出されておりました。こういったような意見が子どもワークショップで出されておりました。

以上です。

○石川委員

これは子供の、言ってみれば、ある意味ではわがままな分もあるわけでありまして、それはそれとしておきまして、パブリックコメントをやられて何ら意見も何もなかったという答弁が今回ありましたけど、そのとおりですか。

○子ども課長

パブリックコメントについては、意見がござい

ませんでした。

○石川委員

今までも出てませんね。何ら反応がないということは、大丈夫かなと、市民の方々に。今はいろいろと周知せないかなと、PRせないかなと言っている中で、子ども条例のパブリックコメントと言ったときに一つも意見が寄せられんというのは、これ、どういうふうに感じますか、担当者として。

○子ども課長

アンケートの方法でございますが、アンケートで最後に、子ども条例をつくることに関心がありますかという問いがありました。この問いに対して、ちょっと耳の痛い話なんですけども、はいよりもいいえが多く、さらに、わからないという回答が非常に多かったという記憶であります。

シンポジウムするときもちょっとお話しさせていただいたと思うんですけども、知立市として条例制定の周知により力を入れていかなければいけないかなという月並みの部分と、それから子供が、正直な話、これは別のアンケートの結果なんですけども、あなたは大人から大切にされているかという質問なんですけども、大人から大切にされていると感じている子供は65%、対して大人は86%が子供を大切にしているという、このギャップ。それから、いじめ、虐待、犯罪などで困ったとき、すぐに相談して助けてもらえるかどうかという質問に対して、子供は61%の子供しか助けていただけの人がいないと。済みません、61.6%の人が相談したり助けてもらうことができると感じていると、これに対して89.5%、助けているという回答になっています。これも大きなギャップになっておるわけなんですけども。

先ほどの話に戻しますけども、PRをしていかなければいけないかなというふうには思っておるわけなんですけども、反面、よくよく考えると、子供が大人を信頼していないのかなというふうにもとれると思います。そこからすると、やはり子供にしっかり大人を信頼していただく意味でも、こういった条例をつくって、子供がたとえ一人でも二

人でも、相談に来ていただいて助かる、助かると思ったら失礼で、子供が安心して暮らせることができるようになるんならば、この条例はつくったかいがあるのかなというふうには思っております。

○石川委員

いろいろ考え方があるかなと思いますけども、子供の権利というようなことで子ども条例ができておるわけなんですけど、やはり子供のほうにしてみたら、子供のほうの人権のワークショップだったかわかりませんが、結構わがままなことを言っておるだけですね、これ。

学校で差別があるとか、学校の校則が厳しいとか、そんなことは当たり前のことであって、社会に出たらそういうことも、社会とか、そういう場所、学校においてでも校則というのはちゃんとあってしかるべきもので、それが厳しいだ何だと言って、生徒がそれほど言う分でもないと思うんですが、子ども条例を見ますと、要するに子供の権利ということばかりが主張されていて、じゃあ義務をというところが忘れられてないかなと、そんなふうに思いますが、そういうものは含めないのですか、これは。

○子ども課長

子供の権利は何かということで、例えば権利について、義務や責任を果たすことを条件に権利があるわけではなく、権利そのものは子供が生まれながらに持っているものであって、いわゆる子供の基本的権利という形になりますので、義務と引きかえに権利を認めるということではないと思います。そういった形で、子ども条例については権利だけをうたったような形になっております。

○石川委員

そういうもんですか。権利だけ、子供の権利だけでいいわけですか。

ここで一番心配しますのは、PRして、どんどん広めるということでもありますけども、18歳未満まであるわけですから、もうほとんど大人に近いわけです。今は選挙権も18歳でどうだというような話もある中で、権利、権利とうたわれていますと、そこら辺の年齢まで来た人は、これは権利の

濫用になっちゃうかもわかりませんが、かなり自分の権利を主張する人が出てくるのではないかと、そんなことは思われませんでしたか。

○子ども課長

それについては、条例の解説のところにもたくさんうたってあります。また、条例の中でも、例えば前文では、子供一人一人が尊重され、互いに尊重し合えることというようなこと、それから第4条のところでは、2のところ、自分の権利を学び、大切にするとともに他人の権利を認め、尊重するように努めますというような形。

いわゆる権利や自由というのが、自分の思うままに何でもできるということではないということをしかり条文の中にうたったつもりでおりますし、また解説のところにも入れてありますし、これについてしかり子供に教えていくべきかなというふうに、これが本来の権利だよということを説明すべきかなというふうには思っています。

○石川委員

そんな権利ばかり教えておったら大変ですよ。いろんな権利がこれからいっぱいあるんですから。子ども条例の中の権利ですから。これは当然、ここで、先ほどからも出ていますが、遊ぶことなんていうのが出ていますと、じゃあ夜遅くゲームセンターで遊んでいる人、18歳未満の人で遊んでいる人、じゃあ輔導できませんじゃないですか。遊んでおるんだからと、遊ぶ権利があるんだからと言われたとき、どういうふうにされるんですかね。

○子ども課長

夜、子供が遊んでいたりと、ちょっと済みません、私も勉強不足でいかんですけど、例えば深夜徘徊という別のルールがあると思いますので、そちらのほうで輔導は可能ではないかなというふうに思います。

○石川委員

ほかにあるかもわかりませんが、それじゃあ、要するに子ども条例のほうで、そうやって見つけて、あ、あなた、こんなあれじゃないかと言ったときに、第三者の人で、そんないろんなものがあるということを知らないで大人の人が注意した場合

に、私は子ども条例で遊ぶ権利があると、こんなようなケースが出た場合はどういう対処をしたらいいわけですかね。

要するに、第三者の大人なんて、誰もそんな声をかけることもできないのかと。専門の人が巡回しながら見つけて、おいと言え、それはいろいろ、こういうこともある、こういうこともある、こういうことなんです、ほかのところ、そういうものがあると言っても、また同じように、言ってみれば、言葉は悪いかもかもしれませんが、縦割りで、私の部署はこしか知りませんよと言ったら、そんなものはありますと言ったって、そんなこと通用するとは思えないんですがね。

そういうものも全部ある程度包含しなければいけないんじゃないですか。それで、子供を守るような権利ばかりを主張しているようですが、大人といますか、家庭の責務では子供の幸せを第一にとかというようなことをちょっと書いてあるだけで、そこはほとんどが家庭のしつけとか、そこら辺が一番大きな問題であると私は思っておりますけどね。

虐待にしろ、虐待だといろんなことを言われますけど、子供たちのけんかなんていうものは、けんかなのか、今いじめているのかというのは、判断は大変難しいということもありますし、ただ権利だけを、子供の権利を守るなんて言うと、大人はほとんど何もできないような状況に陥ってしまうのではないかなと私は思いますけど、子供にしかることもできない、そういう家庭もいっぱいふえちゃうかもしれんと、そんなふうにも思うんですが、そこら辺はどう思いますかね。

○子ども課長

子ども条例をつくって、これを授業でも取り入れてもらうという思いでありますし、また家庭、広く市民にPRしていくわけですが、子ども条例に沿った形でしかりと子供に人権教育をする中で、当然人権が保障されるということは、義務もついてくるわけですが、基本的には、委員の言われるとおり。その部分も含めて、やはりしかりと大人が、周りの地域の大人がみんなで人権教

育を知っていかなければいけない、そのたまたき台
というとちょっと表現が悪いんですけども、子ども
も条例を使ってそういったしっかりした教育、親
にしろ、学校にしろ、地域の人にしろ、していく
べきかなというふうには考えておりますけども。

○石川委員

当然そうなんですけど、人権の保障なんて、それ
は当たり前前で、それは当然なんですよ。ここに定め
られているからどうのこうのじゃなくて、これは、人
の人権なんていうのは、完全に守られないかんとい
うことは決まっているわけですから。

そんな中で、子供の条例なもんですから、権利、
もちろんそういういじめに対してとか、そういうこと
に対して一生懸命配慮しているんだと思いますけども、
その一方で、それじゃあ子供が何もやらんでいいの
かという形になってしまうじゃないですか。

やっぱり権利があれば、必ず義務があるはずなん
ですよ。僕ら、大人にしてもそうですよ。権利がある
もんですから、ほかまた納税の義務があるとか、そう
いうふうには必ず権利と裏腹に義務があるんですが、
そういうことも子供のほうに教えていけないことには、
権利だけ主張されたら、先ほど私が言いましたように、
一つの例ですけど、いろんなところでこれから起きる
可能性がありますよ。これは私、権利だからと言われた
ときに、果たしてどのように対処するのかという、そう
いう問題が派生すると思います、条例があるがために。
そういうことについてはいかがでしょうか。福祉子
ども部長、どう思われます。

○福祉子ども部長

石川委員のおっしゃることも、私ども、よくわか
ります。そういったことをやはりなくす、また権利の
濫用をなくすためにも、この条例の施行後、全ての
子供たちに適正な権利といいますか、そういったこと
の教育をしていかなきゃならないなというふうには
私は思っております。

○石川委員

当然そうだと思いますので、それはやっぱりし

っかりした教育をやらしてもらわんといけないと思
いますよ。この条例だけでいるんなことが守られる
なんてとても思いません。

それで、そんな中で今、一つ、一番、私、この
条例をパッと見まして、権利擁護委員というのは
まだこれから決めて設定されると、設置される
というのに、何で先の条例だけが10月1日から施行
せないかんのかなと。あわせて来年4月1日でも
いいんやないかなと思うんですが、なぜそう急が
れるんですか。

○子ども課長

当初、全てにおいてこの9月を目途に計画して
いたわけなんですけども、何回か議論を重ねるにお
いて来てしまったということで、若干時間を延ばし
てもいいのかなというふうには思ったんですけども、
少なくとも条例は当初の目途にした9月の議会に
間に合わせようという、委員の御意見等ありまし
て、これを先行で出させていただきますと。

また、このやり方については、規則だけを、ぶ
ら下がる部分については後にしたというやり方、
豊田市を参考にさせていただいてやらせていた
というような形で、内容の細かいところにつ
いては後になってしまったということになってお
ります。

後になった分については、この間も本会議で討
論があったように、委員さんの報酬も含めて、委
員さんの報酬は3月に計上させていただきますので、
そのときまでに合わせてつくっていくのかな
というふうには考えています。

○明石委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時58分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石川委員

先ほどお聞きしていたのは、なぜ10月1日施行
で、残りが4月1日にするのかということですね。
なぜそうやって急いで前半だけを施行せないかん

のかということ。合わせて4月1日でもいいじゃないですか。そこら辺もう一度お願いします。

○子ども課長

2つの委員会で策定するに当たって、ずっと8回、9回、足かけ2年かけてつくってくる中で進めてまいったんですが、最終的に細かい部分がまだできていない段階で延ばすことも考えたんですけども、条例については当初の予定の9月議会に提出すべきだという委員の意見もございまして、条例のみ先に今回提案させていただいたというふうな形です。

○石川委員

ちゃんとしっかりできていない、まだ細部ができていないというのも、今度、議会に出してもらうのは大変、議会のほう、迷惑ですね、我々は。ちゃんとできたものを出していただくのが当たり前で、まだ不確定だと、そんなものがあるものを出されては困りますが、そこら辺はどうですか。

○子ども課長

条例についてはきちっとした条例を提案させていただいています。あと、これからつくらせていただくのは、条例に基づいた規則の部分ですから、運用の部分をつくるわけですので、条例が先に先行して出るといいんじゃないかなということ判断させてもらったような状況です。

○石川委員

そのことはわかるんですけど、ハードの条例の中の第5条以降が4月1日だと、2つに分かれる必要がないもんで、なぜそんなにあわてるんですかということなんです。

○子ども課長

一緒に出すことも考えたんですけども、先ほども言いましたように、最初の予定で、条例を提案するのを9月と決めたんだから9月というふうなお話がありまして、ならばということで私のほうも準備させていただいたというような形でございます。

○石川委員

そんな理由はちょっとおかしな理由じゃないですか。9月に決めたから絶対出さないかんという

こともないでしょう。

もっと大事なことだったら、もっと審議会なりで検討せないかんかもわからんでしょう。とにかく9月に出すからといって、それじゃあこれで出しちゃえと、そんな無責任な話はないと思いますかね。9月、予定だからと、予定は予定ですけども、これはまた慎重に審議すれば延びることがあったって、それはいいんじゃないですか。

それで、大体これが、県下でも第6番目だという話でしょう、条例ができるのが。それならそんなにあわてることないじゃないですか。まだほかのところでも一生懸命やっていますし。

私が一番心配するのは、先ほども言いましたように、権利の主張ばかりされて、権利の濫用みたいなことが起きる、そういうケースが起こりかねない。よく皆さん、言われるじゃないですか。先進市の例を見てとよく言われるんですが、この件に関しては、先進市のやつを見ずにパッと出るといだけのその勇気というのはすごいものがあると思うんですが、そこら辺はどうですか。

○子ども課長

子ども条例については、先進市というんですか、前に条例を制定した市のものを全部見させていただきました。義務の部分についても確認をいろいろさせていただいたんですけども、一部当初の案では、義務の入っていた分がある市もあるんですけど、今現在、私が承知している範囲では、権利に対価というか、反する義務をもってして権利を認めるという条例はないように記憶しております。

子どもがつくるに当たって、日本が平成6年に批准した条約に基づいてつくらせて、策定させていただいていますので、条約にも、権利の条約でありますので、これに基づいたような形でつくらせていただいていますので、その辺のことを御理解いただければなというふうに思います。

○石川委員

国が批准したということは、それは別にそれでいいんですよ。だからすぐにやらないかんということでもないんで、それはその地域でしっかりとした条例をつくるというのが当たり前のお話なんで。

だから、それに基づいて、今、子ども条例を出されています。国が批准したからすぐやらなあかんと、そんなものじゃないでしょう。しっかりやっぱりその地域の実情に合わせたものをつくるのが当然だと思います。それが条例だと思います。

そんなことがなければ、国がやったら国のやつだけに、その法律だけでいいじゃないですか。条例をつくるというのは、地域のことを生かすのが条例なんです。やっぱり慎重にしっかりしたものをつくってもらわないと困ります。

ただ、愛知県でも6番目だなんて言って強調して、そんなことが、早いことだけがいいというものじゃありません。いつも皆さんが言うておられる先進例をよく検討してということは必要なことだと思います。

先ほど私が言いました義務の点が何もないじゃないかというようなことと、それから、多分そういう、これからそういうケースが起きてくると思います。これ、権利だよということを絶対言う子供があらわれます。そういうときの対応とか、いろんなことが含まれるわけですから、そう急いで急いで、一日を争ってつくらないかんという条例ではないと私は認識しております。その点について、市長、いかがですか。子ども条例については相当力を入れてみえるようですので、早くいいものができればそれにこしたことはないんですが、その点の御所見をお願いします。

○林市長

子ども条例は2010年から携わったんですけど、必ずしも9月議会にこだわる必要はないということをおは委員長にも申し上げておりました。慎重にしっかりとしたものをつくってくださいということは申しあげました。

先ほど議論がありましたように、この条例は1994年の時の政府が国連の子どもの権利条約に基づいて、批准したというところから始まったわけでありまして、各地で子ども条例ができ始めた。やはり子供、日本は国連の背景と違って、無理やり子供が労働を強制されているとか、そういう背景は必ずしもなかったんですけど、時の政府が判

断されたのは、やはり一人一人に、子供たちに目を向けて、たくましい子供を育てる、そんな背景もあったというふうに聞いているんですけども、いずれにしましても私どもはしっかりとしたものをつくりたい、その動機は先ほど申し上げたとおりであります。

石川委員のおっしゃられた疑問、2つ大きく感じたわけでありまして。1つは義務。権利を入れるからには義務を載せろということでありまして。これは人権であります、子供の人権。これは先ほど石川委員もおっしゃられましたように、人権というのは当たり前の権利で自然権。自然権というのは、義務は基つかない、とにかく権利で、義務は要求されないわけでありまして、これはそういうことかなと思っております。

もう一つは権利の濫用、わがままを助長する、しつけが成り立たないということでありまして。これは、例えば人を殺める、子供が人を殺めちゃった場合、例えばその子供が、私は、僕にとっては子ども条例に基づく遊ぶ権利の一つだ、殺めることが遊ぶ権利の一つだと言った場合、これは、私は、その子は子ども条例を知っているんだという中でしっかりと教え込む。子ども条例はこういうことが書いてあるんだよと、自分の権利を保障するんだけど、相手のことも思いやるんですよ、ちゃんとこれを、相手のことを思いやるから自分の権利も保障されるんだよ、こういうことが書いてあるんだよ、だからこの地域で一人一人の子供を応援しているんだよ、これを教え込むチャンスであります。

私は、かえって例えば権利をしっかりと認識させることによって、権利の薄い方、薄い子供もしっかりとそういうものかと、権利の強い子、権利意識、正義意識、正義感の強い人も改めて感じるわけでありまして、これを一つつくることによって、私は確かに、これ、決められたことだ、やれ、大人が決めたルールだ、やれということは確かに効率的には教育をやられていくと思うんですけども、やはり弊害も出てくるわけでありまして、先ほど申し上げました教育というのは効率性だけじ

やなかなか成り立たない、詰め込み教育ともよく言われるわけでありまして、やはり一人一人の生きる力を育む教育をやる、また教えるというのは、私は非効率かもしれないですけども、子供一人一人に向き合って、語り合って、やはりわかっていたら、それかなと思ひまして、これは、やはり子ども条例というのは、一つの、そういった意味では一つのルールを決めたものかなというふうに思っております。

○石川委員

ちょっといろんな疑問のところがあっても、やはりそういうのを教え込むんだと、一人ずつが教え込むわけにはいきませんので、まず親がしっかりそういうことを認識して、子供に教えないかん。よく言われます親育とか、そういう親の教育をもうちょっとやらないかなというような部分、また学校での教育ということでもありますから、そこら辺をしっかりとやらんことには幾ら条例があろうか、それは。

第三者的な市民の方が子供に対すときは、それはいろんな意味合いのこともありますが、この条例を見ていると、なかなかまた学校の先生なんかは大変だなと。子供にどの程度まで指導するということができるのかなというような心配も起きてくるわけです。

こういう子ども条例もという世界的な流れ、それから世の中の流れも、一つの条例として効力をうまく発揮できればいいんですけども、いろんなものが関連したことによって、いじめだの、それからまた体罰だの、いろんなことが起きているわけでもありますけども、そのこの区別というのはなかなか今は難しいところで、一方的に先生たちが悪いかなとか、あるいはいじめなのかけんかなのか、先ほども言いましたけど、そんなようなこともあったりするわけで、その中で一応はそういう擁護委員会という、そういうものもあるわけですから、そういう機関を利用しながらいい方向へ行ければと思います。

あと、これ以上聞いてもあれですので、これで終わりたいと思います。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号について、挙手による採決を行います。

議案第45号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第45号 知立市子ども条例の件は、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第46号 知立市老人憩の家条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

本会議で風間議員の質疑を聞いて、その経過、耐震化やその他でなされていないということ、さらに八橋町のほうで新しい公民館をつくられて、そこに老人憩の家を設置するという経過はわかりました。

そのことを通じて、施設的には広がるのか、その部分が、移管した部分が狭くなることが予想されますけれども、そのこのところだけお知らせください。

○長寿介護課長

今利用しておる老人憩の家というのは和室なんですけども、こちらのほう、今度新しくできる公民館のほうに移動しますと、ちょっと実際にきた公民館のスペースというところでどこまでの部分をお借りというか、そこで活動できるのかというところを私、ちょっと承知しておりませんが、恐らく今よりも広がることはないんじゃないか

なというふうには思っております。

○佐藤委員

地元がいろいろ御意見はあるけども、納得されているということでもありますけども、ただ、利用実績を見ると、平成23年度は年間6,073人というような形で、昭和憩の家に比べると2倍以上の利用者だということを見ると、今度新しく公民館のほうに移管されると、そうした利用の点でどうなのかなという疑問は引き続き残るのではないかなというふうには思っているところです。

それで、もう一つ、風間議員が聞きましたけれども、地方自治法の第244条の第2項、第2号のところでは議決がある施設ということで、条例で特に重要な施設ということで定めていますけれども、老人憩の家はそうした点ではどういう状況でなっているのでしょうか。

○長寿介護課長

私も3分の2議決ということで、この施設が該当するかどうかということではちょっと調べさせていただいたんですけども、委員がおっしゃる第244条の第2項、こちらのほうを読ませていただいて、あと市の、こちらの法規の担当とも検討しました結果、現状は学校と保育所、これ以外に市の施設において3分の2議決を必要とする施設は今はないという結論になったものですから、今回は過半数の議決ということというふうには考えております。

○佐藤委員

調べてみてそのようになったということですけども、ちょっと所管が違うかもしれませんが、参考までに。例えば、条例で特別重要な施設ということ、例えば老人憩の家条例、この中にはそういうことをうたっていないと思うんですけども、どこの部分でそこを担保して、3分の2議決をこれは必要じゃないという形になったのか、そこだけ教えてください。

○長寿介護課長

学校とか保育所、その辺のところは条文の最初のほうにこの辺がきちんとうたってあるかですけども、今言われましたように、私どもの老人憩の

家条例にはそのことが記載されていないということですから、なぜじゃあそのときに、いろんな施設があるわけですけども、どういう基準をもとに、どういうときにそれをのせていくのかということまで、済みません、私は承知しておりません。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号について、挙手による採決を行います。

議案第46号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第46号 知立市老人憩の家条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号 知立市精神障害者小規模保護作業所の指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

知立市精神障害者小規模保護作業所の指定管理者の指定についてということで、この作業所について伺っていききたいと思います。

この作業所ですけども、以前、西新地の狭いところでやってみえたのが保健センターの隣に移転されたわけですけども、いつぐらいからそこに移転されましたでしょうか。

○福祉課長

平成13年に家族会という、本来、平成10年のときに実は刈谷市と一緒になつてということで、家

族会のほうで、そういう組織という家族会ができて、その中から平成13年に知立市として独立しまして、知立市の精神障がい者の家族会ということで運営が始まっております。

そこで、平成18年のときに今の指定管理という制度ができて、そのときに家族会のほうへ指定管理という形で委託させていただいております。その後、平成20年に実は今のかとれあ福祉ネット、NPO法人になるわけなんです、平成20年にNPO法人になった時点で、またさらにそのときに今度はNPOのほうに委託という形で、5年間という形でやらせていただいて、また来年からということでも引き続きお願いするという形になっております。

○高木委員

精神障害者小規模保護作業所というところ、当初、私たち、保健センターにちょうどおまして、パートで働かせてもらってまして、どんな人が来るんだろう、子供たちに何か危害を加えたらどうしようかということで、大変そのときに心配した覚えがあります。

ここですけれど、当初、私の知る限りではたっくさんの方が女の人も男の人も通ってみえたようなんですけども、現在、最初のころと思うと、現在の利用人数、お聞かせください。

○福祉課長

現在なんです、まず8月現在ですが、今、この定員については20名の定員になっておりますが、実際の8月の利用者実数なんです、12名という形になっております。月平均約8名の方が毎日というか週4日間ですが、その部分で通われているということになっております。

現在、ここのかとれあのほうへ登録されている方については24名の登録者がいます。そのうちの今言いましたように、利用者実数が12名、1日平均約8名の方が利用されている形になっております。

○高木委員

作業所なんですけれども、市長、指定するといふときに、目標というのはいはり作業所に入所す

ることによってそこで働くということを読んで、そして一般の会社に行くと、そんなようなことが目的とされていますけれども、現実、この作業所から職場に復帰された方はあるのでしょうか。

○福祉課長

最近におきましては、実際、一般の事業所のところに1名の方がここから勤められたという話を聞いております。それと、あと、就労支援施設、要は就労継続支援施設と、福祉施設の一部なんです、そういった就労の専門のそういった事業所へ一応6名の方がここから出られているということで伺っております。

以上です。

○高木委員

せんだって本会議のほうでも問題になった、けやき作業所のメーブルに勤めたいけれども、勤めることができない。その方たちはけやきということで知的障がいということですけども、精神障がい者の施設でも私個人的には、親としては規則正しい生活を子供に送ってもらいたいということで、1週間に土日、そして水曜日がお休みでということで、週4日間通うということにできるんですけども、そういう養護施設を出た子たちが通うというようなことは考えられないのでしょうか。

○福祉課長

自立支援法ができて、障がい者は三障がい一つという形で動いている、施設についても身体、知的、一緒のところという形でやっているところもあるわけなんです、ただここに限っては一応精神障がいということで始まっております。当然、家族会の方も精神障がい者の御父兄の方という形になりますが、そういった方で、一応中の職員もそういった専門の精神福祉士等が働いております。

その中で、知的の方を入れてどうだという話も私のほうからも一度させていただいたことがあるわけなんです、やはりその体制がまだとれていないということで、やはり今は精神の方ということで特定ではあります、そういった形でなければ受けられないという形で、結論的にはそういう話になっております。

今後、そういったことでどういったのができるのかという話で、できればいいんですが、つい最近そういう話をさせていただきましたが、やはり結論的には精神に特化した形でお願いしたいということで伺っております

以上です。

○高木委員

24名の方が登録されていますよということで今お聞きました。就労施設のほうに行っている方がその中にまだ含まれているというようなことで、24名のうち、実際、ここへ今現在通ってみえる人が12名ということで、まだ今、大きく言えば8名の方の枠があるということなんですけれども、やはり事業所としては20名、多いにしても、もう少し人数をふやしてということになる。それから、精神の方、今、統合失調症、100人に1名ということ言われていて、精神科のほうへ通われる方はとても多いと思うんですけども、そちらのほうからでもこういうところがありますよということ何かそういう働きかけとか、ありますかでしょうか。

○福祉課長

委員の言われるように、今20名の定員のところを12名という形でやっておられております。実際はもう少し登録が、今の8月の人数ですので、年間を通しますと大体17名ぐらいの方が利用されるという話になるわけなんですけど、ただそれでもやっぱり少ないということで、今、かとれあのほうでは一応そういった、かとれあを紹介するチラシというんですか、パンフレット等を、こちら辺で言うと知立メンタルクリニック、それと西中町の西中町クリニック、あと、それと刈谷の刈谷病院、豊田の豊田南病院等、そういったところの窓口において、やはりそういった医療機関を利用された方を見ていただいて相談される方がやっぱり多いものですから、そちらのほうにパンフレットを置かせていただきたいということで置かせていただくということで、毎月そういうのについてはいろんな便りについても届けさせてさせていただいております。

それと、もう一つ、また運営委員会の中でも、やはりそういったふやしたいということで新しい方、とにかく相談等で気軽に来てくださいということで、一つそういったものをつくりたいということで、今、運営委員会のほうで協議させていただいております。

以上です。

○高木委員

もう一度、そういったものと、もう一度具体的に。申しわけありません。

○福祉課長

そういったパンフレットですね。とにかく今、固定の公共施設、それから病院等に置かせていただいているんですが、それとは別に広く皆さんに知られるような、そういったパンフレットをつくりたいということもあるんですが、ただ、一つ、やはり利用者の方の意見も聞かないといけないということで、その辺もちょっと協議しながらやらせていただいているものですから、少しちょっと時間がかかっておりますが、最終的にはやはりそういったので広く施設を知っていただくという形のもの、市民一般の方に知っていただくような形でチラシ等をつくりたいと思っております。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

賛成討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号について、挙手により採決をします。

議案第49号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第49号 知立市精神障害者小規模保護作業所の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第51号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

お聞きしたいことがございますので、お願いいたします。

これが3款民生費、ページで言えば19ページ、福祉管理運営費というところなんです、004福祉の里八ツ田管理運営事業のところ、けさ方、一番最初に避難訓練の状況はどうですかということでお答えいただいたんですけども、福祉の里に関して平成23年度はなしということにして、それ以前はどうだったんですかね。毎年やっていたものが平成23年だけなしなのか、それとも平成23年、ずっと今までやってきてなかったのかという、ちょっとその確認ができてないものですかお願いしますと思うんですけど。

○長寿介護課長

平成23年度だけやっていなかったということではなくて、これまでちょっとそういうのをやってなかったというふうに聞いております。

○池田福子委員

経年的にやっていなかった、はっきり言って一回もやっていなかったということですか。

○長寿介護課長

いつからやめているかまで確認しておりませんが、ここ数年はやっていないというふうに聞いております。

○池田福子委員

これは、私が思うには多分組織の問題ではないかと思うんですね。遂行義務はきつと義務者としてはやってなかったと思うんですけども、やっ

ぱり結果責任者はどなたのレベルの方でしょうか。結果責任としてやったかやらないかということなんですけど。

○長寿介護課長

現在、当施設は指定管理ということで知立市から社会福祉協議会の会長へ指定管理の委託をしておりますので、この辺の防災規程等はきちんとつくってありまして、その提出はいただいておりますし、その中に避難訓練を行うということも載っておるんですが、たまたまそれが漏れていたということでございまして、その辺のところを、私ども知立市もそのところのチェックが足りなかったということでは申しわけなかったなという。

今回、お話が出てわかったわけではなくて、去年やらなかったということを既に承知しておったもんですから、今後もそういうことが二度とないように今年度からしっかりやっていくということは、去年の段階、去年が終わったところでお話させていただいております。

○池田福子委員

中島議員からもスロープがあれですよとか、やっぱり非常階段も危ないしという話がどんどん出てまいりましたよね。ただ、それ、経年的にやっていたらこれは危ないなというのが気づくとは思わうんですね。ですから、やっぱり責任者同士の連絡の行き違いというふうに理解していただいて、今後は、もうそれはきっちりやるということで、こういう施設だからこそ率先してやらないといけないとは思いますが、よろしく申し上げます。

続きまして、21ページの衛生費のほうに行きたいと思っておりますけれども、衛生費の予防費の部分で、予防費のところ005、特に伺いたいのが一番下の高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種助成金で720万円の計上でございますけれども、この方たち、どういう方たちがまず受けられるのか、その方たちはおおよそ何人見えるのかということをお話ちょっと教えていただければいいですか。

○健康増進課長

まず対象者でございますけれども、一つには愛知県後期高齢者医療被保険者でございます。それ

には、詳しく申し上げますと、一つには75歳以上の方、そして65歳以上75歳未満の方であっても心臓、腎臓、呼吸器などの機能に身体障害者手帳1級程度の障がい有する人ということで、これが愛知県後期高齢者医療被保険者でございます。もう一つの対象者でございます。生活保護法による被保護世帯に属する者で、後期高齢者医療被保険者の要件に該当する者ということでございます。

これは、医療機関で高齢者肺炎球菌のワクチンを接種する費用の一部を市が助成するというところでございます。一般的には医療機関で支払う接種費用のうちの3,000円を市が補助するというものでございます。それから、生活保護または市民税非課税世帯に属する者、こういった方は3,000円ではなくて、かかった費用の全額ということで、8,000円を限度に全額を支払うものでございます。

それでは、3,000円と8,000円を上限にする方たちの人数の内訳を申し上げますと、3,000円の助成のほうは1,200人でございます。これは全対象者の3割を見込みまして、1,200人分の補正予算を上げさせていただきました。それから、8,000円を限度とする方でございます。これは、対象者が1,500人おりまして、そのうちの3割ということで450人でございます。ということで、合わせますと対象者が全部で5,500人、そしてそのうちの3割を見込んでおりまして、1,650人が予防接種を受けられるという見込みで補正予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○池田福子委員

8,000円の方が450人、それから3,000円補助の方が1,200人で、合計のこの方たちが見えると1,650人分が720万という解釈でよろしいかと思うんですけども、補助額の額がそこまでなんですけれども、ちょっとうがった見方をしますと、それ以上を超えた方に関しては全額自己負担となるのでしょうか。それとも、そのまま受けてもらえるのでしょうか。ちょっとお答え願えますか。

○健康増進課長

助成額でございますので、3,000円の方は、そ

れ以上かかった場合は自己負担となります。8,000円の生活保護、市民税非課税世帯の方も8,000円の限度額を超えた場合は自己負担でお願いすることになります。

以上です。

○池田福子委員

ちょっとごめんなさい。言い方が悪かったと思うんで、申しわけないです。

1,650人以上が来てしまった場合、これは考えようによってはいいことですよ。予防接種にたくさん来てくださるというのは。ただ、ここで720万円という縛りがあるものですから、先着順だよと言った場合には、この人は自己負担が全額なんですかということちょっと伺いたいと思った。

○健康増進課長

一応予算としては1,650人まででございますので、この予算では1,650人を超えてしまえば全額自己負担になるわけですがけれども、様子を見ておりまして、たくさんの、接種する方が大分超えるようなことがあれば、また市の財政担当と協議しまして、補正もできれば考えていきたいなと思います。

これは、毎年打つものではなくて、健康な方なら5年有効ですので、来年度に入ってもよろしいわけですが、来年度の当初予算はまだ決まっておきませんので、今ここでは申し上げられませんが、打っていただければ、その効果によって、効果で医療費の削減につながるものでございますので、補正でできればお願いして、また再度補正ということでお願いするかもしれませんので、よろしく願いいたします。

○池田福子委員

肺炎球菌ワクチンは非常に効果が高くて5年効果があるしということで、決して個人であれしても高くはないものだということがぼちぼち行き渡ってきていると思うんですね。ですから、打ちたいという方もふえるとは思っておりますもんで、それはそれでいいことだと思っております。

その際に、ちょっと一つだけ事務的なことでお

伺いたいんですけど、4つ上に繰り上がっていただいて、臨時職員賃金というのがありまして、15万7,000円。臨時というからには、日にちを区切っているわけですね。

○健康増進課長

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種事業は当初予定しておりませんでしたので、かなりの事務量がございますので、今の職員ではちょっと賄いきれませんので、臨時職員をお願いしたいと思います。

臨時職員の業務内容でございますけれども、まず発送するに当たっては5,500人、全対象者に個別通知いたしますので、発送前からいろいろ印刷ですとか、宛名を張ったりといろいろな作業がございますので、7日間、臨時職員2人を3時間程度お願いしたいなと思っております。

それから、もう一つの作業としまして、受け付けと事後処理でございます。5,500人、発送いたしますとかなり電話がございますので、そういった対応ですとか、それからまだいろんなケースがございますので、直接窓口に来ていただいて申請するケースもございますので、そういった受け付け事務、それからこれは、高齢者肺炎球菌の接種の助成については医療機関に助成金額を差し引いたもので接種者は支払っていただきますので、医療機関から私どものほうにまた助成金の請求がございますので、そういった事務も含めまして、10月から2月末まで行いますので、約5カ月間ということで月に5日、1人を5時間、そして2月末の約5カ月間をお願いしたいと思っております。

以上です。

○池田福子委員

ちょっと再確認で済みません。最初おっしゃったのは7日間を2人で、7日、7日ですか。それとも3日と4日という意味で合計7日、お二人ですか。

○健康増進課長

発送準備につきまして7日間、それからそれにプラスして受け付け、事後処理については5日間を5カ月間ということでございます。

○池田福子委員

どうもありがとうございます。

そうしましたら、2つ下に行きまして、環境衛生のところをお願いいたします。001環境衛生事業、墓地台帳整備委託料という墓地台帳整理という、こういう仕事が初めて載ったもんですから。これは、まずこういうことをやる背景と、それからどういう効果を狙っているのかと、それを教えていただいていいですか。

○環境課長

墓地台帳整備委託料につきまして説明します。

現在15カ所、市で経営許可を受けた墓地があります。これまで経営許可は県の保健所の事務となっていました。町内会では許可がないということで、いずれも市で許可を得ております。

形式的にこれを市営墓地ということにはなりません。実態としては、町内会が管理運営しておる状況です。

15カ所の墓地につきまして、ことし4月1日からですが、保健所のほうから分権一括法の関係で、事務移譲を知立市のほうで受けた際、町の時代からなど、かなり古い書類で、かなり管轄が広がったためか、きちんと加除整理がされておらず、台帳は旧地名、旧地番、そういった形でなかなか読みにくい状況になっております。これを系統的に整理して、現況を調査して、古い申請書、許可申請を受けた、廃止の申請を受けた、変更を受けたと、そういった書類を電子化する事業を行いたいと思っております。

具体的には、ほとんどの墓地につきましては、土地改良によって地番が変わっておりますので、土地整理図や謄本、そこら辺を整理させていただいて、現況位置図、そこら辺もかなり昔とは違った状況になっておりますので、現地調査を行って現況を古い台帳と照合いたしまして、土地利用や衛生上の問題点があるかどうか把握したいと思っております。

また、古くなってかなり見にくくなったB5判サイズの資料を、破れそうなものもありますので、電子化して整理させていただきたいと思っております。電子化することによって墓地の名称、所在、面積、

許可の変更、申請、廃止、そうした履歴や管理者、町内の区長さんの名前が多かったんですが、それらをデータベース化して、見やすく台帳整理をさせていただきますかと思っております。

なお、この事業は緊急雇用促進事業により実施させていただきますことになっております。

以上です。

○池田福子委員

いろいろ町内会で話し合いなんかをしたときに必ず出るのが、お墓をどうしようという話が必ず出るので、自分はこちらに住んでないけれども、国はあちらだけどうしようとか、困ったなという話も非常に多いものですから、そういう意味もあるのかなと思ったんですけども、どうですか。

○環境課長

この事業につきましては、今、先ほど申し上げたように、県からの移譲事務で、書類をきちんと整理するのが本来の目的となっております。墓地につきましては市営墓地を整備していくとか、そういった目的ではございません。

以上です。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

民生費の19ページ、これは質疑でもありましたが、児童虐待防止対策緊急強化事業と次ページの母子保健事業の中の育児支援強化事業とが、両方と児童虐待防止対策緊急強化事業ですよというお話を聞かせていただきました。これで、県のほうの支出金としてはどういう名称で来ているのでしょうか。

○子ども課長

歳入のほうは子ども課のほうでまとめて歳入させていただきますので、私のほうから説明させていただきます。

皆さん、お手元の補正予算の説明書ですが、その15ページのほうに児童福祉費補助金というのが下から3つ目にありますが、186万3,000円、県のほうからは子育て支援対策基金事業費補助金と

いう形で歳入をされます。

以上です。

○高木委員

子育て支援対策基金事業費補助金ということで、このお金を児童福祉費のほうの、緊急虐待のほうの緊急の事業に充てられて、母子のほうでは育児支援強化事業のほうに充てられるということですね。そのお金の全てを預かっているのが、児童福祉課のほうがこの事業を全て見ているんだよというか、一緒にやるんだよという意味でこんなふうに分かれているんですか、このお金というのは、事業というのは。

○子ども課長

愛知県の先ほどのお話ししました子育て支援対策基金事業費補助金というのが、中のメニューの中に、児童虐待防止対策の強化という部分があります。その中の内容でいきますと、事業名でいきますと、児童虐待防止対策強化のための人材育成、それから児童相談所、市町村の体制強化のための環境改善、それから児童虐待防止緊急対策強化の取り組みという事業名があります。

その中の事業内容としては、先ほど一番最初に申し上げました児童虐待防止対策のための人材育成というのが、研修会の参加ということで、事業内容、研修会参加というようなことがあります。

それから、児童相談所及び市町村の体制強化のための環境改善というのは、ハイリスク妊婦の指導訪問等に必要な備品の整備、それから児童相談において安全確認の実施に必要な備品の整備というようなこと。それから、最後にお話ししました児童虐待防止対策緊急強化の取り組みということで、ハイリスク妊婦の面接フォローというような事業内容になっています。

事業内容のほうでも申し上げましたように、ハイリスク妊婦の面接フォローであったり、それからハイリスク妊婦の指導訪問等に必要な備品、ハイリスク妊婦の指導訪問という部分については保健センターに担っていただいている部分があります。

もう一つ、児童相談において安全確認の実施に

必要な備品、児童相談についての、安全確認の実施の部分については子ども課のほうで主に担っておるといふことでありまして、それぞれの予算を組み、それぞれで事業をしている部分が、もちろん連絡は取り合っているんですけども、やっている部分がありまして、それぞれで歳出の予算を組むというふうな形で、2本で歳出予算は組ませていただいていると。歳入については私のほうでまとめて予算を組ませていただいたというのが状況であります。

○高木委員

この事業に保健センターのほうでは、自動車を購入したということで、このお金も出ている。前年度は子ども課のほうで車をといて、購入ということで、そういうことで国のほう、県のほうも子供たちの虐待防止に対しては一生懸命やってみるなということを思います。

私、これでちょっと話を展開していくんですけども、知立市の虐待防止子育てをホームページで見ますと、虐待防止というところが出てきます。ページをめくっていきますと、知立市役所子ども課の中に、家庭児童相談室というところに電話が入っていきます。そこで業務としては、知立市では、子供を守る地域ネットワーク、これは要保護児童対策地域協議会というものができていますけれども、これは今現在どのような実態というか状態というか、わかりやすく今活動している状態をお聞かせください。

○子ども課長

まず知立市要保護児童対策。済みません、その前に一つ、先ほどちょっと昨年の基金で買った車については、昨年は子ども課と保健センターの2台を買っております。ことしはということで、済みません、ちょっとそこだけ訂正させていただきます。

知立市要保護児童対策ネットワーク協議会についてまず説明させていただきますと、これは児童福祉法の第5章、要保護児童対策地域協議会というところがありますが、これにおいて設置する必要があるということで、知立市でこれに基づいて

知立市要保護児童対策ネットワーク協議会というものをつくっております。

これには、ネットワーク協議会の所掌事務としては、要保護児童の発見からサポートに至るまでのシステムの構築だとか、要保護児童に係る情報交換及び状況の把握、要保護児童に係る関係機関との連携に関すること、要保護児童に係る啓発活動に関すること、その他要保護児童に関することというような所掌事務がありますが、協議会のほうは委員16人で組織しております、刈谷児童相談センターを代表する者、医師会を代表する、知立支部を代表する者、名古屋法務局刈谷市局を代表する者というような形で、それぞれの組織の代表の方で組織、16人で組織しているというふうな形です。

内容としては、ネットワーク協議会、年2回開催しております。年2回開催する中で、先ほど申しあげました委員さん等と連絡調整を図っております。情報交換も含めてっております。

その下に、ネットワーク協議会の下に実務者会議というものがあつて、これは、やはり児童相談所、それから保健センター、子ども課の職員等に入つていただいて、実務者会議というのをやっております、要保護の中の子供の一件一件を精査するという、どういうふうに対応していくか、どのように保護、見守っていくかというようなことを会議する、これは年に12回、毎月やっております。

それとは別に、さらにその下に個別ケース検討会議というものがあつて、特に状況の悪いお子さんについて、本当に具体的にどうやってやっていくかというようなことを検討するような会議を設けております。

これとは別に、先ほど申しあげましたように、実務者会議の終了後ですけども、保健センターのほうと一緒に、要支援の事例連絡会というのを終了後に開きまして、保健センターのほうで行つていただいている訪問事業で問題を感じるようなケースがあつた場合に、子ども課と一緒に連絡をとり合いながら、それについての対応

も図っていくというようなことでやっております。

ちなみに要保護児童対策ネットワーク協議会のほうの、組織のほうの事務局を先ほど委員の申された家庭児童相談員のほうにも担当していただいているというのが現状であります。

○明石委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高木委員

知立市の子どもを守る地域ネットワークというのがあって、それがとても今、活動をきちんとされているということ。そして、スタッフというか委員会の、協議会の委員もたくさんの方がおられ、きちんと子供たちのサポートをされているということですけども、保健センターのハイリスク妊婦というのは、将来的に子供が生まれたらその子供を虐待してしまうというような、そういうお母さんであったり、精神状態がとても不安定なお母さんであったりということだと私は保健センターのほうで聞きました。

その人たちのハイリスクの妊婦にも要保護児童対策地域協議会というのは含まれるのでしょうか。

○子ども課長

ネットワーク協議会の、今現在の所掌事務あるいは仕事、会議を開いたり、いろいろやる中で、先ほど申し上げましたように、妊婦も含めて、それこそ保健センターも含めてしっかりやっておるわけですけども、ただ、済みません、今御指摘のあった妊婦の部分については、ちょっとこれは私どももうっかりしておったわけですけども、平成21年の4月に児童福祉法が改正されて、その中に要保護児童対策ネットワーク協議会の要綱で言いますと、知立市における要保護児童の早期発見というようなことになっておるわけですけども、要保護児童の後に、やはり要保護児童もしくは特定妊婦への適切な支援ということがうたわれまし

た。そのことについて、要綱上で行くとその部分が欠落しているとも言えないこともありませんので、要綱については至急改善させていただきます。よろしくをお願いします。

○高木委員

厚生労働省のほうは市町村における虐待等に関することに、全ての要綱なんでしょうけど、児童及び妊婦の福祉という言葉が含まれているようになっております。やはり妊婦というのは母親であるということなものですから、知立市の今、知立市要保護児童対策ネットワーク協議会設置要綱の中にもやはりこれを盛り込んでいただくと、保健センターとの支援ももっと緊密にうまくいくのではないかなというふうに期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけども、その辺はどんなふうでしょうか。

○子ども課長

先ほども申し上げましたように、児童福祉法をもう一度、再度しっかり見直しまして、それに基づいて要綱のほうを改正させていただきます。よろしくをお願いします。

○高木委員

次に、ページ、23ページ、八橋史跡保存館の薫蒸業務委託料等々、ここにありますが、管理業務ですね。ここで貯蔵資料の補修委託料ということで、これ、カビがとてもたくさん生え、カビが発生したということをお聞きしたんですけども、一体どういうものに発生したのかお聞かせください。

○経済課長

八橋史跡保存館ですけども、昭和61年に開設しております。それ以降、経済課のほうで観光施設として管理しております。かきつばた園があります無量寿寺にあるということもありまして、保存館のほうは経済課のほうで管理しているという形をとっております。

カビに関しましてですけども、昨年12月、文化課のほうとうちのほうで確認をとったという形であります。以前にもカビは生えたことが、この施設はあります。その関係で薫蒸等をしてまして、

カビの生えるのを防止しておったんですけども、昨年の12月に再度カビが生えたということで、どういふものに生えたかといいますと、昭和61年に無量寿寺のほうから寄託を受けた39点の品物があります。その寄託を受けたものにカビが生えたということですので、市のものではありませんので、早急にカビの除去をやっていきたいということで、今回予算を計上させていただいております。

以上です。

○高木委員

39点の委託を受けたものというか、寄贈していただいたものというふうに解釈しますけれども、昨年の12月に発生したのを、これで、猛暑でカビの状態はまた、要するにこの予算よりも、12月でやっていたらもうちょっと少なくて済んだということは、そんなことはないんですか。

○経済課長

カビが蔓延しないように、風通しをよくしたりしまして、とめることは実際しております。ですけども、カビを、例えば予算でありますけども、薫蒸予算をとっておりますけども、これはカビをとめるという作業です。ですから、カビをとる作業じゃありませんので、カビをとる作業、カビが生えた以上はとっていかなければ。

先ほどいただいておりますような形、寄附ではありませんので、市が今借りている状態ですので、物自体はあくまでも無量寿寺の品物になります。ですから市が借りている状態ですので、返すときにはカビがないようにして返さなければいけないということもありますので、補正予算で。

昨年の12月にわかって、当初予算でなぜ計上できなかったかという、ちょっと時期が遅かったということで9月補正という形をとらせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○高木委員

済みません、先ほど寄附ではなくて借りているよということで、それを展示用に。

展示というのが、お聞きしたところ、4月と5月、2カ月のみということなんですけれども、以前にもカビが生えたということをお聞きしたんで

すけれども、何か対策というのは、薫蒸を1回やればずっといいのか、何か今後生えないように、カビが発生しないように何か対策は考えられておみえですか。

○経済課長

今回の補正で、施設の改修のほうの予算もとらせていただいております。カビが生えないように展示ケース等の、室内の改修工事、これ、例えば展示ケースに空気が流入しまするので、それをとめたりだとか、クロスを張ったりだとか、そういうことでカビ対策を今回とらせていただくことを補正予算でやらせていただきまして、それから薫蒸して、2種類の作業をやらせていただくという形をとらせていただいております。それから貯蔵資料の補修のほうと3点のセットで今回補正させていただきますので、よろしく願いいたします。

○高木委員

39点は知立の八橋の史跡保存館にあるんですけども、4月、5月しか見られないというんですけども、もう少し長期に皆さんに見ていただくという、そんなようなことはできないのでしょうか。

○経済課長

今回補正の中で、パネルの作成委託料という形でまた別に予算をとらせていただいております。この予算に関しましては、八橋史跡保存館、入っていただくのに入園料150円いただいております。

それで、実際、今開館しているのが4月、5月の2カ月、そういう状態ですので、あと締め切っているような状態でカビが生える要素も非常に多いということはあると思います。今後、展示の方法を変えまして、来年度に向けてはまずリニューアルしていきたいということも今回の補正予算の中に入れていただいております。

それから、期間を、以前は1年間あけておったんですけども、全くお客さんが入らない状態ということがありまして2カ月というように今は変更になっているんですけども、あり方をちょっと検討していきまして、どういう展示をして、どういうものをあそこにやっていくかということも検討

しながら、今後の、あそこの運営の仕方を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○稲垣委員

一、二点、お願いいたします。

先ほど池田福子委員からも問われました。4款衛生費の墓地台帳整備委託料というところから二、三お聞かせください。

先ほど市営といいますか、墓地が15カ所というふうにお聞きしました。平成23年度の知立市の統計、これによりますと、平成22年12月31日現在、市営管理している墓地は14カ所とあって、これ、最近1カ所ふえたわけでしょうか。ちょっとその辺、教えてください。

○環境課長

今の委員が見ておられたのは知立の統計ですか。

申しわけございません。保健所からの引き継ぎによって15カ所というふう聞いておまして、当然4月1日から新しい墓地はできておりませんので、私どものほうでは15カ所とっておりました。ちょっと一度、それについては調べさせていただきたいと思います。

○稲垣委員

じゃあまたわかり次第教えてください。

この統計からちょっと拾っていきます。先ほど墓地台帳整備委託料、これ、大変いいことだなというふうに思います。これは、やはり市管理の市営墓地に限ってのものでしょうか。ここには寺院所有の墓地も14カ所あって、納骨堂も1カ所あるというふうに記載しているんですが、これは全く別、寺院墓地とか納骨堂、これに関しては全く調査、台帳整備には載せないということでしょうか。

○環境課長

今、委員が14カ所というふうに申しておりますが、保健所からの引き継ぎでは宗教法人の経営墓地は13カ所となっております。これも一度ちょっと調査させていただきたいと思います。

それで、私どもの、今回の委託料の中身につき

ましては、先ほどお話しした、市のほうで許可を受けた15のいわゆる形式的な市営墓地、管理は町内ですが、そちらのもののみを台帳整備させていただき予定としております。

○稲垣委員

この墓地は1年ほど前に一般質問でも取り上げさせていただきました。そのときに私、周辺市全て市民墓地があつて、知立市も必要ではないかということを訴えてきました。そのときに部長は、余りそういった市民からの声が届いておらんと、また寺院墓地が多数あり、こちらを案内しているというふうにご答弁されました。現在もそこに、状況には変わらないでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○環境課長

知立市は非常に市域が狭く、なかなか墓地というものは同意がとりにくい施設でございます。現実的には非常に難しい、新しく整備するのは非常に難しいと思っておりますし、今現段階では、知立市としては新しい墓地を整備する予定はございません。

また、問い合わせ等につきましては、確かにそんなに多くはございません。そして、宗教法人等を案内しているのも事実でございます。

以上です。

○稲垣委員

変わらないということでございます。

それで、ただいま課長の説明に市営墓地というふうに申されております。私もよく墓地についてはいろんな人から相談を受けます。15カ所ですか、市営墓地ということですけど、これ、町内管理ということで、市民の方は何かいろんな条件といたしますか、それを利用するには各町内会に全部任せであるんですよね。

例えば新林町と隣町の八ツ田町、全くこれ条件も価格も違うということですけど、これを市が管理するとなれば時間をかけてある程度統一していくべきじゃないのかなということを、市民の方も、私もそういうふうに思うんですけど、その辺どのようにお考えでしょうか。ちょっと聞かせてくだ

さい。

○環境課長

済みません、ちょっと聞き直しなので申しわけないんですが、今、管理者を、管理を統一していくという、そういう意味合いでしょうか。

恐らくという推測の域がちょっと入っちゃうんですけど、実は保健所からいただいた市営墓地の書類をいろいろ見ておると、土地の所有者のお名前が、例えば共有総代何とかさん、かなり古いお名前、個人名が多く見受けられます。

これは恐らく市の土地もないことはないんですが、新たにつけ加えたところは市の土地もありますが、ほとんどが個人敷地、これは恐らく町内のほうで敷地提供者を募ってつくられたのではないのかなと推測されております。

それで、長いことずっと町内が管理されてきた経過もありますので、ここで一気に市がまとめて管理運営をするということはかなりハードルが高い作業になるかと思えます。現状では町内のほうから管理について特に主立った要望等は聞いてございませんので、当面はこのままで管理運営をしていただきたいと思っております。

以上です。

○稲垣委員

よくわかります。当方も古い方の提供から始まって今日に至っているわけですけど、今、課長が申されたように当面、知立市は市民墓地の考えはないということでございますよね。先ほど池田福子委員も申されたように、結構市民からは相談があるわけなんですよ。

そうしたことで、周辺市があるから知立市もということではない、まさに4キロ四方で知立市は狭い、そういったことに許認可という周辺市との了解もいるということはおそらくよくわかるんですけど、そうならば、今、市管理、歴史があるのはわかります。当然、歴史はあるんでしょう。でも、そういった市民の声というものも私のところには、実は今申したように要望が結構複数届くわけですよ。

これ、今、知立市は高齢化率16.6%ですか。高齢社会が進む中で、せっかく知立市で、本当に知

立市民として長く暮らしてこられた方は、安住の地ですか、そういったようなものも確保したいという声はところどころで聞くわけなんですよね。

今、市民墓地をつくる予定はない、市営墓地ですか、市営墓地の管理はやっぱりそういった歴史があるからなかなかできないということ、そういった人の声はずっとキャッチしないということになるのかなと。

そうしたことから、やはりぜひ将来に向けて市民墓地は必要だと私は考えます。市としても、ぜひとも市民墓地、いろんなハードルはありますが、それは前回は聞いております。そういったことも長期的にもぜひ建設、第6次総合計画などに盛り込んでいただきたい。

このことについて、くどくど言っても答えはないでしょうから、一回市長にちょっと所見をお聞きしまして、この質問を終わります。

○林市長

市民墓地は以前の議会にも何人かの議員の皆様方から御要望等をいただいております。要望が多きことを重々私もも知っているわけでありまして、すぐに建てるというわけにはいかないかと思えますけれども、全然これを俎上に上げないということはいけないわけでありまして、一度内部で方向性を決めていく、検討していきたいと思っております。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

今の続きですけども、私、全然このことを承知していなくて、ですけれども、まずそうした墓地が、先ほどの説明だと、歴史的にはその集落で個人の土地を提供していただいて、そして墓地として利用されてきたという経過はわかりました。

それで、そうした経過がある墓地ですけれども、それが何で、町内会管理ということで長いことやられてきたということですけども、それがなぜ市管理の墓地になるのか、その辺のところの因果関係というか、歴史的なものはどんなことでそういう扱いになっておるのでしょうか。

先ほど事務は県の事務だったやつが市のほうに移管されてきたという、そういう歴史も言われましたけれども、どういう墓地なのか、ちょっとイメージが私、わからなくて、今度整理をされるということですけども、その辺ちょっと御説明ください。

○環境課長

先に正直に申し上げて、私ども4月1日に経営許可等、いわゆる墓地の新しく経営したい、変更したい、廃止したい、こうした事務を今までは愛知県が、ここで言うと衣浦保健所が管轄地内においてその事務をやっておったのが、ことしの4月1日から知立市に移管されたということです。

それで、ちょっと私、まだ4月1日以降、市内の墓地をぐるぐる回って現場を見たわけではございませんが、市内に住んでおりますので、時折、当然、墓地を見かける次第です。各町内の区長や町内で墓地委員という組織をつくっておられるところもあるんですが、そういったところの方々が定期的な清掃活動や除草作業も含めて管理されているとお聞きしております。

そして、各町内ごとに、例えば無縁になったところだとか、新たにちょっと辞退されたところ、永代供養を辞退されたところ、そういったところが随時あれば町内もしくは組織が募集をかけて新たに入れていくということも聞いております。

当市としては、余り町内会の墓地の管理に何ら今まで環境課としても特に小言というか、要求というか、そういったことも今までやったことがございませんので、市のほうで把握していることと言えば以上のことぐらいだということです。

以上です。

○佐藤委員

それで、私が聞きたいのは、そうした町内会管理、歴史的ないきさつがあるかと思うんですけども、それが稲垣委員の、先ほどの知立の統計を見ると市の管理ということですけども、その辺はちょっとどういうことでそういうことになっているのか、法律で決まっているのかもしませんけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○環境課長

市の経営管理ということにつきましては、実は保健所のほうからいただいた資料の中に、事務運営に当たるための要領というものが、いわゆる内部資料等なるものがございます、その中に経営許可に当たってはいわゆる任意団体というか、町内会という組織では許可を与えないこと、未来永劫続く公共団体として申請していただくことというものの規程がございます、今まで県のほうも町内会として出てきたものは認めておらず、これらは形式的に相談を受けた市のほうが、知立市の名前で県のほうに許可をとっていたと、それが形式的なことなんです、市営墓地という流れになっております。

以上です。

○佐藤委員

そういう経過と取り扱いになってきたということですけども、それで、先ほど緊急雇用だということでありましたけれども、現地を、先ほどの話だと、土地所有者、古いもので個人名になっているものや、一部市の所有の土地もないこともないというふうに言われましたけども、いずれにしてもそうした古い現況と現在の現地を調査して、整理して、そこのところをはっきりさせるということですよ。

先ほどの説明の中では、そうした、はっきりさせる中で、多くの場合は土地改良で地番が変わってしまっておるから、今の古いものと現況とはそこがあるわけだから、それを現在のところ書きかえるという作業をこれからやられるということで、それと同時に先ほど土地利用等にこれを云々というくだりがありましたけども、その辺はどういうことなんですか。

○環境課長

調べてみないとわからないんですが、土地利用と私が申し上げたのは、新しいものに書きかえていきたいと、今合っていないものを正しくしたいということで、新たな、いわゆる昔の申請書では当然田んぼばっかの、それも基盤整備も行っていない田んぼの中に墓地があったものが、今、基盤

整備がきちんと進んでいる、土地改良はほとんど終わっておりますので、みんな、形態も変わっていると、周辺の状況等も変わっているということで、新たな、新しく土地整理図、あといわゆる位置図、案内図、そういったものもつくっていくと。

その経過において現状の保健所からいただいた資料との土地利用形態の相違、いわゆるどこか知らんうちに埋まっちゃったとか、ちょっとそこらへんが心配される部分がございますので、そこら辺をちょっと掌握する必要があるのかなど。出てくるかどうかは、済みません、まだこれから調べることなんです、やはりそこら辺をちょっときちんと調べる必要があると思っているのがその一点。

あともう一つは、今許可するのに当たって、経営許可をするのに当たっての基準というものがございまして。いわゆる通路の幅だとか、排水系統がきちんとされているかだとか、水、給水施設があるかどうかだとか、そういったもの、あと障壁、いわゆる外側から見えんように緩衝帯として樹木が植わっているかだとか、そういったものは経営許可の新たな基準というものができておりますので、それは細則としてことしの4月1日施行で墓地の細則をつくってあります。そういったものと今現状の形と比べてみて、衛生上の問題点もないかどうかということもチェックさせていただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員

1つだけ。新たな経営許可ということで既存の15の墓地があるわけですけど、今度この作業をやるわけですけども、その作業の中で申し出があれば廃棄になったり、そういうことも入れかえ、入れかえというか、新たにお墓をつくりたいという形のもが墓地の経営許可ということですか。

町内会で管理しているわけだから、そこで町内会が経営というか、名目上は市だけ、実態としては町内会だから、墓地を運営していくわけだから、経営するという、新たな経営ということはどういうことを指すんですか、現状と比べて。

○環境課長

失礼しました。基準として、経営許可の基準、いわゆる墓地はいろんな制約がございます。110メートル以内の同意だとかいろいろある中で、衛生面の基準というものがございまして。新たに経営許可をする場合にはこういった基準に合致している必要があるよという、そういった基準を細則で策定しているということです。

それで、ちょっと私の説明不足もあったんですが、今回整備する内容につきましては、経営内容まで管理者に対して今何件、いわゆる墓地が建っていて、何件あきがあるよとか、そういったところまでは調査するものではございません。あくまでも、もちろん立ち入りについては町内の了解を得て行うつもりですが、要は敷地の範囲と中の配置状況、墓地がこのような形で、通路が何センチあってという、そういった形式的に外側から見えるものの状況を把握するという意味でございまして、町内の経営の内容まで調べる調査をするというものではございませんので、済みません、説明させていただきます。

以上です。

○佐藤委員

それで、これが緊急雇用だということですがけれども、これは補正が可決されれば、多分委託という形になるんだろうと思いますけれども、緊急雇用でどうした形で、委託で行くのか、多分そうだと思うんですけども、その辺の関係と、緊急雇用ですので、雇用はどうなるのかと、そこだけ。

○環境課長

補正予算の内容といたしましては、委託料、全額委託料と考えております。人件費ということで予定しておるのが、新規雇用者を2名2カ月分、従来雇用者を1名2カ月分、以上、そのように人件費を考えております。

あと、細かいところで、ハードディスクとして納品していただくとかとなっております。ほとんどが人件費ですので、今言ったような内容が委託の内容です。

以上です。

○佐藤委員

委託ということで、入札でこれはやられるわけですね。

それで、次に、先ほど高木委員と質疑がありましたけれども、改めてその上の育児支援強化事業という形であるわけです。これについては県支出金がついたということで、当初予算にはなかった中身で補正が組まれておるかというふうに思います。その辺を確認させていただいて、本会議でもありましたけれども、具体的にどんな事業をこれはされるのかということです。

○健康増進課長

育児支援強化事業の説明をさせていただきます。

これは、愛知県の子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱の中の、児童虐待防止対策緊急強化事業ということで、まず臨時職員賃金ですけれども、これは保健師の賃金、主にハイリスク妊婦の面接フォローということで、これは保健センターに来ていただいた母親妊婦に対していろいろ面接するものでございます。

特に、母子手帳交付が年次101回ございますので、そういったときに面接していただく保健師の雇用の賃金でございます。

それから、旅費の14万9,000円でございますけれども、これは人材育成ということで保健センターの職員の研修会の旅費、参加費用でございます。

それから、自動車損害保険料、その下に出てまいります備品購入費でございますけれども、訪問に伴います、使います軽自動車を1台購入したいと思えます。それに伴う自動車損害保険料でございます。それから、備品の中に一般管理備品購入費ということでICレコーダーとビデオカメラ、これは訪問した際、いろんな場所での状況を保存するためのものでございます。

それから、負担金、これは研修参加費の負担金です。先ほどの旅費に伴うものでございます。

それから、公課費の自動車重量税8,000円。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、まず一つは、保健センターにおい

て母子手帳の交付、人員を置いてハイリスクの妊婦と、この方について面接をするということですが、ハイリスクということが先ほどからありますけれども、これはどのような判断というか、本人から申し出があつて相談があれば当然ですけども、勝手にどうした判断でそういう方を特定されてやられるということになるんでしょう。

○健康増進課長

保健センターでは、まず妊娠されますと、まず保健センターに妊娠届を出していただきます。そこで母子手帳を交付させていただきます。その後、3・4カ月健診、1歳6カ月健診、3歳健診と、ずっと妊婦を見ていくわけでございます。その中でいろんな場所で妊婦の相談にのる機会がございますので、その中でそういった妊婦に対して面接を行うものでございます。また、乳幼児の健診におきましても、虐待、そういったものを見つけて、またその親に面接、指導することもございます。

今回の場合は、ハイリスク妊婦ということで補助申請をいたしますので、生まれる前の妊婦のいろんな不安を取り除いていくためのものでございます。

以上です。

○佐藤委員

基本的には届け出があり、母子手帳ですから全ての方に交付されるときに見ていくと。そうした中でこの人、ちょっとどうなんだろうと、相談があつたり、そういうことを基本は全てを対象にしながらも、そうした方たちについてあえて面談しながらそうしたリスクを減らしていくというようなことだなというふうに思います。

そうした面談を行いながら、一方では自動車と、同じような中身ですけれども、自動車を買って面談というかお話を、訪問活動をされますけれども、これはどうした人を、多分同じような人なんだろうと思えますけれども、そうした場所に来ていない人だとか、そういうことなのか、その辺はどうでしょう。

○健康増進課長

もちろん届け出を出されて、母子手帳を交付し、その後、健診に訪れない方、そういった方が特に大事かと思うんですけども、またハイリスク妊婦と、うちのほうが長期にフォローしていかなければならないという方についてはなるべく多く訪問したいと思いますので、いろんな方のところに訪問する予定でございます。

○佐藤委員

それで、臨時職員の賃金という形で、先ほどは保健師という説明があって、これが19万7,000円というような形です。

当初予算、ここに予算がつくつかつかないかということは別にして、同じような仕事を今までも保健センターでやってこられたんですけども、あえてここでそういう予算があるということで新たに保健師を臨時で採用されて、体制を強化すると、こういう理解でいいでしょうか。

○健康増進課長

今、虐待が問題になっておりますし、補助金というのが10分の10という補助でございますので、ぜひこれを利用して、こちらの虐待のほうもしっかり見ていきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員

わかりました。

それで、その下の低公害車購入促進事業費ということで300万円の減額ですけれども、これについて御説明ください。

○環境課長

300万円の減額は、当初予算の編成の際に軽自動車にかかるエコカーの購入補助金について執行しないというお約束がございましたので、その分を削減、減額するものでございます。

以上です。

○佐藤委員

それで、この分については減額となりましたけれども、その他予算計上が300万円ですけど、当初七百何十万円ですので、四百何十万円かがほかの車種を対象にして、エコカー減税ということで、エコカー補助金ということであるかと思えますけ

れども、これについてこれから国のほうもエコカー減税が打ち切られるという中で、知上市としてもその他残っている部分についてどうしていくのかということも一つの検討材料かなというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。

○環境課長

低公害車の補助金の、ちょっと今までの流れを簡単に言いますと、平成22年度から始めまして、ことしの3月31日、平成24年3月31日までの要綱では5万円ということで、主にほとんどがハイブリッドの対象でございました。平成22年度につきましては256台、平成23年度は354台、平成24年度は一部3月中に登録されたものに限って、これはハイブリッド対象なんですけど、これに50台を、3月中のものは2カ月まで申請ができるということでこの50台を消化したと。合計660台、今までやってまいりました。

それで、顕著にハイブリットカー、エコカーが、特に平成23年度、ぐっと補助金の申請が上がったと。これは当然販売がかなり多くなった、エコカーに対するニーズが非常に高まったということで、かなり補助金の効果があったということで、今年度、平成24年度は新たに4月1日以降の登録につきましては、電気自動車とプラグインハイブリッド、あと天然ガスということで、これにつきましては、今、きのう現在までに3台申請がございません。

このような形で、また電気自動車、プラグインハイブリッドにつきましては、家庭に充電器等、それも必要になってくるということで、まだまだちょっと一般の大衆の方ではちょっとまだ敷居が高いのかなという感じは見受けられます。これもおいおい多少は広がっていくとは思いますが、当市の一つの方針としてハイブリッドをやめた経過から考えると、やはり普及されて、かなり金額が一般の方でも届くようになった時点、これが補助金の車に対する一つの打ち切りの前提になるのかなと思っております。プラグインハイブリッド、電気自動車についてもかなりの方がエコカーを選択して乗られるようになれば、また補助金の見直

しを検討する時期かと思っております。

以上です。

○佐藤委員

エコカーが普及することは大変いいことだなというふうに私自身も認識しております。

しかしながら、前の議論もありましたように、エコカーに対する助成金というのは愛知県内の中でも西三河に特化したような内容と、しかしながら碧南市や安城市は今年度廃止されるというような動向もある中で、今、課長が言われたように、手の届く範囲にあればそれはやめる時期かなということですが、例えば新規に購入される方が、現在の車から新規に購入、車を持っていない方が新規に購入される、そして車を持っているけれどもエコカーにかえるという形ですが、持っている車が廃車になってしまえばともかくとして、中古車市場に流れて、それが利用されるということになれば、エコカーの効果が、CO₂を抑えるというものを、現実的にはなかなかそうっていないのが実情じゃないかなと私はそんなふうに、調べたわけじゃないですけども、思うんです。

いずれにしても、今、高価なもので、電気自動車でも高価なものはまだ高価ですので、もう少し企業努力がこれからやられて、どのメーカーもコストダウンを図れば、今、無理にエコカー、電気自動車に乗らなくたって、自然とその流れに行くことは確実なわけですので、私はこの時期に西三河特有のエコカー補助金というものについてはいま一度立ちどまって検討する余地があるのではないかなと、こんなふうに思っておりますけれども。

副市長、もちろんCO₂を抑えるという点については誰も異論がないわけですが、そうした意味合いにおいてどうなのかなという形で、来年度、これら引き続き、課長の弁を借りれば、一般的に普及される、手の届くところに来るまで待ち続けるんだということが今表明されましたけれども、いま一度検討すべきことが必要ではないかなと私は思うんですけども、どうでしょう。

○清水副市長

エコカー補助金につきましては、先ほどどうい

う目的かというような部分は課長が御答弁申し上げたとおりでございますので、こういった制度を今後ともどうするんだということでございますけれども、現時点では平成22年度以来の経過の中で今があるということでございます。

今のいわゆる電気自動車でありますとか、そういったものについてはまだまだ周辺設備の環境が整っていないとか、いろんなそういう条件もあるということだというふうに思っております。そういうことでございますので、電気自動車そのものを考えれば、これはCO₂排出ゼロということでございますので、環境には非常に優しい車だということはお互いが認識できることだと思います。

それをどのように普及させていくか、それを私どもの知立市がどういう形でやるのかということについては、現時点の方法をどうするかということでございますけれども、ここについてはCO₂の削減、地球温暖化対策等々を全体の中で今後も検討する必要があるかというふうには思います。

しかしながら、その一つとしてのエコカー補助でございます。ことし、初年度ということでまだまだ実績が上がっていないわけですが、今年度の様子を見ながら検討させていただければというふうに考えております。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時08分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号について、挙手により採決します。

議案第51号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第51号 平成24年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第52号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

国民健康保険のところ、ページ、43ページの柔道整復施術療養費支給点検委託料という名前がありますけども、これ一つ訂正としてはきつと柔道整復師という言葉が要るんじゃないかなと思うんですけども、これはどのように点検されるのか、毎年行われているのか、そのようなところをお聞かせください。

○国保医療課長

これにつきましては、今年度補正からスタートということでございます。今まではこういった形での点検委託はしてございませんでした。

点検方法としましては、業者の方への、専門業者への委託事業です。通常の療養費等につきましては、市のほうでも嘱託員や臨時職員という立場でレセプト点検をできる職員がいるわけですけども、柔道整復ということになりますと、ちょっと中身については特殊なものということで、専門業者のほうに委託させていただくということです。

補正予算という形で年度の途中からということになってしまったわけなんですけども、3月ごろだったと思うんですけども、特別調整交付金の対象事業となるのでやりなさいよということで通知がございましたので、それに基づいて今回の補正予算で上げさせていただいています。ページにつきましては41ページの特別調整交付金37万8,000円と今回の37万8,000円が歳入歳出同額で計上させていただいております。

名称につきましては、一応これで、こういう名

称で問題ないというふうに考えておりますけども。柔道整復師というのは実際に施術を行う方の資格名であって、実際にそれを行う診療については柔道整復施術ということで問題ないのかなというふうに思いますので、よろしく願います。

○高木委員

新聞等で柔道整復師のほうの不正ということがありまして、それによってこのことが。今の話だと、当初ではついていた特別調整交付金ということで、ついていたけれども、知立市としてはこの9月の補正に出しましたよというふうに解釈させてもらってよろしいんでしょうか。

○国保医療課長

今の私の説明が非常に悪くて申しわけなかったですけども、調整交付金の対象にしますのこういうものを進めていってほしいということの通知があったのが3月でございます。

調整交付金というのは別途当初予算で千七百数十万円計上されているわけですけども、その中の療養部分について加算されますよというお話です。よろしく願います。

○高木委員

これ、とても私も適正化への取り組みについてという文章を拾いまして、本当にこれは治療を受けた方に問い合わせていくというような、被保険者のほうに調査をしていくということで大変な業務だなということを思っているんですけども、知立市、今、柔道整復師、施術される施設というか、営業されているところは軒ぐらいいあるんでしょうか。

○国保医療課長

市内での施術施設についての数についてはちょっと承知していませんので、また別途お知らせさせていただきたいと思います。

○高木委員

国保ということですけども、これ、全ての保険の国民健康保険、そして後期高齢者の保険等にも関する全てのものになってくると思うんですけども、十分注意してということが書かれているもので、適正な外部委託ということで、十分に配

慮していただきたい高齢者のお宅にも伺うことがあるということになるのでしょうか。

○国保医療課長

今回の点検委託につきましてはレセプトの点検でございます。例えば柔整での問題のある診療であるだとか、多重受診であるだとか、他部位の受診につきましては、これにつきましてはレセプトとは別にこちらのほうでも把握できていますので、これは既に、電話を中心にはなりますけども、指導させていただいております。今回のこれにつきましては、レセプトの点検でございます。よろしくをお願いします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

まず一つは今回歳入として繰越金という形で4億2,000万円余を前年度の繰越金から歳入して、基金として、基金積み立てということで3億5,000万円余という形になっているわけですね。それで、現在の基金残高が5億5,000万円余だと思いますけど、そのところについて、結果について教えてください。

○国保医療課長

基金の残高ということでよろしかったですか。

主要成果報告書が出ております。150ページのところに国民健康保険基金の残高が表示してございます。読み上げますと、前年度末基金額としては2,005万5,975円、これが前年度末残高です。

失礼しました。平成23年度の基金末は2億376万8,690円、これに今回の繰越金の中から国庫返還金となる金額を、6,739万6,000円を除いた3億5,333万4,000円、約ですけど、積み立てて、最終的には5億5,710万円という金額になるという予定でございます。

○佐藤委員

それで、基金はそういう現在高がこういうふうなことに今度の積み立てで入れて、こういうふうになるわけですけども、それから、当初予算が組まれて、ちょうど9月が終われば半年というような形でなるわけですね。残り半年あるわけですが

けれども、そうした中で今後の給付費の伸び等がなければ、現計予算の中でやれるということであれば年度末の基金残高も5億5,000万円余、さらに不用額が出ればそこに積み増しするというような形になろうかと思うんですけども、今後のまだ道半ばのところでは評価はなかなか難しいし、冬にかけてインフルエンザがはやったりとか、いろいろ出てきますので単純には言えませんが、例年の、給付費の伸びの傾向から見たらどのような形になっていくのかと、見通しについて、現段階で知り得る限りの見通しについてお知らせください。

○国保医療課長

今後の医療費の伸びにつきましては、まだちょっと全く承知しておりません。申しわけございません。ただ、希望としては、基金がなるべく生き長らえてほしいなという思いはあるわけですが、現在のところの、今年度の伸びという形ではなくて、近年の傾向からすると、この基金を使っていくということになると3年後にはなくなって繰入金でお願いしていきたいというような形になってしまうというような、昨年度立てた見込みというものは聞いております。

○佐藤委員

過去の伸びを見てみるとということで、一つは平成24年度末の見通しについて聞いたんです。それで、課長のほうはできるだけ基金が残るような形になれば、希望的にはいいなということを言われて、これについてはまだ見通しが定かでない。もう一つ、基金を食っていけば3年後にはというような話をされましたけれども、私がかねがね言っているように、どんどん基金を食うようなやり方ではなくて、基金の一定額のところで法定外の繰り入れを安定的に続けるような形で、できるだけ値上げを避けるような、そんな運営をしてほしいなというふうに思っているところであります。

そんな点で、部長、平成23年度は値上げになったわけですけども、そうした経験を踏まえると、それまで法定外を入れなくて基金が減るに任せながら運営し、さあ大変だということで法定外をたくさん入れると同時に値上げするような、こうし

たでこぼこなやり方ではなくて、安定的な、そうした見通しに立って法定外繰り入れをしながら運営してほしいというふうに、私はこの間もそういうことを言ってきましたし、これからもそうあってほしいなというふうに思いますけど、どうでしょう。

○保険健康部長

確かに平成23年度、繰り越しがあって、5億何千万という金額が基金に積み立てられるという状況の中で、これをただ単純にそのままに、繰り入れはその後、一般会計からの繰り入れはしないままずっと基金の積み立てでやっていくということも考えられんことはないんですけども、将来的にはこの基金もなくなるということは目に見えておるわけで、佐藤委員がおっしゃったように、安定的に市としても市民の方にしわ寄せが行かないように、なるべく市としても一般会計からの繰り入れは安定的に続けていきたいというふうには思っております。

ただ、今、国が進めております広域化というところでその辺がどういう方向に動くか、その点も注視しながら今後検討していきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

広域化の話はありますけれども、広域化で保険安定共同のそういうところでどうなっていくかわかりませんが、ただ保険者は、知立市では、今の枠組みの、フレームの中では、知立市であることにはかわりがないと。そこをもって私が先ほど言ったような点で留意されて、それで3年かそこらでどんどん値上げせないかんような介護保険や、また後期高齢者は2年に一遍と、これではやっぱりいかん話なわけですので、全てにおいて負担が並行的に上がっていくようなシステムは、やはりそれほどここで歯どめをかけるようなことがなければ大変な事態になるなということから、あえてそのことを申し上げました。ですから、そのような形で今後の運営をしてほしいなという思いが、それだけひとつお願いします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号について、挙手により採決します。

議案第52号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、議案第52号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第54号 平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

国保と同じような話を聞いて、大変恐縮ですけれども、当初予算で、今回歳入があって、歳出のほうで基金のほうに3,800万円余を積み立てるといふふうになっているわけです。

それで、当初予算では4,000万円を入れるということですので、平成23年度決算残高と今回の当初4,000万円を入れて今回積み立てるといふと、平成23年度末の基金残高とほぼ同じ状況が今日の状況かというふうに思いますけど、一遍確認させていただきたい。

○長寿介護課長

今言われましたとおり、当初の繰り入れで4,000万円、今回の積み立てが3,800万円余でございますので、もとに戻るといふ、数字的にはそういうことでございますけども、ただ、これはまだこれで3月とか、そういうときにまた入れなきゃいけないこともあるかと思っておりますので、今年度末で同じというふうにはちょっと考えておりません。

○佐藤委員

それで、第5期は1億円を入れてと、そして当初、当局の見込みは1億7,000万円ぐらいの平成23年度末残高だったということが言われて、1億円入れて、7,000万円については第6期なんですね、そういうところ。それから、給付費が伸びたときに対応というようなことも言われてきましたが、決算じゃないので、そう思うと当初の計画した1億円、3年間で入れていくというものの、ちょっと厳しい状況の運営になっているのかなという感触はしますけれども、その辺はどうなんでしょうかね。

これから後半、給付が伸びればこの基金も4,000万円では足りなくてさらにということもあるような感じもしますけれども、その辺の見通しはどうでしょう。

○長寿介護課長

第5期、この3年間で1億円を取り崩すという計画にはなっておりますけれども、当然一番、介護給付費が伸びるのが最後の年の平成26年度でございますので、本来でしたら今年度基金を取り崩すような事態が発生しては足らなくなるというのが一般的な認識でございますけれども、一応これ、念のために余裕を持つというか、入れておかないと、万が一払えないといけないので入れてはおりますけれども、予定としては今年度はできるだけ取り崩し1億円を使わない形でこの1年間の実績が終わればなというふうには考えております。

○佐藤委員

小規模特養もスタートしたということで、給付費が減る要因は一つがないと。ただ訪問介護の中で家事支援でしたか、何でしたか、1時間が45分になったとか、何か短縮がありましたよね。ああいう形で給付の抑制がこの間どうだったのか、施設等、その部分で相殺するということではできないにしても、そんな点で実績として、この間の内容は45分になったことで変わったのか、サービスが抑制されているのか、その辺は。

○長寿介護課長

サービス利用の形態についてはいろいろな見直

しがありましたけれども、サービス限度額と申しますか、その方の使える要介護度に合わせたサービス限度額というのは、これが減らされたわけではございませんので、やはりこれまで毎年着実に給付費が伸びているという、そういう形でございます。

○佐藤委員

介護保険の重要な財源である保険料もあるわけですから、第5期でスタートしました、4月から。そのときに保険料について第2段階と第3段階と逆転現象の問題を指摘させていただきましたが、その点で減免制度というようなこともあったわけで、それらはどんな内容になり、それが対応している人数だとか、今現在わかれば、それは教えてください。

○長寿介護課長

今年度から第2段階、今まで第3段階だけ保険料の軽減制度をやっておりました、減免制度をやっておりましたが、第2段階まで拡大させていただいて、今年度、平成24年度につきましては、この間、いろんな手続を完了して、まだ随時出てきておるんですけども、10日ぐらい前でしたかの時点では第3段階と第2段階の方がほぼ同数出ましたので、倍の方の減免を今実施しておると。大体合わせて80人ちょっと超える程度の人数でございます。

○佐藤委員

減免の内容もちょっとお知らせください。

○長寿介護課長

これまで制度としてありました、第3段階、4分の1を減免していくという制度でございましたけど、同じ基準で第2段階の方に適用したということでございますので、第3段階を4分の1減免した形で、第2段階の保険料の方をもちろん下回るようなことはないんですけども、第2段階の方も4分の1軽減すると、そういう同じ基準は基準でございます。

○佐藤委員

第2段階と第3段階、人数が非常に多いということですが、減免制度をやっても内訳合わ

せて80人ということで、第2段階そのものが何人かちょっとお示しにならなかったですけど、逆転現象の対象の方たちは1,200人ぐらいお見えかというふうに思うんですよね。

減免制度をつくったことは結構なことだったんだけど、その対象が余りにも少ないような感じが私はしてならないんですけども、もうちょっと拡充するような内容で実施できなかったのかなと思いますけども、保険健康部長、この点はどうか。

○保険健康部長

いろいろ協議させていただきまして、第3段階と第2段階、それぞれ階層の方が内容はちょっと違うわけでありまして、その結果、これが一番妥当ではないかなという判断において、今回4分の1という、第3段階と同等のものでやらせていただいたということでもあります。

○佐藤委員

第3段階と同等、その中身を承知していないんですけども、人数が、逆転している人数が非常に多い中で第2段階、第3段階合わせて80人と、半々にしても40人程度の対象にしかならないということでもありますので、もう少し拡大するような内容でできなかったのかなと私は思うんですけども、そこだけ一遍聞いて終わります。

○長寿介護課長

一応今回7月に対象となりそうな第2段階、第3段階の方、1,800人程度の方に文書で御案内しておりますので、こういう制度ですので、該当しそうな人はいらしてくださいということで案内はしておりますので、周知については特に問題はないかなと思います。

あと、委員がおっしゃるように減免基準、この基準が所得というところを見ておりますので、実際、税法上の所得というのは遺族年金でとか、そういうものが含まれない。実際に第2段階、第3段階の方であっても遺族年金ですとか、そういう方で結構もらっておられる方もお見えになって、対象にならない方も結構出てくるということで、基準の見直しについては確かに対象者が少ないと

いうのもありますので、また今年度ちょっと検証しながら、また今後の検討課題かなというふうに思います。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号について、挙手により採決します。

議案第54号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、議案第54号 平成24年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

認定第1号 平成23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

よろしくをお願いします。

ページの51ページ、16目市民相談からお伺いたします。相談事業の実施ということで伺いたんですけども、法律相談、結婚相談、それから心配事、市民相談の後、外国人相談というのがございますけれども、市役所にて実施したということで、日にちからするとほぼ1日置き以上、これは回数であって日数ではないんですか。日数ですよ。ちょっとお答えいただけますか。

○市民課長

済みません。外国人相談の回数は、これは日数でございます。ただ、それは256日となっているのは税務課のほう、毎月、確か第4土曜日ぐらいに税の収納ということで実施をしていって、その

ところに相談員が派遣されるということで、12日分プラスしております。

以上でございます。

○池田福子委員

ありがとうございます。

税務課とそれからしかるべきところの相談窓口とがプラスになって256日という解釈でよろしいですね。

そうしまして、これだけが突出して6,123人というふうに、大変多いと。1日に1回、直しても24人が1日という平均で相談になっておりますけれども、大体傾向として相談内容と、もう少し充実させるような気はないですかね。

○市民課長

相談内容としましては、やはり市役所にお見えになった方の、例えば児童手当の申請だとか、それから医療の、子供が生まれただとか、そういった申請、それと転入だとか転出の、そういった相談を外国人の方が相談員の方にされます。その相談員が市役所の窓口に行って、やはり言葉がなかなか不自由ですので、要するに通訳をされるということで、各課を来客された方と一緒に回って、そういった通訳をされるということでございます。

ただ、回数につきましては、毎日、これは行っておりますので、もう少し日にちをという話になってくると、やはり最大限の日にちが実質的には、市役所が開いている日にちが244日でございますので、それ以上開くというのはちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っております。

○池田福子委員

日にちをふやすのが無理ならば、1人ですか、お二人ですか。

○市民課長

2人です。

○池田福子委員

2人で受け持ったとしても12人、単純ではないにしても受け持つということになるわけですね。相談の内容は大体そういう手続的なことが多いということで、今のところはそんなに困った状態ではないというふうに理解すればいいですか。

○市民課長

今はやはり見ていただきますと、やはりそんなには混んでいないというのが現状でございます。以前は、もっとたくさんお見えになったときは、やはり1日十何人ぐらいのときもございましたので、今現在は少しちょっと少なくなっているのかなというふうに思います。

以上です。

○池田福子委員

わかりました。

そうしましたら、次、ページをはねまして54ページの、ちょっと関連してしまいますけれども、一番下、外国人登録、こういうふうにいるいろいろありまして、変わりました、7月9日スタートということなんで、当初非常にいろんな問題が出るんじゃないかということで、特にいわゆる不法というか、滞在する資格がないのにという方もいらっしゃるんじゃないかということで心配したわけなんですけど、手続の移行というのはどうですか。前回もまあ順調だということで伺ったんですけども、今の状態はどうでしょうか。

○市民課長

今現在、外国人の方が7月9日、施行日が7月9日からでございます。その中で登録されている人が4,149人、登録できなかったのが113人、その内訳は在留資格なしが84人の方、それと実態調査をしたときにお見えにならなかった方が29名でございます。その後、9月1日現在の登録者ですけど、4,135名でございます。できない方が105名お見えになります。

この方たちが、やはり制度的に住民登録ができないということで不自由されてみえるのかなというふうに思いますが、ただ市の施策としては、各課がいろんな施策を行っておりますので、ちょっとその辺の話は各課に聞いてもらわないといけないと思うんですけど、苦情については市民課のほうではございません。

今現在、外国人の方の転入転出につきましては順調に行っているのが現状でございます。

○池田福子委員

この中でこの間の質疑のときというか、委員会のときは、お一人ずつ、やっぱり電話でもかけてやってみないといけないねという話があったと思うんですが、深刻な方はどうですか、見えますか、この中に。

○市民課長

済みません、私は、直接その係のほうからそういったお話は現在聞いておりません。手紙だと何かでも、再三手紙を出させていただいておりますので、住民票があればそのような対応が多分本人さんもわかってみえると思うんですが、そういう、なかった方については極力再度手紙を、7月9日以前に手紙を出させていただいて、入国管理事務所のほうで一度話をさせていただきたいという手紙の内容を送らせていただいております。

以上です。

○池田福子委員

市のサービスはきちっとしたものを受けられるということになっておりますけれども、所在がわからない方に対して、やっぱり再度いろんな方法を使っていたらしていただきたいと思えます。そうしないと、結局は地下にもぐったりとか、そういうことになりかねないということになりますので、最後まで守るよという姿勢を示していただきたいと思えます。

ここでちょっと質問させていただきたいのが、その一番下なんですけれども、登録、登録、居住新規、居住の閉鎖というのは、これはどういう意味でしょうかね。

○市民課長

済みません、ちょっと閉鎖につきましては、今、資料をお持ちしておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。済みません。

○池田福子委員

じゃあよろしく願います。

そうしましたら、続きまして58ページへ飛んでいただきまして、緊急警報装置事業、こちらのほうで伺いたいと思えますけれども、これでは昨年から比べますと41台増加になったということで、もう一度、設置条件のほうを確認させていただ

てよろしいですか。

○長寿介護課長

緊急通報装置の設置条件につきましては要綱のほうで定められておまして、ほとんどがおおむね65歳以上のひとり暮らしの方ということでございますけれども、あと細かいところで同居者が障がい者の方であったり、あと障がい者の二世帯であったり、それに準ずる世帯とか、ちょっと細かいところはありますけど、ほとんどが65歳以上の元気な方であってもひとり暮らしの高齢者であれば対象となっております。

○池田福子委員

気になるのが、同居者が障がい者ということですが、障がいの程度と種類がちょっと明確になれば。

○長寿介護課長

緊急時の対応が困難なというようなところのほうに書いてあるものですから、障がい者の方であっても別にだからそれで該当するというのではなくて、それが困難な状態、これはちょっとそのところは判断させていただくときに、この状態ならちょっと緊急対応は同居の家族がおられても難しいのかなと判断すれば該当させていくということでございますので、できるだけ広い範囲で認めていくというスタンスはとっておりますので、手帳を持っておられれば該当してくる可能性が高いということでございます。

○池田福子委員

身体、知的はわかるとして、精神はどういう位置づけで入りますか。

○長寿介護課長

事業そのものの目的がひとり暮らしの高齢者の方の、何かあったときのという備えですので、精神の方であっても、ただ手帳をちょっと持っておられればいいんですけども、もし持っておられなくてということであれば、一応検討させていただく過程の中で準ずるというようなところで認めさせていただければ該当するのかなというふうには思います。

○池田福子委員

ありがとうございます。結構精神の方でも重い方も見えるものですから、そうなりますと夜中に飛び出したりとか、そういう事例もございますもので、考慮していただきたいと思います。

それから、常々提案してまいりまして、それで日中独居の方、それから夜間だけ独居の方、こういう方についてはどうでしょうか。同居者が健康で働いているという場合ですよね。日中は取り残されてひとりだという、夜間でもそうですけれども。

○長寿介護課長

現状の考え方といたしましては、日中独居の方で本人が要介護状態といたしますか、そういう状態の方であれば認めていくというようなちょっと拡大した解釈をしておりますけれども、現状お元気な方で、若い方と一緒に同居してみえて、昼間は当然働きにいてみるので、ほとんどの同居世帯で高齢者の方であれば日中独居になる可能性が高いわけでございますので、その方までちょっと拡大するということは現状考えておりません。

○池田福子委員

そうなんですよ。ただ、私は、高齢者の方にはよく言うんですけども、室内にいるときのほうが危ないと言うんですよ。私。外を歩いているときなら誰かが見つけて連絡してくれるということなんですよ。日中独居で、働いている人と同居なら10時間ぐらひはひとりになるはずなんですよ。ですから、そういうときこそ必要と。外にいるときはいいよ、庭仕事しているときでも誰かは見つけてくれるよ。うちの中が一番、しかもお風呂場とか洗面所とか、そういったちょっと閉鎖されたようなところが一番危ないんだからという考えもあるし、夜間の独居でも一緒ですよ。夜勤だったら、今それこそ労働条件が厳しいものですから、少しずつ長くなっていると。そうすると10時間はないということになるわけですね。危ないときに10時間いないわけですよ。そういうときこそ必要だなというふうに私的には思うんですが、いかがですか。

○長寿介護課長

委員の言われることは確かにごもっともだとは私も思いますけども、いずれにしましてもこの事業をやっていく上でなかなか1台、例えば新規に入れますと1万3,000円以上かかったりですとか、毎月の継続的な経常経費がかかってまいりますので、そこまで枠を拡大していくとなりますと相当な予算の計上が必要となってまいりますので、どこまで拡大するかというのはなかなか、これを全部に全部の高齢者の方につけるにこしたことはないんでしょうけども、どこかで線引きする必要はあるのかなというふうには思います。

○池田福子委員

もしあれでしたら、順次条件をつけてでもいいですので、少しずつ拡大していただければいいんじゃないかなと思いますけれど、やっぱり核家族化ということが進んでまいりますもんで、老人と、それからその息子と一緒にとか、そういう家庭も今後ふえてくると思いますので、ぜひお願いいたします。

続きまして59ページ、敬老金支給事業のほうに絡めましてちょっとお伺いしたいんですけども、昨年、その前でしたか、年末調査のときに所在不明者というのが結構出ましたよね、年齢の高い方の所在がわからないというのが。ことしは今現在いかがですか、こういう方は。

○長寿介護課長

所在がわからないという、敬老金を配る上で所在がわからなくて配れないという人は今のところいません。

○池田福子委員

敬老金以外で。

○長寿介護課長

敬老金以外で所在不明というのちょっと私、質問の意味がちょっとよくわかりません。

○池田福子委員

たしか、年末調査のときに所在不明の方がぞろぞろと見えて、問題になったんですよ。

○市民課長

昨年だったか、もっと前でしたか、120歳の方

が、100歳以上の方が実際お見えにならないというところで、世間的に新聞だとかテレビだとか、そういうところで放映された事例がございます。その中で知立市も、ごめんなさい、人数をちょっと把握していないんですが、何名かお見えになりました。

そうした中で、私のほう、120歳以上の方につきましては、刈谷の法務局のほうに、この方はお見えにならないですよということで申請を上げております。その方たちについてはもう既に職権消除みたいな形で戸籍がなくなっております。

それ以後、いろんな法務局だとか、いろんなところからそういった、この方が見えませんよという話、またほかの市町村からも、研修会等を行っておりますが、そういった担当者のほうからはそういった、例えば安城市がないよとか、刈谷市はないよという、そういった全国的な話は、また地域の話は私のほう、耳に入っておりません。

それだけ報告させていただきます。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時09分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

先ほど高木委員からの御質問がありました市内の柔整診療所の数ということなのですが、全部で31というふう把握しております。この数字は柔整のほか鍼灸とかも含めての数字だと思いますので、よろしく願います。

○環境課長

先ほどの補正予算で稲垣委員が御質問いただいた、知立の統計の、墓地の数について内容がわかりましたので御報告します。

知立の統計につきましては、ここに書かれている資料、衣浦東部保健所ということで、担当の企画部署が直接衣浦東部保健所に確認した数字が14、14ということでありましたが、移譲を受けたとき

には私ども15、13と。いろいろ古い資料を見たところ、弘法山墓地というのがございまして、弘法山墓地の台帳が申請者知立町にもかかわらずお寺という表記がありまして、どうもここから推測すると、保健所が知立の統計の、問い合わせのときにはお寺と思っていたのが、移譲する前にはそれが間違いだと気づいて、それが1個、町のほうから、市のほうからお寺のほうにずれたと。この結果、1動いて15、13になったということだと思います。

以上で報告します。

○市民課長

先ほど54ページの閉鎖なんですけど、閉鎖の意味は出国と死亡です。

以上でございます。

○池田福子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、今度は59ページに引き続いて老人のスポーツ、老人スポーツ振興事業というところでちょっと伺いたいと思うんですけども、これはどのような費用で充ててもらっしゃいますか。

○長寿介護課長

こちらのほうは市の補助金という形で老人クラブに補助金ということで、こちらの分をそれぞれ、こういったスポーツ振興の分も含めて補助金を出しております。

○池田福子委員

じゃあそれにちなみまして、次にはねていただきまして、老人クラブ育成事業と絡めまして伺いたいと思うんですけども、やっぱりいろんな運動系のもも多くなってまいりますもので、例えば損害保険のようなのは皆さん、どうしてらっしゃるんでしょうね。クラブに対しての損害保険なり。

○長寿介護課長

こういった事業を行う上での損害保険ということだと思いますけども、特に私どものほう、こういう活動をされるときは損害保険については特に金銭面での補助はしておりませんので、各個人、個人と申しますか、老人クラブ単位ごとにそいう

った対応をしてみえるんだというふうに思います。

○池田福子委員

このパンフレットが長寿介護課にあるということなんですよ。窓口にあるということなんですね。金額もそんなに高いものではないんですけども、例えば行き帰りに自転車で何があるかわからないとか、そういうことも起こり得た場合に、ちょっと保険があれば安心という方も見える。もちろん任意でいいもんですから、でも老人クラブごとでまた考えていただいてもいいんですけども、わずかな補助金でもやっぱり入る気になる方も見えるんじゃないかと思うんですね。

元気のいい方も多くなりましたもんで、だけど元気のいい方ほど体力に自信があるもんですから過信してしまう場合もあると思うんですね。被害者になる場合もあれですけど、何かの場合で加害者になってしまう場合も考えてみてもいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。ちょっとした提案なんですけどね。

○長寿介護課長

私どものほうは知立市の老人クラブ連合会というのを通してこういった事業、さまざまなそういう形で補助をしておるもんですから、一遍、老人クラブの役員の方にそういった御提案もちょっと説明させていただいて、一度検討させていただきたいというふうに思います。

○池田福子委員

ぜひお願いしたいんですね。

ちなみに、ボランティアのほうは全員ではないですけど、任意で、何か1つ、2つ登録していれば、1つのほうに入っていればいいもんですから、それはやっぱり行き帰りも入るんですよ。やっぱり何かでぶつけちゃったというときも対象になるもんですから、ぜひ安心して活動できるためにもお考えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、次、63ページからなんですけれども、ここで2つ目、法律が変わったということによってこうなっていると思うんですけども、2つ目の施設に入所する身体障がい者云々で書いてあって、平

成23年度末まで経過的に運営、その次もそうなんですね。旧法知的障害者更生施設支援、平成23年度までに経過的に運営と。その次のページ、これも一番上が経過的運営、その次も平成23年度末、経過的に運営、その次もなんですけれども、これ、法律が変わったからこうなっているということで理解しているんですけども、そこまでなのか、ちゃんと次の施設へのつなぎとかいうか、そういうのがきちっと行っているのかということをお聞きしたいと思います。

○福祉課長

旧法による入所施設並びに授産施設については、これは当然、平成18年に自立支援法ができ上がったという形で、そのときに本来は新事業への移行という形で各事業所のほうが新しい事業項目の中でやれる事業を充てていくという形で変更させていただいております。

ただ、それに一応経過期間として5年間は経過的に運営できるような形で見させていただき、みなしの形で見させていただきという形をとっています。それが一応5年間の間です。ですから、一応平成23年度末で本来は終わっているということになります。ですから、それまでに新しい事業への切りかえを事業者で考えてくださいという形になります。

例えば、一番最初の旧法による身体療護施設等、こういったところについては通常、自立訓練だとか、あと就労継続の支援事業だとか、そういったものに切りかえていくような形で、事業所が全て考えていただいて、県のほうへ、指定を受けるもんですから、そちらの指定をとり直していただくという形でやらないといけません。

それがないと、つまり国のほうからの報酬等、そういった運営費のほうの補てんが効かなくなってしまうということで、これはどちらかといえば、行政のほうからもそういった形で切りかえてくださいという話はさせていただいて、当然、国からも話が出て、ただ5年間の間にはこれで切りかわっていくということで、知立市においても今利用されている施設については、そのまま施設的には

あるわけなんです、事業体系が新体系にかわるということで、今回の主要成果のほうには平成23年度、これで載っていますが、来年度の主要成果には旧の施設というのは全て載らなくなって、ほかの事業のほうへ振りかえていくという形になります。

以上です。

○池田福子委員

ということは、ここの5事業体は全てうまく移行したということで考えればいいですね。

○福祉課長。

そうですね。当然、年々減っていくという形をとって、最終的に1事業所とか2事業所が残っているわけなんです、それも全てかわられたということで聞いておりますので、間違いのないと思います。

○池田福子委員

法律で新しい総合支援法というものによっていくためにということなんですけれども、どこが一番重点的に変わるのか、利用者の立場から考えてちょっと答えていただけますか。

○福祉課長

今年度というか、ことしの6月20日に法改正、自立支援法の法改正が行われました。その中で名称も一応、自立支援法というところから総合支援法、略称なわけなんです、そういった法律のほうに切りかわるということで公布されております。

施行については来年度、4月1日からということで、一番大きなものというのは、今まで身体、知的、精神、精神の中に発達障がいも入れているわけなんです、それに加えて難病により障がいのある方、そういった方が加わって、そういった方についても今まで福祉サービス、それから地域生活支援事業等のサービスが受けられなかった方についても今後、サービスを受けられるという形ですね。

ですから、そういった方について、まだ話の中ではちょっと決まてはいないわけなんです、通常ですと障害者手帳だとか、そういったものがあるわけなんです、それが難病の方には県の出

している難病の関係の給付事業、医療費の給付の受給者証というのがあるんですが、それで確認するか、もしくはそういった難病の特殊なそういう一つの手帳みたいなものを作成とか発行するという案も何か話には聞いておりますが、そういったのはまだちょっと確定していません、どれにしても一番大きなものというのは難病が加わることというのが一番大きなもの。

それと、制度の中で、変更の中に、平成26年、来年ではなくて再来年の4月1日からという形の変更もあります。それについては今まで重度介護訪問、そういったサービスの中に今まで肢体不自由の方のみで、重度の肢体不自由の方ということで訪問サービスをしていたわけなんです、それに加えて知的だとか精神の方の重度の方にもそういったサービスも受けられるよということで拡充させていただいております。

それから、あともう一つ、今まで障がい程度区分という言い方、障がいの重さでどんなサービスをやるかという形で、うちのほうの審査会を受けて、この人にはこのサービスですよという形で程度区分というのを決めさせていただいているんですが、これが今度、平成26年からについては支援区分という、ちょっと名称を変えさせていただいて、重さというよりも、この人には何が必要か、何を支援したら一番いいのかというのを、今度はそういった度合いで見させていただくという形でやっていくという形になります。

大体大きなところはそういうところが一番大きなところ。あと、細々したところでは移行支援の対象施設等で矯正施設とか保護施設の方もそういう対象になるよとか、そういった細々のところがありますが、今のところが一番大きなところだと思います。

以上です。

○池田福子委員

使う側からしますと負担のほうに気になるんですね、負担の仕方が。それをちょっと御説明いただけますか。

それと、今、知立市が大体どういう傾向にある

か、負担の方たち。

○福祉課長

今お話しさせていただきました福祉サービス、障がい者の方がいろんなサービスを受けるに当たって、基本的には自立支援法の中で言っているのが1割負担、これが皆さんが御存じのとおり1割負担という規定があって、その分はあるわけなんですけど、ただ平成18年当時からいろんな軽減等でさせていただいて、今現在、実際に言うと、まず生活保護並びに住民税非課税の方については自己負担がございません。あと、それと、在宅の方で障がい児の方については所得割の限度があるわけなんですけど、居宅の方で障がい児の方については4,600円という自己負担が、限度が決まっております。

それと、18歳以上の方については9,300円という自己負担の限度額、一月当たりの限度額が9,300円。それと、それ以外の方で、もう少し上の20歳以上で収入が、20歳以上の施設入居者とか、あと収入の多い方については一月3万7,200円というのが限度になっております。こういう形でやらせていただいております。

それで、今現在、平成24年度の利用者でこの区分に分けていきますと、まず自己負担のない方、ゼロ円の方、この方については今全体が329名の方が今利用されているわけなんですけど、その中で218名の方がゼロ円ということですね。

それと、4,600円、ほとんど障がい児というか児童の方ですが、この方が60名。それと、9,300円という方、この方が27名。それと、3万7,200円という方が24名ということで、大きなところは今のゼロ円の方、約66%の方が今ゼロ円になって、これについては平成22年度、平成22年4月1日からということ既に改正で変わっております。

それと加えて、本来今まで福祉サービスと補装具、いろんな補装具、車いすだとか、そういったもののお金というのは別々にやっていたんですけど、それが平成24年、ことしの4月1日から合算して限度で計算させていただけるということで、またそれもさらに本人たちの軽減につながっていると

いうことで、今回の改正では、特に負担についての改正は行われておりません。

以上です。

○池田福子委員

圧倒的にゼロ円の方が多いということなんですけれども、例えば高額な負担をしてらっしゃる方でも、御自身の収入というよりも御家族の収入であったりする場合があるわけですよ。そうすると、やっぱり負担感というのはかなり違ってくると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○福祉課長

サービスの、今言った所得のほうの計算につきましては、市民税の所得割を算定させていただくわけなんですけど、通常、障がい者の方、18歳以上の障がい者の方については、通常、御本人もしくは配偶者の方の収入で見させていただきます。それと、障がい児の方、18歳未満の障がい児の方については、申しわけないんですが世帯全体で見させていただくものですから、ほとんど3万7,200円という形の限度の方というのは障がい児の方が多くて、要は親御さん等の収入によって自己負担が発生しているという形になってきます。

いろいろ問題があるということではございますが、今回の改正では、その点については触れられておりませんので、このままの形でという形になっております。

以上です。

○池田福子委員

もう一つ、65ページの日中一時支援事業というのがございますよね。これの実情を教えてくださいませんか。

○福祉課長

日中一時支援事業については、本来、保護者の方、通常で言うと関係者の家族の方の休息等を、休息していただくために対象者の障がい者の方を預かるという形の施設でございます。

ほとんどは障がい児の、子供のほうが多いわけなんですけど、通常でこちらの知立で今、八ツ田のほうで日中一時ということではやっておりましたが、それについてはほとんど安城養護のほうへ、要は

お迎えに行く、学校が終わった時間にお迎えに行って、あと施設のほうで預かって世話をさせていただいて、あとお母様が時間になって迎えにくるという、仕事等を終わられて迎えに来るといった形をとっています。

今、日中一時についてはやはりそういった事業、これは地域生活支援事業と言いまして、知立市のほうで選択させていただいた事業ということでやらせていただいて、なおかつ報酬等についても知立市のほうの要綱で決めさせていただいた数字のもので支払わせていただくというのですが、やはりお母様たちというか、保護者の方たちには大変喜ばれている施設です。

これがないとやはりなかなか休息がとれない、やはりいつも四六時中子供を見ているということで、やはりそういった息抜き等も含めて、こういった施設が市内、今1カ所、2カ所、3カ所になるわけなんです、そういったのをもう少し本当はたくさんできてくるともう少しお母さんたちも安心していられるのかなという気はしております。

以上です。

○池田福子委員

ありがとうございます。

保護者の方の休息も必要ですし、また子供たちの場としても社会性を培う意味でも、こういう事業、地道な活動ですけども、続けていただきたいと思えます。

続きまして67ページ、請願でも出ておりますが、福祉医療のことなんです。

県は補助を減らそうとしているということなんですけれども、医療の後退ではないかと思うんですね。今、医療費の負担、いろんな場合がありますけれども、例えば医療費の負担、これ、県がそのように補助をなくしてくるという方向に出た場合、市はどのように対処する心構えがありますかね。

○国保医療課長

今、県のほうで福祉医療の見直し策定検討会というようなことで着々と見直しが進んでおるところです。

私も実を言いますと、そこの中の構成員ということで、県のほうにちょっと今まで2回ほど会議に出席させていただいておりますので、その状況については多少把握しております。

ただ、そこの中でもまだ、例えば先ほどお話がありましたように、負担金が0.5、1割の減になるのか、それとも一部負担をとるのか、それとも所得制限を入れていくのか。そういったものだけではなくて、あとは市のほうからも、例えば子ども医療の単独制度があるわけですけども、こういうものを県下で8割くらいは知立市と同じように中学生卒業までという形、通院中学生卒業まで見るというようなことを取り入れていますので、そういった方向で県は削減一方ではなくて、こういう拡大もあわせて上で制度の見直しをしていったほうがいいんじゃないかという意見が非常に強い状況にはなっています。

ただ、最終的には市町村の意見を聞くという形の中でやっているわけなんですけども、結論を出すのは愛知県ということにはなってきますので、結果がどうなるのかはまだはっきりわかっていないものですから、それに対して市のほうがどういう方向で対応できるのかということについても、まだ今の段階ではそういった県の制度が見えないうちに、そういった方向で市の中で検討することもおこなっておりませんので、現状ではどう対応するかということについてはまだお答えできる段階ではないということですのでお願いします。

○池田福子委員

福祉医療なんですけども、例えば高齢者ならば一つの病気じゃ済まない場合も多いわけですよ。幾つもの病気があって、しかもずっと慢性的なものということになりますので、例えば窓口で100円払えというような、そういうこともあるみたいですけども、幾つもの受けなきゃいけない、いつまでも行かなきゃいけないという状態も多いわけなんですよね。

そして、1回は少なかったとしても、それが何回もということになる場合も出てくると。そういうことが積み重なってきますと、受診をしなくな

っちゃうということが一番懸念されるわけなんです
ね。

医療というのは、やっぱり命の問題でもありま
すもんで、本当に最低のラインだと思うんです。
安心して医療を受けられるというのが最低のこと
だと思うんですね。ですから、本当にここ、みんな
で頑張っていけないといけないと思いますけども、
どうですか。いろいろ会合には出てらっしゃ
るみたいだから、その辺のところバチッと行って
もらえますか。

○国保医療課長

いずれにしても県のほうの意志はかたそうとい
うのが感覚です。愛知県のほうの行政改革大綱の
中で福祉医療ももう既に見直しをするというふう
にはっきり書かれていますので、県の担当課につ
いてもその方向に沿った形で会議を進めたいと
いう意向は非常に強そうな感じです。

もちろん市町村のほうからも十数市町村が出て
いるわけなんですけども、やっぱりできれば現行
制度のとおり続けていってほしいという話は
当然、私も含めてそういう話がでるわけなんです
けども、ただ、現状で行くと福祉医療という制度
自体がもう既に回っていかなくなっちゃうという
ことで、お互い痛み分けするところがないとやっ
ていけないんだということを言われますので、確
かに医療費自体は非常に年々ふえていく中で、県
の収入も少ない、市町村の収入も伸びていかない
という状況の中で、本当に福祉医療だけ今までど
おりで行けるのかというのは確かに問題として提
起されるとうーんというふうに答えざるを得ない
ような点もあるわけです。

ただ、私もちょっと言ったんですけども、今度、
消費税が、地方消費税も入ってきて、そういう形
の中で福祉財源にそれを充てなさいと、地方消費
税についてもそういう話が来ていますので、少な
くとも2014年からの実施ということは、事務上も
間に合わないし、そういった国の制度の改定も含
めた上で見ていく必要があるんじゃないという
ことで、余りにやるにしてもじっくりと、もっと
意見を聞きながら時間をかけて、本当にみんなが

納得できる制度の中でやってほしいという
ことは要望として上げてはあります。

くどいようですが、先ほども言いましたが、
最終的には県が決めちゃいますので、どこまで抵
抗と言っちゃいかんが、声を上げて、それが聞き
届けられるのか、ちょっと疑問には思うところは
あるわけですけども、精いっぱいのははさせて
もらっておりますので、よろしく願います。

○池田福子委員

それこそよろしく願います。

そうしましたら、ページをめくりまして74ペー
ジ、保育園費というところでちょっと伺いたいと
思います。

乳児室の面積ということで、県からありまして、
ゼロ・1歳児の1人当たりの必要面積が変わって
くるんですよね。その辺のところをちょっと紹介
願えますか。

○子ども課長

保育室の、ゼロ・1歳、乳児の保育室の、面積
の基準について県の基準で決めるということにな
りまして、今までが乳児室の面積、乳児1人につ
き1.65平方メートル、ほふく室の面積は1人につ
き3.3平方メートルという基準であったものが統一
で3.3平方メートル以上という基準に改めると
いうことで、県のほうから県の条例を改正する
というところでいろいろ意見を各市、知立市ももち
ろん含めてですけども、調査が来ておりまして、そ
れに対して以前、議会でも話がありましたけども、
それがやむを得ない話としても、これは余談です
けども、補助をつけてほしいなんていう話もしな
がら回答した覚えがありますけども、これについ
ては、県はもう決定ということで12月議会に出す
というお話を聞いております。

○池田福子委員

おおそ倍になるわけですよ、これが。今、
名目上では待機はいないから、本当は目いっぱい
ですよ。定員いっぱいですよ、名目上は。だ
けど、実際には見える、その話は、きょうはやめ
ておきまして。倍になってしまうということは半
分が出ちゃうという、飛び出ちゃうということに

なるんですけれども、さあそれをどうしましょうと。1年余裕がありましたっけ、それもじゃあ答えてもらえます、何年からはっきり。

○子ども課長

平成25年度からになりますので。ちょっとお時間をいただいて若干説明させていただくならば、まず南保育園ですけども、本来ですと3.3平方メートル及び1.65平方メートルで計算した場合にゼロ・1歳児で27人を予定しておったわけです、設計の段階では。これが3.3平方メートル、一本になってしまうということだと、単純に面積で割る人数で御理解いただきたいんですけど、今説明するのは、27人が20人になってしまいます。7人減になってしまいます。

ただ、7人減になりますけども、今までの南保育園からすると、今までの南保育園で単純に3.3で計算すると8人しか入れなかったものが20人になるものですから、そこでふえます。

それから、猿渡保育園も大きくなったものだから、そこでプラスマイナスほぼゼロというような形になります。ですから、せっかく2つが大きくなったにもかかわらず、実質的に受け入れられるのはほぼ同じ人数かなという形になるかと思います。

○池田福子委員

南保育園は新設だからいいとして、これ、新設ではないんですよね。今まで存在している保育園も対象になるんですよね。違いますか。

○子ども課長

南保育園だけを捉えるならば、従来、今現在ある保育園が八ツ田町の正文館の前にありますけども、それが新しく今建てているところに移転する形になりますので。

○池田福子委員

既存の。

○子ども課長

その部分はさっき言った人数の変更があります。8人が20人になりますけども、ほかの園も含めて、既設の園も含めて、基準は3.3平方メートルになりますので、全てがその部分で半分になる、単純

に半分という考え方で行っても、辛うじて大きくなる園がありますので、そこで差し引きとんとんかなというような説明をさせていただきます。済みません。

○池田福子委員

そうしますと、面積が倍になったとしても、人数的には間に合うと、面積、全部埋められると。待機児はないということになりますか。定員は下がらないの。

○子ども課長

実質的に受け入れを拡大しようということで、南保育園の200人定員という形で、全てを含めて200人定員という形でつくらせていただいたんですけども、先ほど申しましたように、結果的に今の現状とほぼ変わらない状況になってしまうということになるものですから、定員的には。

○池田福子委員

ということは、ほかで入園児を減らさなきゃいけないけれども、南保育園に持ってくればほぼ大丈夫ということで、待機児は名目上はなしですよというふうに考えればいいですか。待機児は発生しないだろうと。

○子ども課長

待機児という意味でなく、受け入れの人数として、定員として結果的に現状維持の数字ということになってしまうということです。

○池田福子委員

数字合わせはできるけれど、そこが保護者の望むところかどうかはわからないから、だから待機児としては出るかもしれないよというふうに理解すればいいわけですよ。

○福祉子ども部長

来年度の募集を10月以降行うわけですが、今年度と同様の人数の、ゼロ・1歳の乳児の受け入れをというふうに考えますと、新しい南保育園で増、それから猿渡保育園での受け入れの増、そういった増分が3.3平方メートルということで来年以降、面積が広がって、人数が、受け入れが少なくなるんですが、全体的で行くと今年度と同様の人数が受け入れられるという状況で、私どもももう少

し南と猿渡で余裕を持てるだろうというふう想定しておったんですが、これが3.3平方メートルというふうに来年4月以降になってしまうことよって、今年度と同様の受け入れ人数というふう想定しております。

○池田福子委員

それは合計として受け入れられるというふう理解すればいいですね。合計として全部の保育園を総なめにして受け入れますよということ考えればいいということですね。

そうしますと、一応待機児というのは少ないだろうと、ないとは言わないけど、少ないだろうということ考えてよろしいということですか。

○子ども課長

ちょっと誤解というか行き違いがあるといかんのでちょっと確認ですけども、基本的に知立の保育園、先ほど南保育園が大きくなる話をさせてもらったんですけども、来迎寺と宝と新林は今まで1.6平方メートルで計算、1人当たり1.6平方メートルで計算していたんですけども、それ以外の保育園は全て3.3平方メートルで今までも既にやっていますので、影響的にはそこがもう既に3.3平方メートルをやっていますので、その分は少ないかなというふうに思います。

定員のほうですけども、今言いましたように、2園でキャパを広げたつもりが、結果的にはキャパが全く広がらない状態になってしまったということで、ただ、ことしの定員は確保するということが、そもそもがゼロ・1歳の待機児を少しでも解消しよう、年度、月を重ねるごとに待機児がふえてくる中で、いわゆる国基準の待機児であるなしにかかわらず、入れる人をふやそうということ考えたものができなくなってしまうという部分では、少しばかりつらい部分があるのかなというふうには思っております。

○池田福子委員

わかりました。働かなきゃいけないお母さんたちもふえていますもんで、本当に対処していただきたいと思います。

そうしましたら、76ページの生活保護のほうで

伺いたいと思います。76ページ、その他の分類の方は減ったんですね。199世帯から184世帯に減ったということで考えればいいと思うんですけども、これは就職がうまくいったというふう考えてよろしいですか。

○福祉課長

そうです。その他につきましては、当然、可能世帯、就労が可能な世帯ということで、その中で仕事が見つかって抜けていくという方がやはり多くいるということですね。それが大半を占めていると思います。

ただ、通常全体の、これで言うと、184世帯なわけなんですけど、この中でもほとんど働いてはみえるんですが、収入が少ないということで、ほぼ受けている方、そういった方で収入がふえて抜けていくという方も見えますので、そういったことで抜けていくと思います。

○池田福子委員

それで、その他の方の年代というのが幾つから幾つまでと考えていらっしゃいますかしらね。

○福祉課長

実は、この時点、この3月末時点では少しちょっと数字が出ていなくて、申しわけありません。今、8月末現在の数字が出ていますので、少しそれを報告させていただきます。

まず世帯数なんですが、431世帯、人数で言うと613名の方が保護を受けております。内訳としまして、高齢者の方についてが122世帯、それと障がい者、傷病者、ここで言うと3行目になってしまうんですが、108世帯、それと母子についてが30世帯、その他についてが166世帯に今なっております。

若干、3月からまたさらに減っているという形でやらせていただいています。今のその他の166世帯について年代別で見させていただきますと、まず20代、10世帯、それから30代、29世帯、それから40代が40世帯、それから50代が60世帯、それと、あと60歳から64歳までの方の部分が27世帯という形で、やはり一番多いのが40代、50代、これで約6割の方がそこに集まっているというこ

とで、やはり就職等、仕事がなかなか見つからないということもあって、この率が高いような形でなっております。

以上です。

○池田福子委員

知立市はそんなことないと思うんですけども、全国的には生活保護の問題で非常にバッシングを受けているんだろうとは思うんですね。いろんな報道もされております。

ただ、働ける世代だろうと言われても、64歳で新しく就職しようと思っても、相手、なかなか受け入れ態勢がないんですよ、はっきり言って。雇い主側からしたら、何で64歳の人を雇いますかということになりますよね。今、若者だって就職できない状態というのがあると思うんですね。

けさの新聞に、これは中日なんですけれども、いろんな国との比較も出しているんですけども、これには日本の生活保護を受ける人は少な過ぎると言っているんですよ。ここですと、日本は1.6%なんです。ドイツが9.7%というふうに出ているんですよ。

いろんなことがあるんですけども、そもそも生活保護までの段階が短か過ぎると。失業して、すぐ生活保護と、日本の場合は、そういうことが多いわけですよ。ほかの国なんかでもそうですけど、雇用保険が手厚かったりとか、年金が手厚かったりとかするんですけども、日本の場合は年金も老齢年金とか、それからあれだけですと本当に四、五万円という状態もあって、生活保護を受けざるを得ないのに生活保護を受けて甘えているというバッシングが多いものですから、その辺のところをきちっと理解しないといけないと思うんですね。

就労のことなんですけれども、就労、ケースワーカー、人数、減ったということなんですけれども、ケースワーカーがふえて、1人当たりの人数はどのように変化しましたかね。

○福祉課長

生活保護の方の就労については本会議のほうでも話が出ていましたが、今現在、全体で言うと、

大体ケースワーカー1人当たり75世帯を受け持つんですね。一時的には100世帯を超えていたときがあったということに比べるとかなり人数をふやしていただいて、かなり一人一人について見守れるというんですか、そういったことが可能になってきたのかなという形ですね。

ただ、今の75世帯の中には、当然、高齢者の方、障がい者の方、そういった傷病者の方で、本来本当に働けない方とか、そういった入院されている方も見えまして、全ての方が就労に向けてというわけでもありませんので、それについて、就労についてはやはりそういった本人を見させていただいてということで、やっぱり働く意思のある方についてはそういう働きの紹介等もさせていただくということでやらせていただく。

もしくはそれと、あと若い方で働けないというんですか、仕事を探してもなかなか見つからないという方については、いろんな就労支援員という方が見えますので、面接の指導から、そういったのをやらせていただいて、少しでも早く仕事が見つかって生活保護から脱却できるような形を進めさせていただいております。

以上です。

○池田福子委員

働くというのも一つの喜びでもありますもんで、ただそれが、生活保護の期間が長くなるとどうしても一歩が踏み出せないという方も多いもんですから、ただ働き始めてすぐ生き生きした方も見えるもんですから、こんなに元気だったんだと思う方も見えるんですね。ですから、ぜひこのところは各個人の状態を見ながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まちづくりのほう、ページ、93ページです。

失礼しました、商工の部分でまちづくりの3,800万円の補助ということなんですけれども、ここができたときのいきさつとかはいろいろあると思うんですけども、そういうことを知らない市民のほうで圧倒的に多いと思うんですね。一番最初の立ち上げがこうで、公的なものがやるよりもちょっと委託して第三セクターにやって

ほうが出費が逆に少ないだろうということで立ち上げたというふうには聞いたんですけども、ただそれを知っている市民は圧倒的に少ないと思うんですね。

単にこれを見たときに、3,000万円の経常利益がマイナスなんですよね。だから、その補填のように市民からは見えると思うんですけども、いかがでしょうか、これ。

○経済課長

まちづくりの補助金ですけども、知立まちづくり会社運営費補助金ということで、毎年このところ、3,800万円ずつ出ささせていただいております。正直言いまして、駅前のリリオ、それから駐車場等の、あそこの施設の運営費にかかってくるわけですけども、当初の建設のときのいきさつを知らない、なぜ3,800万円を毎年払っていくんだという話は多分思われる方はいらっしゃると思います。ですから、うちのほうとしましても、なぜこれが必要かということは、うちのほうの担当としては理解しておるんですけども、一般の市民の方が見られたときには、この額が多いんではないかということを言われるのはごもっともかなと思うんですけども、皆さんに理解してもらえないのかなというような感覚ではございます。よろしくお願いいたします。

○池田福子委員

私が言いたいのは、要は理解してもらうように努力ということになるんですよね。例えばこれ、売り上げは5%以上減っていると、経費は35%上がっていると、差し引きプラスすると40%減っているんですよ。売り上げ、販売管理費、販管費がマイナスですね。ふえているわけですよ、販売管理費が。売り上げは減っているんですよ。これがあれだとこれは破産状態なんですわね。普通で行けばですね。

例えば営業努力というか、そういったものをしていながらしているという努力を見せないと、市民が納得しないと。3,800万円といたら1日10万円以上の1カ月で100万円だとしても3,600万円ですよ。1カ月、100万円ずつポンポン積んで

いるわけですよ。1日、10万円と。以上。

○経済課長

リリオに関しましては、昨年度、大規模改修等を行っております。リリオのコンサートホールと、それからパティオとの関連もあります。パティオのほうで後にできまして、それでリリオのほうもコンサート等の事業も一生懸命やっておりますし、それから駐車場に関しても、入る台数等が伸び悩んでおるのも事実で、それからコンサートにかかる方も伸び悩んでいるのも。

ただ、一生懸命やっておるのは事実なものですから、今度、今あいていましたところに、岡信が入ってくるということで、それなりの収入がまた少し出てくると思うんですけども、これもずっとじゃないもんですから、しばらくの間です。

○明石委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後4時59分

再開 午後5時10分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

済みません。ちょっと1分だけ戻りまして、先ほどの、保育園の定員の問題なんですけれども、定員自体はそのままだけれども、待機児としては、もし待機児を解消させようと思った場合は定員をふやさなきゃいけなかったと。定員はふえないものだから待機児は存在しますよということですよ。いいですか。

○子ども課長

存在しますよというか、定員が結果的に変わらなかったということ、先ほど説明したとおりなんですけれども。本来それを広げようと、受け入れの数を広げようと思って南保育園を大きくした、猿渡も大きくなったというふうな形なんですけれども、結果的に広がらなかったもんですから、定員が、変な話、イコールになるんですけども、そうになると待機児という問題では今までどおり出てくる可能性は十分にあり得るということだと思いま

す。

○池田福子委員

済みません。じゃあ、もとに戻りまして、例えば営業努力のようなことはされますか。どうでしょうか。

○経済課長

済みません。先ほど岡信の話、ちょっと間違えましたんで、申しわけありませんでした。駐車場の料金だけになりますので、お願いいたします。

まちづくり会社は営業努力を一生懸命やっておるというふうに私どもは思っておるんですけども、それをPRしていくようにお願いします。それから、市のほうとしまして、第三セクターがどういものかということをお願いの方にPRするように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○池田福子委員

先ほど私は月100万円と言いましたが、月300万円ですね。300万円がごそごそと、1日10万円ということですね。

PRするという事なんですけれども、例えば駐車場の入車台数が1,949台減少というふうを書いてあるんですけども、おおよそ2,000台なんです。日に割っていくとかなりの数になるんですけども、普通でしたらなぜ減ったんだろうと考えるんですよ。なぜ減ったんだろうと、ネックは何だろうと、じゃあそのネックを取り除けばまた入るだろうという感じで一つ一つ問題をクリアして行って、これで売り上げを確保しようねという感じで結びつけていくんですけども、そういうのは営業努力というのかどうかはわからないんですけども、これで何年もなっているものから、いつまでも第三セクターで、だからこういう状態だということも経営している側としてはやっぱりちょっと、五、六年で脱するところもあるわけですから、経営される方たちももうちょっと金銭面、市民の負担にならないようにと考えていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○経済課長

まちづくり会社の、一緒になる機会が結構あり

ますので、その機会に話をさせていただきたいと思えます。

市も一緒になって考えないと、多分これは打開できない内容じゃないかなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○池田福子委員

市民は、努力しているという姿が見えればいいわけなんです。実際にこれで利益がバンバン上がるというふうには思っていないと、文化のためだということも理解している方が多いと思いますので、こういうふう頑張っていて、こういう催し物をしたということが見えるという、そういう活動をしてもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂田委員

2点ばかり、お聞きします。

成果報告書の57ページ、3款民生費、2目老人福祉費として、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように努めましたとなっております。その中で、その次の59ページの家具転倒防止器具取り付け事業、利用者は4人となっておりますが、この件は私の記憶するところでは、ここ最近3件、2件と来て、平成23年度が4件。3、2、4件。非常に、努めましたと言う割には寂しい数字が出ておりますけれども、担当課長としてこの数字をどのように受け取られますか。お聞かせいただきたい。

○長寿介護課長

今言われましたとおり、確かに大変少ない件数でありますので、何とかもう少しPRのほうをさせていただいて、あと取りつけられる方の対象者の方の枠をもう少し広げたいというような考えも持っておりますので、今、ひとり暮らし高齢者で、自分で取りつけができない方というような、ちょっとそういう縛りを入れておりましたけれども、実はことしの4月から自分でつけられる方は、金具だけはお渡ししますよという形には変更させていただきました。

金具だけお渡しは今しているんですけども、それでもまだちょっとPRが足りないのか、それほど数字も伸びておりませんので、高齢者の方で希望される方であれば金具を何とかお渡ししていきけるような形まで拡大して、これは人の命にかかわるようなことですので、ぜひこの制度を利用していただきたいなという思いはあります。

○坂田委員

後ほど私、その点はお聞きしようと思っておりましたけども、そういった形で今はおおむね65歳以上の高齢者世帯のみで取りつけが困難な人となっておりますが、今、長寿介護課長が言われましたように、そうしますと4月からは65歳以上で希望される方には金具を全ての方に渡すと理解してよろしいでしょうか。

○長寿介護課長

取りつけのほうは御自分でやっていただくという形にはなりますけども、自分で取りつけられる方に対して、高齢者の方であれば御希望の方に金具、4組までお渡しできますので、お配りさせていただきますということでございます。

○坂田委員

そうしますと、きょう、私、インターネットでそこら辺のところを引いたんですけども、この項目について、今、長寿介護課長が言われたようなことはどこにも載っていないような気がしますが、どうでしょうか。

○長寿介護課長

今、私が申したことは、金具をお渡しするということはこの4月からやっておりますので、そのように変更したのは広報でPRさせていただいておるんですけども、ただ条件は一緒だったんですね、ひとり暮らしの高齢者という。今後はそういうひとり暮らしとか、そういうことも取っ払って、高齢者の方で希望される方まで枠を広げてもいいのかなということで、それは今後です。

早急に、例えば10月、10月以降、10月1日の広報で今載るような、たしか準備をしておったと思うんですけども、そういう方にお配りしていきたいと、高齢者の方で希望される方には。そういう

ことでございます。

○坂田委員

そうすると、またそれは10月1日からということですけども、現状で申し込むにはどういった手続をするのでしょうか。そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

○長寿介護課長

こちらのほうは窓口に来ていただいて、取りつけも含めて、取りつけられるから大丈夫という方については金具だけをお渡ししてしまして、申請書を1枚書いていただくのみでございます。

○坂田委員

申請書1枚だけと言われましたけども、その申請書はどういう申請書でしょうか、名目は。

○明石委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時21分

再開 午後5時21分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

要綱のほうで、家具転倒防止取付申請書というのがございますので、取りつけを希望される方はこちらの様式、あと交付申請書という形で、交付だけでいいという方には交付申請書のほうを出すような形になっております。

○坂田委員

そこに広報の、ホームページに載っておりますところによると、家具転倒防止器具取付申請書、家具転倒防止器具取付配置図、家具転倒防止器具取付に係る確約書、この3通を出すとなっておりますけれども、今の長寿介護課長の答弁と違うかと思いますが、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○長寿介護課長

大変申しわけございません。取りつけ器具の配置を、取りつけを今、シルバーのほうに委託しておるわけでございますけども、こちらのほうにシルバーのほうを通して、取りつけまで希望される

方につきましては、今、委員のおっしゃられたとおり、確かに配置図と確約書、こちらのほうをやっぱり出していただくという形になっておりますので、訂正させていただきます。

○坂田委員

3通を高齢者の方に、書いて出せということは、この書類を見た途端に恐らく申し込む方も後ずさりするんでないかと。特に取付申請書、この5番目に対象者及び世帯員の氏名、生年月日、続柄、そういったことまで書けとなっておりますけども、最近、我々の地元の居住者名簿についても個人情報保護の観点から名前だけにしてくれと、そういった生年月日とか、いろんな細かいことを書くことはまかりならんという意見が出て、そういった名前だけの登録、年齢ぐらいは世帯主は書いてもらいますが、これ、たかかと言ったら失礼だけど、この器具を取りつけるのにここまで必要なんでしょうか。そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それともう一点、今、器具取付申請書に、2番目として家具の種類及び数量となっております、またその次の配置図に家具の種類も書けと、同じようなことになっておりますけども、そこら辺のところ、もうちょっと簡略化して、これ3枚も必要ないと思いますが、そこら辺のところ、今後どのように考えておられるかお聞かせいただきたい。

○長寿介護課長

今、委員がおっしゃられたとおり、確かに高齢者の方で3枚の書類を全部調べられるのは大変だと思います。ただ、実際、窓口に来られて、担当の課で聞き取りながらこうやって書いていただいておりますので、何とか書類としての形にはなるんですけども、今先ほど私が申しましたことがまだ要綱の上で、今、全ての高齢者の方の、希望の方には金具のみ渡すというようなことは、要綱の上ではまだちょっと改正されておられませんので、今、委員の言われた様式の少し簡素化、そういうのも含めて、高齢者の方にとって申請しやすい、書きやすいような様式に、もう少しちょっと考えさせていただきますと、そういうふうと思います。

○坂田委員

ぜひそういった方向にさせていただきたいと思います。

昨年度が4件ということですけども、今年度、ここまでどういった数字が出ておるのかお聞かせいただきたいんですが。最近、市長はいろんな集まりのところで、挨拶の中で、ポケットにこの金具を入れて、知立市の安心、安全の立場からこういったサービスをやっておりますので、ぜひ皆さん、申し込んでくださいと盛んにアピールされておりますけども。そういったアピールは市民に浸透して、少しは今年度といいますか、ここまでですけども、数字が上がってきているのか、そこら辺のところ、わかっておればお聞かせいただきたいと思います。

○長寿介護課長

ちょっと具体的な数字は承知しておりませんが、申請があると私ども、私の決済になるものですから、その記憶で申しますと、今年度も非常に少ない、まだ数件の状況だというふうに思います。

○坂田委員

市長のアピールがそこまで浸透していないということですね。

ちなみに、取り付けに器具は当然無料でございますが、市が業者といいますか、そういったところから買い受ける場合、金具は幾らぐらい、いろいろピンキリだと思います。種類もあるかと思いますが、大体幾らぐらいするものなんでしょうかお聞かせいただきたい。

○長寿介護課長

今、市でお配りさせていただいておるものは、大体たんす1さおをつけますと、4カ所つきますので600円ほどかかりますが、これ、たくさん注文すれば当然単価は下がってくると思いますけども、今、件数が少ないものですから少しずつの注文ということでこのような単価になっております。

○坂田委員

4つで600円ということは1個150円ということ、大体カーマとかコーナンに売っておる、私も

買ってきて取りつけておるんですけども、安いやつはやっぱり簡単にグニャッとなっちゃうんですよ。そういった点で今、市民の方からは、そういったものを見たときに、知立市が配布しているものを見たときに、もう少しいいものを採用すべきだ、取り入れるべきでないかという、そんな意見もありますけども、そこら辺のところ、現状の150円ぐらいのものでいいと考えておられるのかお聞かせいただきたい。

○長寿介護課長

それでいいというふうに考えておったわけではないですけども、買い置きがあったものを今そのまま使わせていただいておりますけども。金具が今、委員が言われたようなちょっと問題があるようなことであれば、それは大変よろしくないの、今つけていただいておりますシルバーさんのほうにもちょっと確認させていただきますけども、金具としてたすの固定ということに対して、それで強度のほうは大丈夫かどうか一度確認させた上で、もし改善が必要であれば、必要であるというようなことになればまたちょっと考えさせていただきますたいと、このように思います。

○坂田委員

ぜひシルバーのほうの方には元大工さんとか、いろんなそういった専門職の方も見えるわけでございますので、そこら辺のところはまた十分検討していただきたいと、このように思います。

先ほどの事業の、昨年2万2,680円となっております。今、家具は大体600円ということですので、4件であれば四、六、2,400円ぐらいかなと思いますけども、単純に、4件で2万2,680円、ここら辺の内訳をお聞かせいただきたいと、このように思います。

○長寿介護課長

こちらのほうはシルバーさんの委託料ということでございますので、大体2人で、1時間で1,890円という形で、3時間で5,670円になりますけど、これの4倍ということで、ほとんど人件費ということでございます。

○坂田委員

ということですが、例えば私の地元では、自主防災会でつけますよというアピールもしておりますけども、そういった場合、今、市からは金具をいただくということはまず不可能なわけですけども、今後そういった形で地元の自主防災会とか何らかの団体がつける場合、市からそういった、先ほど無料にするという、高齢者全て無料にするということですけども、そういったところに支給される、無料で支給される、そういったお考えはないでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

○長寿介護課長

高齢者、一応私どもは長寿介護課ですので、私どもの予算の範囲で購入したものをお配りするのには高齢者の方になるとは思いますけども、申請される方が高齢者の方でなくても、それを高齢者の方のところにつけるということで、そういう条件のもとに申請される方、自主防災会の方でこういったところの、例えば4件をつけるんだということ、4件分ということの申請をいただければ、そういうのにも対応していくべきではないかなというふうには思います。

○坂田委員

ぜひその方向でお願いしたいと思っております。

もう一点だけお聞きしますけども、86ページの4款衛生費の2目塵芥処理費、これに関しては、田中議員の質疑の席においていろいろ説明いただきました。小型家電のリサイクル率を上げるために、将来は全市的に取り組む。そして、また電気で動くもの、そしてまたこの8月から新たに実施した地区、この地区はちょっと私が聞き間違えておったら失礼ですけども、新地町、西町、牛田町、昭和9丁目目で小型家電の収集を始めたという報告があったと思っておりますが、試験的に4町を始めた、この4町を決めたのは、どういったことに基づいてこの4町をスタートしたのかお聞かせいただきたいと思っております。

○環境課長

この4町に決めさせていただいた理由につきましては、今、ごみ減量推進員さん3名見えるわけ

ですが、それぞれの町内会の集積場を回って、いろいろ問い合わせ等に対応させていただいている方々に、今回、小型家電のリサイクル、市のほうも取り組んでいきたいんだけど、ただ、いわゆるどれだけの量が、どれだけの大きさのものが、実際分別についても問題があるかどうか、いろんな、最初いっせいのせでやる前に、例えばコンテナの量だとか、人員の量だとか、いろいろ未知数のものがありました。

特に昨年、ガラスと陶器、こちらの分別を始めたときに各町内会からもいろいろまた手間がふえるというなお叱りもあったもんですから、試験的にやりたいということでごみ減量推進員さんのほうに、現場を一番よく熟知されている方に、一番適当な町内会、場所はどこだろうということで御相談して、その中でこの4町が上がったもんですから、じゃあ適当な広さもあるし、何とかこの町内ならやってくれそうだよということも含めて選定させていただいたところでございます。

以上です。

○坂田委員

この8月から試験的に始めたわけですけども、試験的に始めた理由は、平成24年の8月、ことしの8月、国会で成立した小型家電リサイクル法に基づき、また来年4月からこれが施行されると聞いておりますが、そこら辺に基づいて今回試験的に始めたのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○環境課長

小型家電のリサイクル法につきましては、先の国会で可決成立させたということです。ただ、施行につきましては1年以内という条件がたしかついておったと思います。

実は、現時点でも試験的にというか、国のほうがモデル事業として全国のいろんな主要都市、手を挙げた地域、自治体のほうで既に試験的に取り組んでいるところもございます。

私どもが、委員が仰せのとおり、家電リサイクル法ができて、議会でも質問がレアメタル等の、そういった金山が眠っている場所が、眠っている

ということもありまして、市としてはぜひともこれを進めていきたいと。リサイクル率を上げるためにも進めていきたいという前提の中で、これを一つのきっかけとして、法律の施行を一つのきっかけとして、今、試験的でやっておりますので、法律の施行に合わせてすぐやれるかどうかというのはまだちょっと検討が必要かと思っておりますけど、そういう前提で試験的に行っているのは事実でございます。

○坂田委員

当初、将来的な全市的で始めるという、質疑の席ではありましたけども、今の環境課長の答弁では、まだ来年の4月からは決めていないということ、決めていないわけでしょうか。私が推測するには、法律が施行された時点から全市的で知立市で始めるために、試験的に今4町でやっていると理解しておりますが、そこら辺のところ違うんでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○環境課長

失礼しました。やっていきたいという意味がございまして、施行に合わせて当然やりたいと思っております。

ただ、試験的にやった内容で4月からやりたいんですが、すぐさまでできるか、今、8月からやっていることですので、ちょっとまだデータが不足しております。何とかやっていきたいとは思っておりますが、最終的な決断はそのデータをもとに、やり方を工夫して、予算措置等も伴うと思っておりますので、そこら辺を踏んだ上でやっていきたいと思っております。

○坂田委員

8月から私の地元でも不燃物回収の日に小型家電を収集しておりまして、8月は環境課長も現場に足を運んでいただきましたけども。昨日も、やはり不燃物の回収のときに、私の地元ではかごに4つ、小型家電が回収されましたけども、小型家電というか、何かぐちゃぐちゃですね、ある面では。どこまでが小型家電か、そこら辺を市民の方はいまいちわかっておりません。

そこで、今、回収は、ほかのものは知立衛生が

回収しますけども、小型家電に関しては市の職員が回収していると思いますけども、将来的には専門業者に回収させる、そういったお考えはないのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○環境課長

委員がおっしゃったとおり、実はそういった考えもございまして、そういった金属類の回収業者さんにもいろいろ問い合わせをしている状況でございます。無料でそれが回収できれば、市のほうにお金が入る入らないは別として、リサイクルが進んでいくということで、市としてはいいことだと思っております。

ただ、今、委員がおっしゃったとおり、箱の中がかなり乱雑になっているのも事実でございます。それをこの状態でそのまま持っていただけたらどうかというのが、ちょっと今、正直言って課題ということにはなっております。ほかにも幾つかちょっと課題はあるんですが、そこら辺を見きわめた上でいろいろ対抗策をとって、一番いい形は今おっしゃったように、無料で回収していただけるのが一番いいと思いますが、少し問題はあると思っております。

○坂田委員

回収の状況は先ほど申したように、いろんながらくたも入っちゃっているんですけども、現実には家電のリサイクルのために、地域で、例えば私の地区でもですけども、8月から試験的に始めたんですけども、それに対して、地元に対してどのような周知を図られたのか。あそこにいる世話をやく方々ですけども、ほとんどの方がわかっていないんですよ。もうちょっとそこら辺のところを周知するか、それなりの看板をつくらとか。今、看板はかごに取りつける、ああいうのとか、ドライヤー、何かの絵がついてある、あれだけですよね。もうちょっとわかりやすい看板なり何なりを設けるべきだと思いますけど、そこら辺のところ、どうでしょうか。

○環境課長

確かに委員がおっしゃるとおり、今、青いコン

テナにパネルというか、小さな絵を描いたものを入れているだけです。これは、非常に小型家電の、これは何が小型家電かということがなかなか難しい部分もございまして、私どもが最初これを取り組むときに、電気を使うもの、もしくは電池で動くもの、これが一番簡単じゃないかと、まずそれでやってみて、例えばパソコンだとか、そういった、これは本当にPCリサイクル法というのがあるんですけど、そういったものがどうも国のほうも明確にこれはやっちゃいかんよと言っている部分もないわけですので。

例えばパソコンでも廃パソコンと言って、PCリサイクルにメーカーで引き取り料が払ってないものだとか、自作したものだとか、そういったものを実際に集めているところもあるようなものですから、きちんとした情報ではないんですが、いろんな定義がございまして、その辺の分別が難しいということは感じております。

そこら辺、委員の御指摘のとおり、もうちょっと表示の仕方、あと内容の、分別の仕方の検討をもうちょっと深くやっていきたいと思っております。

○坂田委員

ぜひお願いしたいと思います。

それと、なぜ小型家電の回収を知立市が取り組んでいくのか、そこら辺、なぜやらなきゃいかんのかということも現場の方々はいまいちわかっておりません。今まであいつたごみで入れておつたのをこの8月からなぜ分別をやらなきゃいかんのか、そこら辺のところもまた説明していただきたい。

そして、8月から試験的にやっているわけで、先ほど申したように、昨日もかごに4杯、たまたま私の地区ではそういった収集をしたんですけども、8月以降の収集された小型家電は既に何らかの形で業者に販売しているのか、あるいは市のどこかに一括で保管されているのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○環境課長

市の職員が回収してきたものは、不燃物処理場において、今現時点でも不燃物の中からシルバー

の業者が不燃物の中から小型家電に相当するものは職員で分けて、一つの一角に運んでおります。そのルートに乗せております。

ただ、記録をとる都合上、写真をとらせていただいて、どんなものがあつたかということは記録をとってからそういった形に、そのルートに乗せて業者に売っております。

以上です。

○坂田委員

8月から試験的に実施して、当初予測した量、またそうして予測したような現場での混乱とまでは言いませんけども、現場のいろんな意見、出ていると思いますけども、そこら辺のところはどのような形になっているのか、どういった意見、また、そして当初の予測とどうだったのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○環境課長

始めた当初のときに、どうやってやるんだという話がやっぱり一番多くて、電池で動くもの、電気を使うもの、この2つに決めた当時、ちょっとパタパタした時期がありました。

その後、ちょっとまだきちんとした検証が、記録はとってございますが、済みません、まだこれからもうちょっと精査して、いろいろ問題があるかとは思いますが、これからちょっと整理させていただきたいと思います。今現時点では、済みません、まだ明確に問題点等は把握してございませんので、よろしく願います。

○坂田委員

最後に1点をお聞きし、終わりますが、今回こういった小型家電のリサイクル法で、小型家電を収集、各地区で将来的にですけども、全市的にこれが実施された場合、今、古紙回収は売却益がそれぞれの町内に還元されておりますけども、そういった古紙回収、古紙のように売却益といいますか、それを収集した町内に還元する、そういったお考えはあるのかないのかお聞かせいただければ。

○環境課長

これもまた今後やっていく事業でございますので、今、委員のおっしゃった、確かに古紙回収が

進んだのは皆さんが取り組んだ結果だと思っております。そういった利点もあるということはお聞きしていますし、先ほど言ったように無料で回収という部分、業者が全てやってくれるという、そういった部分もメリットを感じております。いずれにしても、ちょっとこれから検証して、一番いい形にしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

主要成果報告書55ページ、リリオ出張所利用者状況ですけれども、こちら、去年、平成22年度は来客数が1万122人で、平成23年度におきましては8,796名というふうになっております。

先ほどリリオに関しましては駐車場のほうも大変利用者も減った。百均が前はあったんですけど、オレンジというところもなくなったということで、いたし方がないとは思うんですけども、ここ、リリオの出張所、もう少し利用者がふえると私はいいと思うんですけども、何か市のほうとしては利用者がこのままでいいというふうにお考えなのか、これでいいじゃないかと思ってみえるのか、もう何かちょっとやろうと思ってみえるのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○市民課長

リリオ出張所につきましては、平成21年度から税務課が開始しましたコンビニ収納、その影響で確かに毎年減少しております。一時、多いときは、多いときというのは平成20年度、要するに平成20年度のときは1万5,395人の方がリリオ出張所を利用されました。その後、委員が言われたように、平成23年度は8,796人と、かなり減少しております。

そうした中で、私のほうは、市民課としては、住民票、またそれから印鑑証明、そういったものを実は発行しております。交付しております。そうした中で、税金は確かに税務課のほうがそういった形、また、し尿券については衛生課の管轄に

なりますので、それを一括して市民課のほうがやっているわけなんですけど、その中でちょっと戸籍みたいなものを発行したいという話をしたときに、やはり今あそこは正職員じゃないもんですから、それはできないよという話がございます、それをちょっと断念した次第でございます。

ただ、今後やはり利用客がふえるためにはどうしたらいいかということで考えておるわけなんですけど、まだ、ただ、今いい方策がなっておりませんので、今後検討していきたいというふうに思っております。

○高木委員

リリオの出張所に関しては、市民サービスの一環として始められたところだと思います。土曜日、日曜日に市役所で、知立市転入転出等をできるといいなと思います。市によっては第4日曜日なら日曜日、土日はこの出張所でやりますよというところもあることを他市のホームページで見ました。

今、ここは嘱託職員でやっているからというふうにおっしゃったんですけれども、休日の窓口を庁舎で第4の土曜日、日曜日に月1回開いてみえて、納税外国人に対するサービスもしてみえるということなんですけれども、リリオ出張所においても曜日を決めて、土曜日、日曜日、市役所のほうはやっておきませんので、何かそこで転入、転出、若い子たちは働かなければならない、引っ越してきたのに会社を休んでここへ、市役所のほうへ届け出をしなければならぬということで、大変困ってみえる声もよく聞きますけれども、市民サービスの一環としてそういうことは実施できないものでしょうか。

○市民課長

リリオ出張所のほうで転入転出、そういった事務をしたらどうだというお話なんですけど、そこへ正職員を派遣しても、実質的に土日また祝日、そこはほかの市町村が休んでおります。そういった関係で、やはり転入転出、そういったものを取り扱うには、やはりほかの市町村とのかかわりがないと、やっぱり勝手に受けて、あと間違ったりな

んかしているところもございますので、再度前住所地を確認して転入転出、そういったものを私のほうでさせていただいておりますので、その出張所の中で土日の転入転出というのは、ほかの市町村もなかなか受けづらいつつございます。

その辺をやはり御理解いただいて、終日土日はやはりほかの市町村が休んでおりますので、普通の月曜日から金曜日までの中でそういった事務を取り扱っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高木委員

私、調べましたら、近隣ですと岡崎市がやっているなということを目にしましたので、私のほうも一度岡崎市のほう、そういう今お話を聞きまして、そういう難しい問題があるんだなということで勉強させていただきまして、ありがとうございました。私もまた今後勉強して、リリオに少しも多くの利用者さんが来られるように宣伝していただきたいなと思ひます。

次、ページ、58ページ、民生費の中で2目老人福祉の中、軽度生活援助事業についてお聞きいたします。58ページ、軽度生活援助35人となっておりますけど、これ、実人数になっておりますけども、実際は何名ということでお聞きします。何名というのは、これ、重なって名前が出ていると思うものですから。

○長寿介護課長

こちらに載っております実人員は前年、平成23年度4月から3月までの間に、例えば4月だけ利用された方、7月から新たに使われた方、いろんな方が見えると思ひますし、継続して使われている方もあるんですけど、1回でも使われれば1人とカウントしまして、このサービスを利用した方の実際の人数でございます。

○高木委員

35名のうち6カ月以上の方は何名でしょうか。

○長寿介護課長

3月末の段階で、3月末、年度末でございますけども、このときに利用されていた方は15人の方

が利用されておりまして、そのうち10人の方が6カ月以上継続して使ってみえる方でした。

○高木委員

軽度生活援助の要綱の中に、軽易な日常生活援助を行うことに自立した生活を継続するための援助を行い、要介護状態への進行を防止するというような要項が出ております。この要項をずっと読んでいきますと、事業の利用期間はおおむね6カ月間。いつも私はお聞きしますけれども、病院から退院したときに、介護認定を受けていないからヘルパーが利用されていない人に緊急に使える、これはそういうものなんですけれども、5年以上この契約でこの制度を使ってみえる方が現実におられますけれども、このことについてはどんなふうに思ってみえますかね。

○長寿介護課長

要綱、これは6カ月というふうに変えたのが平成22年度のときに要綱改正させていただいたというふうに思いますが、実際のこの制度は、ずっと末永く使っていただくような考え方のもではなくて、やはり短期間、一定の期間において、その期間だけを支援していくという制度だというふうに思います。

何年も使われているということで、かといってその方が要介護状態にあるかないか、一応要支援以上の認定を受けている方はこのサービスを使えませんので、そういう状態ではないけれども、やはり一定の支援が要するという方に関しては、6カ月を超えても、これが1年になったとしてもやむを得ない部分はあるかなと思いますけれども、その辺の見きわめはきちんとしていかなきゃいけないというふうには思います。

○高木委員

この制度ですけれども、非常に格安なんですね。格安だから、利用者にしてみれば介護認定を受けるよりもすごくお得という感じで、これを皆さんが使いたいなという、本当に使いたいという人は、これはシルバーさんに委託しているものですから、シルバーさんがもう人がいっぱいではれんよと、そういうことになってきているんですね。

現状をもうちょっと考えて、6カ月というふうには、これ、決めてあるなら6カ月で切って、そして次にシルバーさんのほうに、シルバーさんのほうがちゃんと生活援助してくれるので、その方向にどうして、これをただらだと使っている人は、私はどうもそれが、私はヘルパーとして働いているんですけども、本当に不思議な現象なんですね、これ、知立市。

このままずっと今のお話だと、困った人はずっと使っていかれるということですか。

○長寿介護課長

あくまで要項上に沿った形で、要項に該当する方はということでございますけれども、もちろん今、委員のおっしゃるとおり、これはある程度一定の限られた期間というのが大前提だというふうには思いますので、私どものほうも在宅介護支援センターの協力を得ながら、今、軽度生活、このサービスを使っておられる方、本当にまだこれが継続的に必要なかどうかというのは随時チェックしてくださいというふうにはお願いしておりまして、8月末現在、今このサービスを使っておられる方は12人でございます。

市の中で12人がこの制度を利用されているわけでございますけれども、3月末に10人おられた継続利用者、今は6人にまで減っておりますので、今後もう少しこういった、今、委員がおっしゃられるように、きちんと判定して、確かに介護サービスを使うよりもこれは安い、安いというか、そういう表現がいいのかどうかわかりませんが、実際ホームヘルパーさんを使われるよりもこのほうが低い金額で利用できるというようなことにはなっておりますので、損得でこちらの制度を利用するというような、そういうことがあってはならない、そういうふうには思います。

○明石委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後5時58分

再開 午後6時09分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民課長

済みません。高木委員からの、先ほどの岡崎市の話なんですけど、ちょっと済みません。私のほうが認識不足で、土日にやっていないというお話をさせていただきました。ただ、ホームページを見ますと、岡崎市、毎月第1土曜日の午前中に住民異動届や印鑑登録の手続を行う休日届け出の窓口を開設しておりますということになっておりますので、ちょっと私の言ったことをここで訂正させていただきます。

それと、ただ、土日に市役所なり、そちらのほうで窓口を開設したとしても、例えば子ども課だとか学校教育、また、要するに子供さんが見えた場合は転入だとか、要するに学校の届け出だとか、それから保険、また児童手当、子ども手当の関係だとか、また水道、そういったものがやはり開いていないと、土日に受け付けをしても再度普通の日に来ていただくという形になりますので、結果的には市民の方に御迷惑をかけるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○高木委員

どうもありがとうございます。

しかし、窓口があいているということで市民の方は安心される、どうしてあいていないかなということ私にも聞いたことがあります。きょう、先ほどの説明を聞きまして、相手の、要するに他市から引っ越してきても、今まで住んでいたところの市役所があいていない限りは確認がとれないということよくわかりましたので、またそのように聞かれたら、聞かれた方には説明したいと思えます。

あと、先ほどの軽度生活援助に関しましては、もう一度だんだんと今、利用者、必ずこの要綱にのってということでやってくださっているということで安心しております。

次に68ページ、先ほども条例のほうでお話がありましたけれども、福祉施設管理運営費というところに高齢者福祉、一番下段になりますけれども、

八橋老人憩の家がありまして、ここに利用者6,073人、そして一月に506人の方が使われたんだよという、こういう統計が出ておりますけども、この方たちが先ほども八橋の公民館よりも狭くなるよということで、この方たちが今活動してみえた活動が八橋の公民館に移ることによって、活動が縮小しなければならないというようなことは、そういう心配はないですかね。

○長寿介護課長

今の老人憩の家、八橋は15畳の和室が3つございまして、かなり広いわけでございますけども、大体それを全部使っておるわけではなくて、大体主に使っている部屋があって、あとカラオケをしたりする部屋で使ったりということで、1日平均にしますと20人程度でございますので、その20人の方がそこでカラオケをしたり、囲碁将棋をしたり、お話ししたりするというのであれば、八橋の公民館、新しい公民館で、その辺のところをもちろん町内の方もというか老人クラブの方も考えた上で、こちらで活動するというふうなお申し出の上でこういう形になっておりますので、その辺は大丈夫だというふうに私は理解しております。

○高木委員

八橋公民館のほうでやるよという申し出があったといっても、ここが閉鎖になるからそういうことになってきたのではないですか。

○長寿介護課長

ここが閉鎖になるということだけではなくて、今度新しくできる公民館、こちらのほうに拠点を移したいという申し出、これは区のほうから、区長さんのほうからございまして、その上でもともとあそこは日吉山王社の土地、八橋町の土地でございますので、更地にしてお返し願いたいと、こういう区長さんからの申し出がありました。

○高木委員

八橋の老人憩の家ですけども、近くには文化広場もあります。文化広場は市の施設でお金が発生するんですけども、もしも八橋の公民館と何か重なることがありましたら、市長、減免にて無料ということで、老人会の活動が活発に行えるように、

減免ということをいざというときにはそういう措置を考えていただけますでしょうか。

○林市長

今回、憩の家、本当に皆さん、長らく使ってみて閉鎖ということでもあります。文化広場の減免、いきなりちょっとということでもありますので、一度内部で、今回閉鎖する、そうした中で活動ができなくなっていったときにという話ですよ。そのあたり一回担当のほう、また老人クラブの役員の方々、当然しっかりと真摯に声を聞いてやっぱりやっていく。やっぱり暫定措置というのも必要かなと、いきなり今までやっていた形から手狭になっていく、場所的に。勘考してやっていかれると思うんですけども、どうしてもという話があったときにはやはりしっかりと聞かせていただいて、また担当とも話をさせていただいて検討していくことかなと思っております。

○高木委員

今まで使ってみてくださった方が今はいいですよと言うけども、いざとなったときにまちの行事と老人会のほうの行事が重なった場合は、今まで続けてみえるということとはとても、継続されることは立派ないいことだと思いますので、高齢者のために、自立のためにぜひともそういう優遇措置というか、そういうのを考えていただきたいと思えます。

続きましてページ、95ページ、観光費の中で、ミスかきつばた。風間議員から以前もありましたけれども、男女共同参画の時代にあって、知立市はミスかきつばたをまだ継続されていくということでしょうか。

○経済課長

ミスかきつばたのコンテストですけども、長年やってきておまして、歴史と伝統があります。中日社協の方もミスかきつばたを継続してほしいというような形で今実施しております。

いろんなミスかきつばたの、なくすという方向では、来年度は考えておりません。継続してやっていく方向でまだ検討しております。やり方に関しましては少し見直さなければいけないのかなと

いうところはあると思いますけども、今後の検討課題でございまして、ミスかきつばたをやめる方向、安城市の親善大使のような形も今は新しいやり方があります。ですけども、知立市に関しましてはミスかきつばたを継続していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○高木委員

平成22年度のミスかきつばたの応募者数、そして平成23年度の応募者数、減っておりますね。今年度は何人の応募者でしたでしょうか、平成24年度は。

○経済課長

ことしの応募者数は、非常にことしも少なくなりました。当日欠席された方が非常に多かったものですから。平成22年度が60人、平成23年度が56人、ことしはそれよりもまた少なく応募者数はなっております。

減少していることは事実ですけども、伝統あるミスかきつばたというお祭り自体、かきつばたコンテストは来年度またやっていきたいという方向で今検討させていただいております。

○高木委員

何人でしたか。

○経済課長

具体的な人数はちょっとここに持ってきておりませんので、また後で報告させていただきます。

○高木委員

伝統あるミスかきつばたということですけども、伝統、伝統と言って、今から何か、何回もおっしゃって、伝統があるからそのままずっとこれを続けていくのか。応募者数が減っている。私はこれをやめなさいというか、やめてくださいとは言わないんですけども、ミセスでもとても美しい方があります。そういうことをいうと何か私もミセスなんですけど、そういう意味じゃなくて。本当に若いお母さん、ママたちで、え、ママという、そういう、じゃあ来年から私、提案なんですけれども、ミス、ミセスとか、要はミスだけに限定する、そういう、人数が集まらないから、例えばそこに八千草薫のような人が、吉永小百合のような人が、

年齢の人が来てても、これはすごくいいんじゃないですか。

かきつばたの、私、ミスかきつばた、美しいかきつばたでもいいんじゃないですか、別に。今、これをスツと言っちゃったんですけど。でも、本当にミスに限ってもだんだん応募者数が減ってきているというのが、前回からもずっと続きで、ゴミゼロのときの集客、皆さん、参加人数が減ったとか、よいとご祭りの参加人数が減ったとか、ちょっとこれ、ここで平成25年度はミスじゃなくてミズで行こうと、そういう感じでいかがでしょうか。

○経済課長

いろんな意見をお伺いして検討させていただきましても、ミスかきつばたコンテストのやり方自体にも問題があるという御発言もありました。それから、ミスが続いていくのもどうかというお話もたびたび伺っております。担当としましてはまた検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○高木委員

検討させていただくということで、未婚、既婚にかかわらず、来年度からはそうやって私もひょっとしたら応募できるかなということで。それは冗談ですけども、本当にもうちょっと広き門というんですか、もうちょっとかきつばたを皆さんに知ってもらうためにもう少し、これ、もしもミスじゃないだけにすると私はもうちょっと話題性もふえるような気がします。本当に考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○稲垣委員

二、三点だけお願いいたします。

主要成果報告書の85ページ、公害苦情件数ということが載っておりまして、米印でその他のペットのふん害、生活音とありますが、ペットのふん害についてちょっとお聞きします。

最近、我が町内でも野良猫の問題が大変取りざたされております。そうしたことで野良猫のふん

害だとか、夜中の鳴き声ですとか、そういったようなものについても苦情というのは届いているか、ちょっと教えてください。

○環境課長

環境保全係のほうに確かに猫のふん害、鳴き声というのもあったかと思うんですが、猫のふん害につきましては苦情が寄せられております。

○稲垣委員

これはもう随分前から野良猫においしい御飯をやって、そういったことで、猫は大体4カ月、5カ月で繁殖期を迎えてどんどんふえていくということは申すまでもないことなんですけど、たまたま動物愛護の方から東京千代田区の事例が案内されました。野良猫の殺傷、今は全国で毎年、犬猫、殺処分ですか、約30万匹くらい殺処分されているということでもあります。

中でもその方法、CO₂、ガスで殺処分ということをよくお聞きするわけなんですけど、動物たち、子猫、子犬というのは、呼吸がすごく小さいために、3割ぐらいがまだ死んでいないときにそのまま燃やされるということをよく聞くんですよ。

これはちょっと本題から違うかもしれないんですけど、知立市も野良猫対策と申しますか、そういったことに対して、先ほど申した東京千代田では13年間、前から取り組んでこられて、猫の殺処分ゼロというのを目指してこられて、2010年3月から今日まで継続されているわけですよ。こういった情報については把握されていますか。ちょっとお聞かせください。

○環境課長

東京千代田区ということに限って言えば、済みません、承知しておりませんが、それは地域猫制度のことでしょうか。

地域猫制度につきましては、一番近いところでは高浜市が実践されております。県内でもやってみるところが、これは県の動物保護管理センター、こちらのほうに協力をさせていただいて実施しているところがあるということは承知しております。

以上です。

○稲垣委員

そうですね。高浜市は取り組んでみえます。

命の大切さということは、先ほど子ども条例、いろんな声が出てきたんですけど、本当に猫、犬というのには本当に罪がないんですよ。これは我々人間社会の中でかわいい、かわいいと言って、さっき言ったように餌を与えて、都合のいい時だけですよね。

これはぜひ知立市も千代田区に倣えということになるかもしれませんが、でも、大切なことだと思うんですよ。これは時間がかかります。これをぜひ積極的に取り組んでいただきたい。予算の点もあると思います。この辺はどうでしょうか。お考えを聞かせてください。

○環境課長

地域猫制度につきましては、県の動物保護管理センターのいろんな機会の説明を受けることもございます。ただ、高浜市が成功する、している、しないというのは、ちょっと今、私は、それは明言できないんですが、いろんな問題点があるということを保護センターから聞いております。

それはひとえに地域の方の御協力が前提であって、地域の方、その中にお一人でもお子様が餌を与えたりだとか、猫をかわいがっている方がそこまで見えて、公園に見えて餌をやったりだとか、それを見て見ぬふりをしたりとか、いろんな地域の方が本当に同じ方向を向かないとこれはうまくいかないんだよということは聞いております。

それと、かなりの数の、去勢避妊の手術を伴います。動物保護管理センターもぜひとも取り組みたいというところがあれば御相談を受けるとは言っておられますが、知立市の中でそこまで地域の結束が得られて、本当に成功するんだろうかという、若干ちょっと心配な点もございますが、委員がおっしゃるように、それで千代田区のこともちよっと調べてみまして、成功例はどんなことをやって成功したのかということも研究させていただいて、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○稲垣委員

もう一個、本当に残酷な話で、実は私も友達から紹介されました。タマネギのネット袋に、生きた猫ですよ、これ、生きた猫をぎゅうぎゅうに詰めてそのまま放置してある。中には当然死んじゃうのもいるんです。こんなのを見たときに、ちょっときょうは熱くなっちゃうんですけど、冗談じゃないやというふうに思ったんですよ。

そういうのを見的过程中で、今いろいろ課題は言われました。高浜市のほうからも課題を聞きました。今、環境課長が申されるように、地域の協力、本当に飼い主のいない猫問題は行政だけでは当然解決できるものではない、これは申すまでもありません。

特に獣医さんだとか、ボランティア、また本当に地域の人たちが連携して、そういったものが不可欠で、獣医にお願いして、不妊、去勢手術、こういうようなものになってくるんですけど、一代限りの命を見守っていこうということで、さっき申された地域猫、やっぱりそういうことをまちとしても優しいまちといえますか、そんなようなことも動物に向けてもぜひ検討していただきたい。これはお願いしておきます。

次に行きます。87ページ、再生資源回収報償金、ここに登録団体が51団体、古紙が1,500トン余ですよ。報償金といえますか、古紙の回収の方法にちょっとお聞きします。

これは、実際、事業所から出る古紙ですよ、段ボールとか。こういうようなものと一緒に回収しているようなところを聞くんですけど、これについては容認しているといえますか、これは事業所ごみでもいいんですかね。教えてください。

○環境課長

古紙の再生資源の回収につきましては、町内会だけだったものが、子供会を含めているような団体が参加していただいたおかげでかなり実績を上げていることがわかります。その中で、今ちょっと御指摘の事業系のごみが、団体の中で取り扱われているということでしょうか。

本来、事業系一般廃棄物につきましては、事業

者の責任において処分等していかなければならない。ただ、資源ごみについてですが、こちらにつきましても、済みません、ちょっと今、私、これがいいことなのか悪いことなのか、ちょっと今即答できませんので、ちょっと後ほどお答えさせていただきますと思います。

○稲垣委員

これ、資源回収はすごくいい、本当にいいことだと思っています。しかしながら、その辺を明確に、オーケーならオーケー、ノーはノーとこれを明確にしていかないと、たしか自分の記憶の中では事業所から出るものに関してはノーということだったと思うんですね。それ、またよろしくお願いします。この件はこれで結構です。

次に、91ページ、ここに、ちょっとこれを教えていただきたいんですけど、農業振興指導事業、ここに花き温室園芸組合と、それから果樹生産組合、それからもう一個、グリーンセンター知立産直部会。済みません、知立市の中に花き温室園芸組合と果樹生産組合、これ、私は長いこと住んでいますけど、今幾つぐらいの組合といますか、組員、もし御存じでしたら組員数をちょっと教えてください。よろしくお願いします。

○経済課長

今の組員ですけども、花き温室組合は多分、追加分の数字は後でまたお教えしますが、4名程度だと思いました。それから果樹生産組合も今、梨をつくられている方が非常に少なくなりましたんで、高根のほうで。多分5軒か6軒というぐらいの数字だと思います。

グリーンセンター知立の産直部会に関しては結構な数字があると思います。後で正確な数字は先ほどと同じように出して報告しますので、お願いいたします。

○稲垣委員

ありがとうございました。

これは、私も知立でこういった組合があって、頑張ってみるということをもう少しPRしたいなと思って、どんな活躍、組員がいて、今、経済課長が言われたように、牛田梨ですか、

かつて知立青果市場があったころ、本当においしくて随分高い値段で取引していたということは聞いております。ただ、これがまだ今5人、6人見えるということはちょっとうれしくなりました。

それから、もう一個、グリーンセンター知立産直部会の中で、会員みずからの生産物を消費者に供給し、生産意欲、技術の向上を図りますとあります。生産意欲、技術の向上を図る、どのようなことをされているのか、ちょっと教えてください。

○経済課長

これに関しましても資料を今持ち合わせておりませんので、後で御報告させていただきます。

○稲垣委員

じゃあよろしくお願いします。

最後の質問に行きます。

93ページ、商工振興補助事業、プレミアム付き商品券事業補助金、これは3年、4年続けてこられたんだと思うんですけど、この事業の600万円ということで取り組んでこられました。これの成果といますか、商工業者の、知立市においてどんなことが成果として得られたのか、また今後こういったことをきっかけに新たな補助事業を考えてみえるか、その辺を教えてください。

○経済課長

プレミアム付き商品券事業に関しましては、昨年度、また再度やらせていただきました。以前、最初にやったときには、金融機関等で行列ができるような形になりましたけど、今は抽せんという形をとってやっております。

アピタとかそういうところでも商品が購入できるということで、非常に結果としては、市のほうの持ち出しはありますけども、市内の商店の販売ということに関しては貢献していると、私のほうでは思っております。

以上です。

○稲垣委員

消費者にとっては大型店の取り扱いというのは非常にありがたい。一方、最近特に個人商店、老舗の閉店とか、ことしに限っては非常に身近に幾つも幾つも見ているんですね。これは、ここで

申してもちょっと議論にならないのかなと思うんですけど、こういった支援事業、どうなんでしょう。商工業者と消費者、その辺の声というものはデータとしてとってこられたのかどうか。

また、さっき、今この事業にもいろいろ手を加えてきたよということがありましたが、費用対効果といいますか、市全体にとってメリットといいますか、ちょっとその辺がわかっていたら教えてください。

○経済課長

プレミアム商品券の換算集計表でいきますと、例えば正直に言いまして大型店、アピタ、ピアゴ、ドミー、これが5,000万円強、それから食料品スーパーの6店で3,800万円、ですから1億1,000万円の大体予算でしたけども、そのうちの9,000万円近くが大型店で占められているのは事実ですので、ですけども、それで9,000万円大型店に行っているからと、この事業が失敗だとは思っておりません。

以上です。

○稲垣委員

もちろん私もそう思います。消費者も市民であって、業者、商工業者のみの事業じゃないというふうにはわかってはいます。ただ、結構、個人商店からは、そこで努力して、商工会の中でもしっかり協議していけばよかったと思うんですけど、結果的にどうだったのかなということをよく耳にするんですよ。

これからこういった補助事業、こういったようなことについてしっかりと研究する中で、知立市に合った、こういったサポートは必要でないのかなど。本当に、先ほど申したように、年内にも私の知っているお店の中でも4つぐらいですか、年内にもう閉めるよというところがあって、1店はもう本当にすぐ老舗で、1店というか、もう幾つか幾つかあるんですけど、本当に寂しいなど。よく街路灯の話も出るんですけど、本当にそういうお店が消えていくというか、何かまちの中が真っ暗になってしまう、そんなようなものも感じるものですから、ぜひこういった商店の方々の本当

に力になるような、そういったバックアップをお願いしまして、私の質問を終わります。もし考えがあったら聞かせてください。

○経済課長

今、商工業振興条例というものうちのほうで、商工業の振興基本条例というものを作成中でございます。今、そういうものも含めまして、商工業の振興に関しまして、うちのほうでは積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、成果報告書57ページに社会福祉総務費ということで、社会福祉協議会への補助金等、こういう事業がここにあるわけですよ。さらに、70ページには、福祉の里が指定管理者であるということから、指定管理料についても2,200万円余あるわけです。

この間、福祉の里のそうした形で決算額が出ていますけども、この間、福祉の里についてきょうも議論がありましたけども、防災訓練の問題、危険箇所の問題等を含めて、平成23年度を含めて放置されてきたという、結果的にそういう事態だったというふうに思うんですね。

それと同時に、そういうことが議会の中で問題になり、改善がなされようとしているわけでありますけれども、そうした点で社会福祉協議会が行っている事業について、状態について、指定管理者になっている事業、委託されている事業、また独自に社会福祉協議会としてやられている事業がありますけれども、いずれにしても、高齢者福祉、その他を含めて連携がとても大切なパートナーであるというふうに思いますけど、その辺の基本的認識は、そうした今議会で指摘されたような中身を含めてどのように考えているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉課長

福祉課のほうにおきまして、まず今の57ページ、これにつきまして、運営費補助ということで人件

費分の補助金を出ささせていただいております。ただ、若干うちのほうが全額というわけにはいかないものですから、予算の中でお支払いのほうをさせていただいて、今の社会福祉協議会補助事業と、その下の福祉活動専門員設置費補助事業ということで、この部分を出ささせていただいております。

それと、今、福祉課のほうで社会福祉協議会のほうに委託という形で出ささせていただいたものが、まず一つに、障がい者の相談支援センターという形でやらせていただいております。これについては、2名の方に障がい者の相談ということで当たっていただくという事業をやっております。それと、あともう一つ、地域生活支援事業ということで、デイサービス事業、そちらのほうもうちのほうから委託という形でやっていただいております。

障がい者につきましても、当然、社会福祉協議会というのは市においての中核の事業、福祉に関しての中核の施設ですので、当然それはうちのほうと連絡をとり合っていく形でやらせていただいで、どちらかというところからお願いすることが多いわけなんです、それについても積極的にやっていただくという形でお願いさせていただいております。

○佐藤委員

社会福祉協議会では、例えばリーマンショック以後を含めて、生活に困窮される方、職を失う方、そんな中で生活保護を受給される方などなどいるわけですけども、そうしたときに対応できるものが社会福祉協議会に生活福祉資金貸付及び小口資金貸付というような形のものがあろうかと思うんですけども、これについて直接所管する事務ではないですけども、こうした市のサービス、扶助や給付との関係の中でこれらも有効な内容の一つになっているので、この内容についてと、社会福祉協議会から聞いている平成23年度の実績などもお知らせ願えたらと思います。

○福祉課長

確かに、生活保護等の方について、まずはそちらの社会福祉協議会の、小口等の貸付資金のほうの紹介をさせていただいております。

ただ、今現在、ちょっとこちらのほうにそういった、どれくらい借りてみえているとの人数だとか、そういったデータのものがこちらにちょっと来ていないものですから、ちょっと私の手元にもないものですから、ちょっと答えができなくて申しわけありません。

○佐藤委員

小口資金については緊急的なものだというのを聞いてますけれども、8カ月まで無利子と、保証人が要らなくてもいいというような中身だとか、それから暮らしの資金は5万円と、保証人1人、無利子と1週間程度で融資ができると、こういうものが、そのほかにもう一つありますか。生活保護を回避するための融資みたいなものもあるみたいですよ。これは年利が1.5%と、しかし、毎月10日締め切りで、その後、県に申請し、県が承認するのかな。そして、おりに、翌月の初旬という形であるわけですね。ありますけれども、これでよろしいですかね、大体、制度の中身は。

○福祉課長

詳細につきましてはなかなかうちのほうでもつかんでいないところの部分もあるわけなんです、貸し付けについては制度自体あることは当然うちの担当も承知して、その中で、相談の中でそれを勧めたりとか聞いてくださいという話をさせていただいています。当然、もともとは愛知県の社会福祉協議会がやってみえる事業ということで、知立の社会福祉事務所も受け付けするところの部分になっておるわけなんです。

ただ、話に聞くとそんなに、結構手続もなかなか難しいということで、結構受け入れないということで、またうちの、福祉課の窓口のほうへ戻ってこられる方も結構見えますので、その中で、それで一つは生活保護のほうに陥らなくて、その中でそれを借りることによって少しでも、それで立ち直っていくという方も見えますと思いますので、それについてはうちのほうも積極的に話を出させていただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員

それで、今、福祉課長はそうした方が相談に来られたら申請を、状況を聞くんだろーと思いたすけれども、まずはそうした貸付制度を紹介するというようなことですよ。しかし、貸し付けが可能で、生保を受けなくても済むような方は、それはそれで結構なことだというふうに私は思うんですよ。

ただ、そういう制度があるからといって、申請の方が来た場合、すぐ話も、そんなことはないと思うけれども、拒否するためにこの制度を紹介するようなありようはあってはならないなというふうに思うんです。

問題は、私、これは社協の制度、先ほど言われたように県制度がおりてきたような中身ですけども、そうした緊急を要する人たちや、本当に財布の中身を見たら本当に何も入っていないような人たちが来るわけですので、そうしたときに社協の融資制度というのは、一つは命の綱というか、生保を受けなくても、その後、融資を受けることで立ち直っていける方も見えるかと思うんだけど、しかしながら、申請方法や手続がかなり面倒くさいということで、パシッと融資が受けられないというところが一番の問題だというふうに私は思うんですけれども、この点はどうでしょうか。

○福祉課長

うちのほうも当然それについては、一応紹介はさせていただきます。本人にも言っていたということもあるんですが、当然それですぐ結果的に割と出てくるのが早い、もらえるかももらえないかという形ですね。もらえないという状況であれば、当然福祉のほうの生活保護のほうで補填していくという、そういう形の手続に入っていくということで、今、うちのほうはそういった、特にそれを理由に断るということはほとんどありません。

本人の申請意思があれば全て受け付けさせていただきますという形、その後に本来の調査等をやらせていただいて判定させていただきますという形をとっておりますので、それによって申請書、受け付けを拒否するというはしていませんので、その辺は大丈夫だと思っております。

○佐藤委員

そうした点では、実績やその他、社協のほうに聞かなければわからないわけですし、借りたはいけど、返済が滞っている例だってあるかもしれないので、そうした実態は実態としながらつかむということが必要でありますけれども、ただ緊急のときに、本当に時間がかかり過ぎて融資を受けることができないと。一時的なお金を借りられれば、生活保護に頼らなくてもよかった人が、今、課長が言われたように、インターバルが長いために、結局、保護に頼らざるを得ないという結果もあるわけですので、私は、保護は保護としながら、そうした融資制度を、社協のものでありますので単純ではないですけども、何かもっとうまいような融資制度ができないのかなということ、例えばそうしたお金の流れの、それぞれの資金によってはお金の流れがみんな違うわけですよ、はっきり言って。

だから、市が例えば預託金みたいな形というとおかしいですけど、そんな形のもを社協と合同してつくりながら、もっとスムーズに融資ができる、救済ができるようなものを、私、どういものがいいかということとは言えませんが、もうちょっと現実合ったような、制度はあるけども、押むだけで食べることができないと、これではいけないと思うんです。その辺、どういう方向がいいかということは私はわかりませんが、さまざま商工費を見ると、住宅のための預託金制度だとか、中小企業が融資を受けるための預託金だとか、さまざまあるので、工夫すればそうしたものが可能ではないのかなというふうに思いますので、一度検討していただきたいと思います。

それで、私は素人なので何とも言えませんが、部長、どうですか。そうした方向もひとつ検討していただきたいと思うんです。

○福祉子ども部長

私も、その融資があるということは、制度自体があるということは承知しておりますが、実態としてどういう書類等の、今、お話があったようなことの実態は、中身まで細かくはちょっと承知し

ておりませんから、社協さんの融資制度のところを一度よくお聞きしてみたいというふうに思います。

○佐藤委員

社協のほうがそういうことだということではわかりませんが、もっとスムーズに借りられるような融資制度を市も強く出していただいて、ぜひやってほしいな、検討してほしいなと思いますけど、部長がああいうふうに言われましたけども、副市長、そうした検討が必要ではないでしょうか。実際として、一度、中身はともかくとして、実態を調べながら検討していただけないですか。

○清水副市長

私も正直、今、具体的なところは全くイメージができておりません。今のお話を聞く中では、今の社会福祉協議会が実施していただいている制度をある程度改善するなり、見直しをすると使いやすくなるのか、それがかなわずに新たな制度を設ける必要があるのか、そんなことも今後の一度、実態を把握しながら検討させていただきたいと、このように思います。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいと思います。

それで、もう一つ、次のページの58ページですけども、外出支援サービスということで、在宅福祉ということでもありますけれども、この制度について御説明をまずお願いしたいと思います。

○長寿介護課長

こちらの制度につきましては、今、要介護認定を受けておられる要介護3から5の高齢者の方につきましては、リフト付きのタクシーでございますけども、上限で年間36枚ということで、月3枚になりますけども、大体1回3,000円の券になりますが、これを36枚までお渡ししていると、こういう制度でございます。

○佐藤委員

それで、ここには要介護3から5という設定がされております。わかるような気がしますが、要介護1から5まであるわけで、これがあえて知立では3から5というふうになっていきますけれど

も、なぜ3から5という設定でしょうか。

○長寿介護課長

要介護3から5という方が、いわゆるリフト付きのタクシーでなければ移動できない方だということでは、こういう重度、4、5の方が重度なんですけど、3も含めた重度という形で設定されたものだというふうに理解しております。

○佐藤委員

重度の方で、リフトつきじゃなければ移動できないと、こういうことでは、近隣の刈谷市はこうしたタクシーについてどうなっているか御存じでしょうか。

○長寿介護課長

刈谷市につきましては、普通のタクシーですか、一般の乗り入れタクシー、こういうものも利用できるような形で、条件が一定の条件のもとにこういう制度を実施しているというふうに承知しております。

○佐藤委員

刈谷市は、介護タクシー、いわゆる車椅子やストレッチャー、介護タクシーですよね、知立市で言うところの。これは、要介護1以上で特殊車両の必要な方と。例えば要介護3、5じゃなくても1に該当する方でも、そうしたことが車椅子等を含めて必要な方がおればこれが使えるというふうになっているんですけども、知立市では1、2の方には、そうした方は全然存在しないわけですか。

○長寿介護課長

要介護1、2の方でリフト付きタクシー、これが絶対に必要だと思われる方が全くいないというふうには思いません。ですから、要介護1、2の方でもこういったタクシーの制度を、ある意味、3から5というのは、少し厳しいのかなというのは私も以前からちょっと思っておりました。

○佐藤委員

要介護、先ほどの軽度生活支援事業ではありませんけども、要介護1、2であっても、例えば先ほど障害者自立支援法が総合支援法に変わっていくというようなことの話の中で、その人に合った、

見合ったサービスをするように変わったということをお先ほど紹介されたと思うんですよね。だとするならば、3、5という区分ではなくて、1以上の方を対象にして、それに見合う方であったらちゃんと対象にして救済してあげることが必要ではないでしょうか。

私はそういうふうに思いますけれども、先ほどの障がい者の方の総合支援法とは中身が違いますけれども、高齢者の方だってサービスを考えるときにはそういうことを基本にすることも必要ではないかと。特に、これについては市の独自施策の一つですので、どうでしょう。

○長寿介護課長

委員がおっしゃいますように、要介護度には認知症というような部分がかかなり加わっておりますので、要介護の重い方でも認知症の方であって要介護3とかの認定を受けておられる方、実際はリフトつきタクシーは必要ありません。そういう方を対象にしなが、要介護2で純粋に、認知症なんかでは要介護2の方と、そういう方も確かにリフトつきタクシーが必要な方が現実にお見えになると思いますので、これは今、委員がおっしゃられたように、やはりこれを見直していくべきものの一つだろうなというふうに私は思います。

○佐藤委員

保険健康部長。長寿介護課長はそのように見直していくべきものであろうと。1だから全部それを対象にせいよということを言っているわけではなくて、その状態に、介護度が1、2であったとしても、それを必要とする方がおるならばそのような対象に加えるべきだというふうに私は思うんです。そここのところを一遍確認させてください。

○保険健康部長

長寿介護課長が言いましたように、一度、1、2であってもリフトつきのタクシーが必要な方がお見えになる状況であるならば、要綱を検討していきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

もちろん現実に合わせてつくることが必要ですけども、お見えになる、現在おるとい

とですけども、そういう方が、高齢化率が上がることを通じて、そういう方が必ずしも今現在いなくても、発生する可能性があるということであるならば、刈谷市はまさにそのことを想定して1以上を対象にしたものになっているんだというふう

に思うんです。ですから、私は刈谷市の例を研究していただいて、私はそうした受け皿が、もしもそういう方が発生して、受け皿がなければその谷間の中に取り残されるということになりますので、そこはしっかりと検討してもらいたいというふうに思います。どうでしょう。

○長寿介護課長

確かに、今、委員の言われるように、要介護1、2の方の中でも必要とされる方がお見えになれば、何とかそれを対象としていけるような、そういう枠組みに要綱のほうを見直していきたいというふうに思います。

○佐藤委員

それで、そうした見直しを進めると同時に、知立市においてはミニバスが走っていますよね。ですから、刈谷市では要介護1以上の方については、今の福祉タクシー以外で一般タクシーを利用できる、そういうものがあるんですね。630円の月3枚、3,000円、36枚というようなものがあるんです。

私のがべつ幕なし、要介護1ということの限定が刈谷市の中にはあるわけですよ。そして、要介護1でも元気な方はいいですけども、ミニバスの停留所が遠いというような方もおられるでしょうし、住んでいるところによっては乗ってから目的地に着くまで大分短縮されたといえども1時間余バスに揺られないかんと実態もあろうかと思うんですよね、知立市の場合は。

そうしたときのべつ幕なしではないですけども、そういうことが認定できる方がおるならば、そうしたタクシーも助成するような検討も今、一つ必要ではないかというふうに思いますけれども、刈谷は要介護1という形で、そうした2本立てで高齢者の対応をしているんですよね。どうでしょ

う。

○長寿介護課長

刈谷市においては要介護1の方で、そういうリフトつきタクシーほどではないけども、そういう外出困難な方に対して普通の一般タクシーの助成もしているということでございますけども、近隣市の中で刈谷市だけだと、このように思っておりますけども、これは知立市も以前はタクシー券という助成をやっておりましたけども、ミニバスができた平成12年でしょか、そのときにその制度を廃止しておるといような経緯もあります。また、改めてそういう要介護1、要支援2とか、そういうちょっとこういったはざまの方に対して、こういう制度をまた復活させていくかどうかというのは、ちょっとこれは今すぐこれをやりますというのはなかなか申し上げにくいんですけども、一度、刈谷市の状況などをちょっと一偏確認しながら、ちょっとお時間をいただきたいと思えます。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時02分

再開 午後7時11分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

まずミスかきつばた、高木委員の質問でありましたミスかきつばたの応募人数ですけども、平成21年、88人、平成22年、60人、平成23年、56人、平成24年は62人ということで、6人ふえているという現状でした。応募者数です。これは、締め切り間際に中日新聞に掲載していただいた関係で、最後に急激に伸びた関係で、62名の応募があったということでお願いいたします。

それから、稲垣委員の先ほどの質問で、花き温室組合の人数ですけども、3名。果樹生産組合が5名、それからグリーンセンター知立産直部会が245名。それからグリーンセンター産直部会の生産意欲、技術の向上の内容でございますけども、やっている内容といたしましては、先進市への視

察研修、各種講習会の実施、これは栽培講習だとか果樹育成講習だとか、漬物講習など。それから、消費者との触れ合いの一環で消費者農業体験実施とか、こういうような事業をやっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○環境課長

先ほどの、稲垣委員の御質問の中で、事業系の資源ごみが子供会のほうに回っているというお話がありました。やはり、廃棄物の処理に関する法律のほうで、事業者は事業者の責任においてごみを処理しなければならないということになっておりまして、それがたとえ資源ごみでありましても同様でございます、事業者が売却する分には問題ございませんが、それを横流することについては認められておりません。

以上です。

○佐藤委員

そういう形で、要介護1以上で、先ほども申しましたけれども、ミニバスのバス停が遠いとか、乗ったはいいいけれども、1時間以上揺られないかとか、その人にふさわしい内容の交通手段かということもひとつ検討していただいて、今すぐということにならないにしても、一つの検討課題としてあるんじゃないかと私はそう思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思えます。どうでしょう。

○長寿介護課長

この辺で、先ほど申しましたように、刈谷市が実施しておられる。近くにそういう事例がございますので、一度、刈谷市の実態を研究させていただいて、一度、一遍どのような状況なのか、その上で一度検討を進めたいと思えますので、お願いいたします。

○佐藤委員

刈谷市ばかりじゃなくて、これを見てもみますと、こういう資料、インターネットで載っておった半田市だとか、さっきのリフトつき以外で阿久比市だとか、知多市だとか、豊田市とか、そういう形で要介護1以上になっているかどうかを私、ちょ

つと確認していませんけれども、そのような実施状況がありますので、ぜひ御検討をお願いしたいなど。保険健康部長、それでよろしいですね。

○保険健康部長

一度、そういう実施している状況を調査させていただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員

それで、もう一つお伺いしますけれども、61ページという形で、自立支援給付事業という形でさまざまなメニューがここに載っているわけですよ。そのところで一つお聞きしたいんですけども、以前は支援費という形でありましたけれども、これが自立支援法のもとでなったわけです。支援費のときは、例えば通所施設、けやき作業所、今はA型、B型というふうに言っていますけれども、あのときに通所なさっている方たちは報酬単価が月額報酬単価でやられていたと。それが、今日、日割り計算と、実績割というような形になったわけですけども、これは今度、総合支援法と、先ほど難病が追加になったり、継続分についての改善があったり、これはそもそも自立支援法のサービスを受けておった方が、とてもじゃないという裁判をやって、和解して、そういう中身にしていくということで合意されて、今日の到達をつくり出したと。

しかしながら、裁判を闘った原告の方や支援した弁護士団体は、これは当初求めていたものとは全然違うじゃないのという形になって、今現状なっているわけですよ。

それは、前段はともかくとして、そんな形で報酬単価は改善されたのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

報酬につきましては、ことし、平成24年の4月、それ以前にも改正で若干上げているとか、そういう形をとらせていただいたりとか、時間の区切りを分けたりとか、そういったので改正させていただいております。

それと、今の自立支援法ができたときに、やっ

ぱり月額から日額に変わったという形をとって、収入が減っていくという形で、実は安定事業ということで当然その新しく新事業に移ったために、収入が減った場合に9割まで補填するという事業があります。

これについては本来、平成23年度までの5年間という形をとっていたんですが、やはりそれではまだまだ事業所が成り立っていないところもあるということで随時延長されている状況にあつて、ただ平成25年度がどうなるかというのはまだ明確になっておりませんので、そういった事実になって、今のところ、平成24年度については継続した形のもので、一応その部分、9割までは足りない部分については補填するという事業はありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○佐藤委員

それは事業運営安定化事業補助費というような形で、当初予算を見ればおおよそ1,200万円、平成23年度で1,245万円余と、これは平成24年度も同じほどの額が計上されておるわけで、これがないと事業所としては、これはけやきに出しているものだと思いますけれども、けやきは成り立たないと。

この現状で、経過措置として、今、福祉課長が言われたような形でやられて、しかし、これが総合支援法にまだ切りかわっていくのは、全てのメニューが、平成25年度中に変わっていくわけではないので、来年度についてもそうしたことが当然、国として、これは国費ですよ、措置されなければならないというふうに思いますけども、これらは新しい法体系の中でも基本的に日割り計算ということが継承されるわけですよ。

○福祉課長

今、佐藤委員の言われるように、今回、総合支援法に変わったと言いながらも、そういった報酬部分、それと今言った計算の部分については変わりが無いということで、相変わらずの今の日割り計算なりで計算していくという形になっていきます。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、法の衣がえはしたけれども、施設にとってはなかなか、一番この間、問題にしてきた問題については改善されていないということだというふうに思うんですね。

自立支援法から総合支援法と、こういう形になっているわけですが、当初予算を見ますと、自立支援法の枠の外の事業も、知立市は例えば心身障害者更生事業委託料というような形で、当初予算は914万8,000円ですか、そんな形になっているんですけども、この事業は、成果報告書には載っていません。本予算書のほうを探せば出てくるわけですが、当初予算で、途中で減額補正はないわけですので執行されたと思いますけれども、この内容についてお知らせください。

○福祉課長

心身障がい者の更生事業につきましては、本来こういったけやき等の作業所、普通作業をすることでなんですが、そういったところでなかなかそういった利用が困難な方、要は重度の障がいのある方、この方についてやはりまだ更生を援助する、そういったことを思って、当然うちのほうで、市単ではありますが、そういった事業をけやきのほうで今やっていて、工房のほうの、けやきのほうでやっています。

今現在、当然いろんな交流、仲間との、ほかの方の仲間との交流、それと相談等の実施もやらせていただいています。それと、少しの作業であります、軽作業もやっていただくような形でやっています。以前は4名の方が対象になっていました。現在、今2名の方が対象になっております。ただ、全体的には重度の方ということで、人がついていかないといけないということもあって、やはり人件費が主な委託料になっておりますので、委託料自体がそんなには下がっていかないということになっております。

これについては、以前から、本来、自立支援法の中で生活介護という事業があるわけなんですけど、その介護事業をあそこのけやきでやっている

ということもあって、そちらのほうに切りかえられないかという話もあったんですが、やはり重度ということでほかの方と若干ちょっと違うということもあって、人も要るということで、その関係で補填の意味もあって、委託料としてやらせていただいております。

以上です。

○佐藤委員

それで、これは18歳以上ですね。家族の方がついていかれたり、ケースによっては経管栄養だとか、そういうことも、たんの吸入だとかも必要な方だというふうに私は思うんですけども、そういう認識でよろしいですか。

○福祉課長

申しわけありません。対象者につきましては、市内に在住する18歳以上の、知的の障がい者の方になります。

それと、費用負担については、本来ないわけなんですけど、ただ食事代等の実費だけは本人からいただいております。それと、職員体制なんですけど、一応、支援員の正規職員1名と非常勤、臨時の方を1名ということで、2名で当たらせていただいております。

以上です。

○佐藤委員

それで、実際には委託の事業の中では今現在2名ですけども、そうした方は市内の方で見えないものか。見えた場合でも、例えばどこかの施設に入所されておられるという場合もあるんだろうと思いますけど、その辺の実態は、知立市在住市民の方でこうした重度の方はどのくらい見えるんですか、18歳以上は。

○福祉課長

実態等、現実にはうちのほうの担当等で相談があつてという形で受けているわけなんですけど、ただ、この方がという形で、重度の方でどれくらいというのは、はっきりした数字はつかんでおりません。

当然いろんな重度の方で、市外のほうの施設等、入所施設等を使ってみえる方も見えますし、いろ

いろあってということで、たまたまけやきの方で今そういった方が2名いるという形で、まだそこまで、どの方がここを利用できるかとか、そういったのでちょっとつかんではいけません。

○佐藤委員

そうすると、けやきにおられた方という、自立支援法の前からおられるわけですので、支援費の前から多分おられるという方も見えるんだろうと思うんですけれども。

それで、もう一つは、そうした形で2名の方を対応されているんですけれども、今後、けやきに委託ということですが、希望される方もしもけやき以外の方で希望されれば、そうした方の取り扱いはどうな取り扱いをされるのでしょうか。

○福祉課長

当然、社協に今ある障害者相談支援センター、そちらのほうの支援員ですか、相談員とうちの担当と、そういったので話し合いながら、当然、利用計画、本来で言うと福祉サービスというのは利用計画をつくらないといけないわけなんです、そういった利用計画をつくりながらその人に合った形で、いろんな、自立支援法の中のほかの事業所で対応できればそちらのほうを使っていたいでやっていただくと。それができなければ、当然、けやきのほうで取り扱わないとできないということであれば、けやきも含めてそういった話し合いを持って決めさせていただく形になります。

以上です。

○佐藤委員

18歳以上の方はそういう形になっていますけれども、ほかもみんな、メニューがほかにもあると思いますけれども、18歳未満の方は、こうした重度心身障がい児の方は、どういうところで対応されるのかなというふうに思うんですけれども。例えば小学校、中学校、養護施設で、そうした方を対応で入れると。最高で高校まで行ける方もおるかもしれないですけれども、そうじゃない場合だと、例えばそうした方はどういうところで対応できるのかなというふうに思いますけれども、どうでし

よう。

○福祉課長

重度の方についてなかなか事業所もやれないという部分もあります。それで、どうしているかというと、やはりそれは最終的には在宅、家のほうで家族の方が、通常、障がい児であれば、お母さんなりお父さんなりが見ているということで、その中で使えるサービスがあればそれを使っていたくということですが。

ただ、そういった施設、よくこの地域でも、入所施設、夜間面倒を見ていただける施設がありませんので、そういったので今のところ、皆さん、市外のほうを使ってみえるということで、遠方のほうを使ってみえるということで、市外にという希望はどうしてもあるわけなんです、なかなか施設自体、事業所自体もなかなか立ち上がらないということもあって、今のところはどちらかというとそういった、やはりまだまだ親御さんたちの面倒になっているんじゃないかなという形で思っております。

○佐藤委員

親御さんたちの、そういう形で、存命のうちはいいかというふうに思うんですけれども、それ以降について、親御さんが高齢化なさるような状況、介護が必要になるような状況を踏まえたときに、それ以降の課題、今から整理し、準備しておかなければいけない課題だなというふうに思いますけれども、その辺のお考えはどうですか。

○福祉課長

議会等でも本会議等でも出ました就労の話と同じで、やはり皆さんが思われているのは、やはり子供の行く末ということで、特に今言われた、亡くなられてから面倒を見ていただける、ケアホームみたいなところとか、そういった施設ができれば、そういったところに入れたいと、入れていきたいという形の希望はたくさんあります。

けやきについては今現在、平成26年度、新しくケアホームというのをつくる計画でおります。今の八ツ田のところ、今2棟あるわけなんです、そのうちのもう一棟つくるという形で計画させて

いただいております。

それと、あとは本議会でも部長のほうもちょっとお話しさせていただいたんですが、そういった民間の施設、民間のアパートなり、そういったところを使ってやっていただけるということなんですが、ただ、やはりそれも事業所のマンパワーがないととてもできないということで、それと、あと費用の問題等があるって、その辺を今後どういうふうに市のほうで援助なり補填できるかという形で、それは検討していかないといけないというふうに感じております。

○佐藤委員

そうした形で高齢者の介護の問題もそうですが、どちらかというところのほうにスパンの長いケアが必要だということを見ると、中島議員も言っていましたけども、ハッピープランをどうするんだということですけども、それは市のほうもそうですし、また関係者も含めて、そこに盛り込みながら、少なくとも安城養護を卒業される方たちは数がわかっておられるし、その需要に応じていかないかということがあれば、やっぱり速やかなる計画策定と対応がどうしても求められているなというふうに思いますので、その辺はぜひ検討しながらいい中身をつくってほしいなというふうに思います。福祉子ども部長、どうでしょう。

○福祉子ども部長

障がい者の方の施策については、なかなか進んでいないというのが実感だろうなというふうにちょっと思います。特に施設面のことの重要性もわかって認識しておるわけですが、なかなか進まないという現状を打破するためにも、本会議で申しましたハッピープラン等、少し長いスパンになるかもしれませんが、その辺は考えながら進めていきたいというふうに思います。

○佐藤委員

次に、先ほども議論がありましたけれども、福祉医療についてちょっとお聞かせください。

まず先ほど、朝、陳情者からいただいた資料を見ますと、今年度、平成24年度、市町村等協議見

直し案作成と、こういうスケジュールになっているわけですね。先ほど福祉課長のほうも、協議の場に2回ばかり出たということですけども、これは全ての市町村から、こういう対象の市町村からそうした国保医療課長クラスの方が出て、協議されているということでしょうか。どんな協議をされているのでしょうか。

○国保医療課長

まず対象者は全ての市町村ではありません。十数市町村の担当の課長ということで選ばれております。

選ばれた根拠は、よくはつきりわからなかったんですけど、県の紹介のほうで関連の部会みたいな形になっているところの市町村が選ばれたというような、ちょっとその辺の最初のいきさつが聞き逃したというか、はつきりよくわからないまま過ごしてきちゃいましたので、ちょっと話が申しわけなかったですけども。

話の内容としては、朝、陳情の方が言ってみえたような、県がシミュレーションを出して、そういったもので試算表みたいなものを各市町村、集まっている課長たちに配付しまして、交付すると幾らぐらいの効果があるんだよということをまず配って、それを前提において、以降はそれぞれの意見を求めるという形で、事前に紙で書いて出して、その意見を集約したものについて、それをたたき台に検討を進めるという形では進んでおります。

○佐藤委員

そうすると、県の内容、シミュレーションを含めて、これについてそれぞれ意見を表明されるということですね。これは、平成24年度ということで、あと6カ月ぐらいしかないわけですけども、見直し案が皆さんの、十幾つかの市町村の意見を聞きながら、それはまた参加しないところの意見も聞くんだろうとは思いますが、そうした形で見直し案と一緒に作成するというのですか、県とそういう形で。どうなんでしょう。

○国保医療課長

一緒に作成するというイメージで出してきた

と思います。ただ、先もお答えしましたけど、最終結論は県が決めるということになりますので、結果がどうなるかというのは非常に難しいところかなというふうには思っております。

○佐藤委員

それで、行革大綱の中に盛り込まれた項目だということがありまして、手法は同じ土俵の上に市町村を乗せて、協議と言いながら、実際にはシミュレーションに基づくものについて意見を表明してくれといいながら同意を求めていくようなことなんですよ。

知立市は、それぞれ、例えば案がありますけれども、シミュレーションされて、その前にこれから平成24年度中に作成だというものの、あと何回くらい会議といますか、協議といますか、やられるんですか。

○国保医療課長

先週、協議の取りまとめ案というものを送ってきましたので、それについて回答した段階です。近々会議が開かれて、あと1回ぐらいしかないんじゃないかなというふうには思いますけど。初回の顔合わせと実際の会議と今まで2回というふうで認識しているんですけど、それと次が多分10月下旬か11月ぐらいかなというふうに思っているんですけど。その後、もう一回あるのかどうか、これはちょっと説明がなかったのでわからないんですけど。そのようなところです。

○佐藤委員

そうすると、シミュレーションをやられて取りまとめ案が出てきたと、それについて知立市としての意見を付したということですよ、知立市としての意見を付したと。知立市としての意見はどのような中身で上げられたんですか。

○国保医療課長

どのような内容でということですよ。回答ですよ。

一応各市匿名での回答ということにはなるわけですけども、基本的には現行制度の維持を求めていることなんです。やるとしたらという話で、その中で所得制限は事務上、非常に大変になって

くるので、人間的な負担も大きいということで、それは絶対やめてもらいたい。やるとするならば、一部負担金、先ほどは100円、500円の話で、それでも数が重なれば非常に使いにくくなってしまわないかというお話もありましたけども、その中でやるとするならば、一部負担金が一番理解を得やすいのかなということと、それと医師会のほうも県下で足並みをそろえて対応していかないと、各市ばらばらで県の福祉医療が来ると対応がとれないということを言われたということもありまして、せめて2本立てぐらいならばできるというようなことを言われたというようなことは県の方が言ってみえましたが。

足並みがそろるのが一番ベストだろうなというふうには思うわけですけども、一応、知立のスタンスとしては一部負担金、やるならばということですけども、そういう形で一番、利用者の方にとっても、市の事務上の負担にとっても軽いものということで、それを意見として上げてあります。

○佐藤委員

それでやるなら、その回答にはやるならばということが求められていることなんですか。例えば、基本的には今の制度を守れということ、今、課長が表明されました。それは、思いは一緒なんですけれども。だけど、そういう形で県が意見は聞くものの、最終的にやるということになった場合、一番負担の少ないやり方を選択してほしいという回答を匿名で上げられたと、こういうことですよ。そういうことでよろしいですか。

○国保医療課長

そういった形です。県に対しては匿名ではなくなるわけですけど、メールで送りますので。それを各会議へ上げるときにはどこの市の意見ということは匿名になるという意味合いですので、よろしくお願ひします。

○佐藤委員

私は、そうした意味で、やっぱり行革大綱の中になぜこれが、これからふえていくということはいろいろあるわけですけども、このスパンの流れで見ると、余り私どもに知らされることなく、平

成23年、平成24年と、平成25年にはシステム改修をやって、平成26年には実施しますよという話はどうかかなと疑問を持つわけです。

それで、県は行革大綱で浮いたお金は、なぜそんなに、県民の皆さんが子育て支援についてもそうした思いの中で子ども医療費は拡大してきたり、障害者医療事業についても長年のそうした運動の中で、それぞれ歴史的な背景の中でこれらが実現してきたわけだけでも、なぜそんなに減らそうとするんですか。

○国保医療課長

県の考え方を私が代弁していいのかわからないんですけど、説明の中であったのは、先ほどもちらっとお話しさせてもらいましたけども、医療費自体がどんどん増大していくと。県の行政経費も増大する中で税収は伸びてこない。この中で福祉医療制度を持続可能なものにするために、ある程度のそういった改正もやむを得ないということを県のほうは言ってきています。

○佐藤委員

それで、そういうことですけども、いずれにしても年内にはそうした見直し案が決まってしまうというようなことですよ、今の課長の話を見れば。その辺はわかりませんが、どうした中身でなっていくのかということは、現行制度維持をぜひ訴えていってもらいたいし、思うわけですけども、そうした内容についても逐一、きょうはこれをいただきまして初めて私、その中身にいろいろなシミュレーションをやられて、一部負担金についてもさまざまなものが検討されたんだということがよく、きょうも初めてわかりましたけれども、そうした情報も教えてほしいなというふうに思っているところです。

ただ、結局のところは、県がそう思っても、県民の皆さんがこの制度を今までよりどころにしてきたわけですので、そんな意見が広がれば、そう単純に事は進められないのではないかなと。きょうの陳情者がかつての、今回だけではなくて以前にもそうした検討がなされたわけですけども、撤回もされたということですので、その推移を見守

りたいし、また私はそうした意味で現行制度が維持できるような方向を、陳情などで態度をあらわすべきだなというふうには思いますけれども。

それで、次に、保育園の先ほどのことですけども、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。県が、地域主権一括法がありまして、保育園の設置基準についても都道府県が条例で制定できるというふうになりまして、これが3.3平方メートルというようなことも出てきましたけれども。

先ほど私、わからなかったのは、例えば南保育園ができますよと。200人定員なわけですけども、0歳、1歳児が3.3平方メートルだということですけども、27人がどうのこうのというの、ちょっとよくわからなかったんですけど、この辺。

○子ども課長

南保育園が20人、27人というところだと思うんですけども、南保育園の今現在つくっている、建設している南保育園のゼロ・1歳の乳児保育室の床面積が91平方メートルということで、単純に1.65平方メートルの部分と3.3平方メートルの部分があるわけなんですけども、今までで行くと。人数割りでやると、約20人が定員、ごめんなさい、27人という計算になります。27人になるんですが、定員としては少し余裕、目いっぱい定員ではまずいということで、20人という定員を設定させていただいたということで、当初の計画では20人の計画なんですけども、91平方メートルを3.3平方メートルで割ると27人という計算になりましてという説明を、ちょっと説明が悪かったですけども、そういうつもりで説明させていただきました。

○佐藤委員

そうすると、91平方メートルということでありますけれども、そもそも1.65平方メートルを前提にしてつくられたのか、今その3.3平方メートルということが出てきたので、3.3平方メートルで計算してどうなのか。そもそも出発点はどこに立脚するんですか。0歳、1歳は1.65平方メートル、従来の基準でやって、全体として200名の保育園を目指していたのか、初めから3.3平方メートルを、0・1歳を見込んで200名をやっていた

のか、それだけで全体との定員との関係で全然話が違うことになるので、そこをはっきりさせてください。

○子ども課長

設計段階、旧基準であります。先ほどから出ている面積的なもの、ゼロ歳、これは1.65平方メートル、それから1歳のほうが3.3平方メートルで、旧基準で計算するわけですけども、単純に91を2等分しまして、ゼロ、1歳それぞれが47.2平方メートルの計算になるかと思えます。ごめんなさい、済みません。失礼しました。面積がちょっと違うもんですから、済みません。この場合は、ゼロのほうが47.2平方メートル、ほふく室のほうが43.8平方メートル。

○佐藤委員

割り戻した数を言われても困るので、当初予定していた0歳児の定員は何ぼで、1歳は何ぼかと。それが今度の3.3平方メートルが0歳児も対象になったことによってどうなるのか、全体の定員がどうなるのか、ちょっとそこをわかりやすく。

○子ども課長

当初の定員はゼロ・1歳合わせて20人という計算であります。

○佐藤委員

そうすると、ゼロ・1歳合わせて20人と、その内訳は旧基準で行けば1.65平方メートルと3.3平方メートルだということですけども、トータルで20人を予定したわけですよ。今度、それが全て3.3平方メートルにせないかんわけですよ、新基準は。そうすると、これは定員何ぼになるんですかということを知りたいんです。それで、全体の20人定員との関係でどうなるのかということなんですよ。

○福祉子ども部長

当初、200人定員の積算としましては、先ほどちょっと課長が申しました、91平方メートルを3.3平方メートルで割りますと27人にはなるんですが、当初は27人ぎりぎりいっぱいでは、やはりもう少し余裕を持とうという中でゼロ・1歳につ

いては20人定員というふうで当初計画しておりました。

その後、3.3平方メートルということになってきますので、3.3平方メートルで27人まで最大一応基準としては受けられるという現状です。ですので、今、当初は20人でしたけども、3.3平方メートルの最大27人まで、来年4月開校のゼロ・1歳は受け入れられると。

ただ、当初の200人定員はと言われると、20人で、あとそれぞれ年齢に応じた最低基準に割り出した人数で出しておりまして、定員としては一時保育も6人ということで、計画としては200人定員ということになります。

○佐藤委員

それで、もう一つ、先ほどの議論の中で、定員は200人と、ただ3.3平方メートルになっても、早い話が91平方メートルですか、その中身の中では20人、当初の20人は担保できるし、なおかつ最大で27人まで可能だということですよ。そういうことですね。

わかりました。27人までは、3.3平方メートルになったからといってこれは減らないと、逆に27人まで、保育士やその他の配置が要るのでそう単純ではないですけども、可能だと。

そうすると、猿渡でもそういう、あそこも200人というふうに言われておったんですけど、それを聞く前に、今現在対応できている保育園ということで先ほど言われて、対応できない保育園は室と3カ所ぐらい言われましたよね。3カ所ぐらい、室とどこどこだったか。これは現在の定員と3.3平方メートル後の定員はどうなるんですか。

○子ども課長

対応できないという表現ではなく、今、来迎寺、室、新林の3園は1.65平方メートルで計算して定員を決めさせていただいているんですけども、そのほかの園はもう既に3.3平方メートルで計算した上で定員を決めさせていただいていますので、対応できないという言い方はちょっとあれなんですけども、大丈夫だというふうには。

○佐藤委員

宝、来迎寺、新林と、これは1.65平方メートルでやるわけですので、それぞれ宝、来迎寺、新林、それぞれの現在の定員は幾つで、3.3平方メートルになったら幾つになるのか、そこはどうか。余裕があるわけですか。幾らここで減るんですか、全体で。

○子ども課長

来迎寺が。ちょっと、今、ゼロ・1歳の定員がちょっと把握していないもので、あれなんですけども、たしか1.65平方メートルであった場合に27人だったと思うんですが、これを3.3平方メートルにすると13人、ちょっと済みません。正確な数字かどうかちょっと自信がないんですけども、そんなような数字でよければですけども。

宝が1.65平方メートルで計算した場合に16人、これが8人に減ってしまう。それから、ちょっと新林まで計算してなくて、済みません。

○佐藤委員

フェジーですけども、トータルでこの3園は27人の枠があるけれども、これが3.3平方メートルで半減するわけですよ。13人、14人がカバーできないということですけども、そうすると、南保育園で最大27人と言っていましたけども、当初は20人と言っていたので、13人を27人だけでは吸収できないということだと思うんですよ。

もちろん出発点がどこかという問題がありますけれども、それと猿渡保育園が200人だと。猿渡保育園については先ほどの議論の中でも、合わせれば吸収できるよという、プラスマイナスゼロだよということを言われましたけど、その内容については言われなかったわけで、本当に内容がどういうふうですか。本当にそれで吸収できる中身でしょうか。

○子ども課長

今ここで持っている範囲のデータでちょっと済みません、御説明になってしまうかと思うんですけども、3園、先ほどお話ししました来迎寺、宝、新林について1.65平方メートルが3.3平方メートルになりますので、そこでは完全に減ることは間違いないです、受け入れる数が。

南保育園だけをとった場合に、旧の南保育園が今まで8人でしたので、そこがマックスで27人になりますので、そこで19人ふえますので、そこで随分公立保育園のほうについては吸収できるかなということで、それプラス猿渡があるということで考えていますので、とりあえずぎりぎりセーフかなというふうには。

○佐藤委員

それで、保育園ということを考えると、利用者から見れば、確かに今の話の中では、従前の中身よりも南保育園、それから猿渡という形で七、八名、多分ふえていくと、現状よりはふえていくということでありませうけれども、保育園というのはお勤めされているような方が通勤途上だでもとても便利ということで選択される場合もあるわけですよ。

私は、宝保育園を、子供、利用させていただきました。しかしながら、あれでよかったかなというふう思うと、職場に近いところで、0歳児、乳児保育を、例えば逢妻保育園か、やっていけばあちらのほうがよかったかなという気がするけど、それ自体がなかったものであれですけども、いずれにしてもトータルでふえるとはいうものの、じゃあ減ったところはそのまましておいていいのかという問題も出てくるのではないかなという気もするんですけども、トータルでふえたからオーケーだよと、こういうことじゃないと思うんですけどね、利用者の立場から見たら。それはどうでしょう。

○子ども課長

確かに数字的な面でいいのかという話になれば、数字だけはとりあえずクリアするわけですけども、かといって面積基準というのは、これは守らなければ、事故があったときにじゃあどうするかという話も当然出てきますので、今現在の施設が大きくなったり、いわゆる立て直しだとかリニューアルとか、そういった形で大きくなったり何なりしない限りは非常に難しい問題なものですから、やれる範囲で精いっぱい考えていくしかないかなというふうには思っています。

○佐藤委員

それで、先ほどの議論を蒸し返して悪いようですけれども、最大27人といっても、今度出発するときは20人で出発するんですよね。だって保育士の確保の問題もあるので、27人やろうと思えば、保育士の配置をちゃんとせないかんでしょう。そういうスタートの仕方はしないから、12人、南だけでふえると。減ったのが13人とするならばマイナス1と。なおかつ猿渡を入れてちょっとプラスになるのかなということだというふうに思うんですけど、福祉子ども部長、それでよろしいですか。何か最大27人受けられるというような話をすると、27人までそれでスタートをするのかなというふうに思うけど、実際は、面積的には27人まで受け入れ可能だけでも、実際は20人で行くよと、こういう話でしょう。

○福祉子ども部長

先ほど、来年度の保育園の入所も近々あるわけですけれども、その中で南保育園の3歳、4歳、5歳、特に3歳児は当然2クラスになる予想です。ただ、4歳、5歳については、じゃあ2クラスになるかという、そこは少し不確定ということでもあります。

私のほうは、今の現状、職員採用としては、4歳、5歳も確保するというで要望しています。私の見込みとしては、4歳、5歳、途中から、例えば学区が一緒だからといってこちらに見える方、転園という子供さんもそんなに多くはないだろうという、ちょっと見込みもしております。

ですので、そういったところで何とかできるのかなという、ちょっと不確定要素ですけども、そんな気持ちでは一応おります。

それから、もう一つお話しさせていただきたいのが、今のところ、先ほど私、一時保育ということも申し上げて、予定で進んでおりましたけども、ゼロ・1歳の状況によっては一時保育も一時的には乳児対応ということも一つにはちょっと、まだはっきり確定しませんが、ちょっと様子を見ながら、今後どういうふうにするかというのは検討していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○明石委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時02分

再開 午後8時09分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

そうすると、南保育園、定員が減るところもありますけれども、南保育園は最大マックス27人と、それは全体の園児の集まりぐあい、クラスの状況を見ながらそうした対応も可能だということ、27人もスタート時にあり得ると。そうなれば、13人が減っても十分吸収できて、待機児についてもどうなのかなと思いますけど、この前、本会議の質疑では、今年度、平成23年度はどうかわかりませんが、今現在では9人おるよという答弁がありました。そうした中で育休の方はそこに入っていないよということがあるので、もっと多くなるのではないかということもありますし、そうした中でそもそも待機児解消に十分対応する中身になっているかどうかと、その辺は可能かということですけども、どうでしょう。

○子ども課長

待機児解消に、今現在ゼロ・1歳の乳児室、ほふく室の面積で割った27人というのがあるんですけども、それに対して、先ほど部長からも話がありましたように、余りにも多い場合によっては、状況を見ながら、例えば一時保育を、これ、先ほど部長から話がありましたけども、別のところで、やはり一時保育室で確保してある部屋もそういった乳児のほうで使うというようなことも考えながら対応を考えていきたいと思っております。

○佐藤委員

待機児が今の見通しでは、3.3平方メートルになったからといって減ることじゃなくて、逆に若干ふえるような中身もあるので、今現在出ているような待機児は今後吸収できる見通しだという、こういう認識でよろしいですか。

○子ども課長

猿渡を含めた全公私立合わせて14園の中で待機児をできるだけ解消というか受け入れるような形で進めていきたいと思っております。

○佐藤委員

それではもう一つ、次の放課後児童教室についてお聞きしたいわけですが、特に花山について、花山というよりも今現在、放課後児童クラブについては一番、1万2,000人と、一般の方が児童センターを利用する数は人口が急増している南や西のほうが多いですけども、放課後児童の状況は花山が一番だなというふうに思いますけれども、次世代育成計画では、学童のガイドラインやそういうことができ、定員70人を超えた場合は2つに分割するとか、そのほうが補助金的に有利だということもあって、そういう形のを南児童センターではやってきたりしているんですけども、その辺の見通しはどうですか。

○子ども課長

大変答弁しにくい部分もあるんですけども、次世代育成支援の後期行動計画にも今、委員の御披露のあったように、目的をもってやるということで、目的として花山児童センターの、児童クラブのほうで増築というか増を計画してうたってあります。

今現時点で、繰り返しの答弁になってしまうわけなんですけども、全くやっていないわけではないんですけども、一つずつやらせていただく中で、まだ現在手がついていないというのが現状であります。

○佐藤委員

それで、計画の中では、計画の当初は7カ所と、中間年になったら8カ所と、中間年というのはちょうどことしに当たるのかな、計画的には。そして、最終の平成26年度までに11カ所にふやすというような計画ですけども、計画の範囲の中で花山も、もちろんそのときに70人をうんと下回るような人数であれば別ですけども、引き続き70人を超えるような人数であればそのような対応をしていくということになるだろうし、そんな激減す

ようなこともないだろうというふうに思いますけども、検討はされているということですけども、平成26年度に向けて11カ所までふやすわけ、現状8カ所だと思うんですけど、これを11まで、あと3つふやすと、花山のほかにも1、2という形であるんじゃないかなと思いますけども、その辺どうですか。

○子ども課長

中間年が平成22年度になるかと思えます。中間年のところで8カ所になっておりましたが、これ以降に西が2つになりましたので、残りは、猿渡は今借りているものがあるんですけども、一応1つになっていますので、これを2つにすることは可能ですので、それプラス花山という問題が出てくると思えます。

○佐藤委員

花山については、なかなかずっと前から言われているわけですけども、具体化が進んで、いろいろ検討はされているんだけど、その姿がなかなか見えてこないなど。ことしが平成24年度でしょう。基本設計か実施設計か何か知らんけども、やったにしても、平成26年度末までには完了すると思えば、少なくとも今、計画は、方向がはっきりしていないとできない計画だと思いますけども、部長、その辺どうでしょう。

○福祉子ども部長

本当に花山児童センターについては、私ども、大変頭の痛いところでございます。

今の現状で行きますと、その場所を増築ということも考えると、構造的に増築ということも難しいということも聞きましたし、学校で、単独でまた別にあそこの駐車場を増築するということも分離してということは考えられるわけですが、その場合は学校との関係等もあります。その辺は学校のほうにもちょっと、学校というのは教育委員会のほうにも一応話はさせていただいたんですが、私どもとして、お互いにこういう方向で行こうということは、まだ現実には、方向は至っていないんですが、少しでも計画になるようにということには私ども、今現在も、少しでも計画どおりに行くよ

うにということはおもっております。

○佐藤委員

なかなか学校敷地の中ということがあって、難しい対応だなということは思いますけれども、ぜひ尽力していただいて、2クラブになるような、そういう方向をとってほしいなと改めて要望を、要求しておきたいというふうに思います。

それから、65ページですけれども、ここの公害苦情件数ということで、騒音、振動、悪臭、7公害に対するものが63件あったということですが、85ページのところにありますけれども、これは内訳で行くと、63件のうちで騒音、振動、悪臭、これはどういう状況になっていますか。

○環境課長

知立の環境の21ページにもありますが、悪臭が9件、大気汚染が25件、騒音が16件、水質汚濁が13件ということになっております。

○佐藤委員

それで、振動、それから騒音、悪臭と、これは私もいろんな方から相談を受けてやりましたけれども、環境課のほうで測定をやられたり、騒音の場合、測定をやられたりするわけですが、デシベルというやつを24時間やったり、いろいろするけど、なかなかこれは基準値の範囲だとはいろいろあって、なかなか難しい問題だなということは私も認識しているんですね。

基準値以内だからといって、県との調停というのか、ちょっとそういう話し合いの場があったり、そういうことに、基準値以内だからだめだよということではなくて、方法があるわけですが、そこで悪臭についてもなかなか難しい問題だなというふうに思うんですよ。

かつて私が住んでいる山屋敷でも工場のところに、風向きによっては大変なおいがするという苦情も寄せられました。しかしながら、風向きがなければおいてこない。たまたま市のほう、片やそういう苦情を訴えられて、測定やそういうこともされるんだと思うんですけども、たまたまおいてなかったと、風向きがそういう関係でありますけれども、こうしたものについては、苦情

を受けて、解決に、平成23年度は先ほど言った件数があるわけですが、悪臭や騒音や、解決に至っておりますか。

○環境課長

昨年の悪臭の苦情については、一番私の記憶にあるのは、牛田町の工場、そこで一番、解決に至ったものがあるかどうかということ、一段落したというものはありますが、根本的に全面解決というふうに至ったところは、平成23年度においては残念ならなかったかなと思います。

一つ記憶に残るのが、悪臭の特定ができないという苦情があって、それが非常に難儀だなというのがありました。だから、それは苦情ということで計上しましたが、そこだと思われる工場に行っても原因がつかめない。そうすると違うところから、じゃあ探してくれという話なんですけど、非常に風向きは四方八方から来るわけですので、牛田の地域というのは特に工場が幾つかありますので、ひょっとかして豊田のほうかなということもありますので、そういったものがありまして、苦情件数としてはカウントしていますけど、これが特定されるという前提で本来、いわゆる苦情のかなという気はします。

ただ、もちろん調査をやるわけではなくて、何度もその工場に足を運んで、内容、中もきちんと見させていただいて、そういったこともやっておるんですが、どうしてもその中では原因として思われるものがなかったということがございました。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、その牛田町の食品工場という形で、近隣の方から、中島議員が明らかにしたアパートの方、その他、オーナーの方も苦情を訴えている。なおかつおいがひどいので、入居しようと思っていた方は退去なさるというような事態も起きているわけで、それでこの間、今、環境課長がお話しされたように、そういうことが、苦情が出て、どんな調査といたしますか、今一部言われましたけども、どんな調査をされてこられたのか。

ここに臭気の算定方法ということで、場所が特定されないということで、例えばその工場だろうということで、知立の環境を見ると、臭気の規制の概要というものが出ていて、煙突のところで調べたり、境界のところでやってみたり、排水のところでやってみたりというような形になっているわけですが、そうした調査はやられたのか、その辺はどうなんだろうというふうに思うんですけどね。

今までの調査の中身について、立入調査をしたということですが、その辺ちょっと、もうちょっと詳しく教えてください。

○環境課長

その工場につきましては、どうもかなり前から御相談があったというふうに聞いております。私に対応したところでは、5月のときに調査してほしいというお話がありまして、6月には排水の写真をお持ちになって、こういうふうになっているよということをお聞きしています。また、10月だったか、この日にはおいましたよというようなカレンダーをお持ちになってみえました。

立入調査の内容ですが、一応工場のほうに行っただけで、苦情があるので中を調べさせていただきたいということで会社の責任者の方に中に御案内していただきまして、最終ます、いわゆる浄化して流す最終ますはどこですかと、そこでおいをかかせていただいて、あけさせていただいて、色だとかにおいを確認したと。それと、あと浄化施設というので、屋上にあるんですけど、そちらのほうにできまして、浄化状況、BODだとか、CODだとか、いろいろ微生物によって浄化している、監視機械というのも確認させていただいて、記録についてもちょっと苦情のあった日時等をある程度お聞きしたところの日にちをお示しさせていただいて、ちょっと後日その結果を教えてくださいということで指示させていただいて、工場のほうとしては快くそれを了解していただいたと。

1回目については、あと周辺のところでおいを、職員の鼻で、ここが臭いよと言われた線路の北側も含めて、どんな状況かというのは、現場に、

外に出るたびもそれは実施しておりましたし、正直言って、私どもが行った感じでは、特に悪臭を感じたことはございませんでした。

先ほどの話なんですが、データを見る限り何ら計器上にも、浄化機械にも異常はなかったし、何もそんな兆候がないということをお聞きしております。その後、二、三度現場のほうには行って、工場の中にも入っております。ただ、その都度、特に工場からのにおいは確認できませんでした。逆に豊田市のほうから若干におったときもありますし、違う方向からおったこともあります。それが一体どこからにおっているのかというと、本当に雲をつかむような話で非常に困ってしまっただけです。

開発地域の中で私が現場へ行ったときには、まだ開発、建築中の建物が多くて、そこで働いている従業員の方にお聞きしたところ、何人かにお聞きしたんですが、特段感じたことはないよという、それが施主さんの御期待に沿うために言ったとは、私は思っていないんですけど、そこにも何度も足をしげく運んだんですが、特に私にはおいを感じたことがなかったもんですから、特に私、鼻がいいほうではないんですけど、そういうこともあってなかなか特定ができなかった。結論としては特定できなかったというのが実態でございます。

○佐藤委員

そういう形で入られて、そういう浄化工場として大量の水を使うということもありますし、そういうものを浄化する施設やマクロ化システムというんですか、そういう施設もあったと。それをやった上で、排水で、あそこは逢妻川に流すんですよ。この辺ではあそこのところの川を通じて流れるわけですが、そういうところも、例えば直接その敷地の中からそこへ合流していくような中身になっていて、ほかには漏れないような中身になっているのか、その辺はどうなんですか。

○環境課長

確認したのは最終ます、浄化された後の処理水、そのますから、敷地からかなり離れたところで、暗渠になっていますので、そこから名鉄の近くで

開渠になっています。そこは、そのとき、1回目のときには白濁水というお話があった時期だと思わんですが、若干下に白い濁り水は見受けられたものですから、最終ますの中は何ともなかったんですけど、ちょっと残っているものがあるんじゃないですかということで工場のほうには申し上げて、それは過去の話になっちゃっていますので、現場ではないわけですので、それで浄化施設という話になって、計器上、過去にそういった浄化されずに出ちゃったような経過がないでしょうかということで調べていただいたということでございます。

それと、済みません、先ほどちょっと話、漏れちゃったんですが、悪臭の測定をしたかどうかという点については、その工場で悪臭が、私ども職員、実は県の職員にも来ていただいたことがございまして、実態としては三、四回調査しているんですけど、その中でおいが確認できなかったの、測定自体は行っておりません、今のところ。

○佐藤委員

現在の調査の中身ではおいを感じられなかったということで、測定もやられていないと。しかし、そのこの近隣の、アパートのオーナーはともかく当然ですけども、アパートに住んでいるあの周辺の方々にお話を聞いたりはございましたか。

○環境課長

最近では、済みません、現場に行っておりません。平成23年の夏ごろ、一番足しげく運んだんですが、そのときにはまだ建築中の工事をやっておりましたので、そこに、現場におられたいわゆる建築作業の方、そういった方に、それも10人、20人に聞いたわけじゃございません。幾つ度、2人ぐらいですか、お聞きただけでございますので、その中ではそういったにおよということはお聞いておりません。

○佐藤委員

そうした中身でなかなか場所が特定できないということと、それから新しく越してこられた方たちに一部聞いてみたところ、やっぱりにおうんじゃないのという話もあるので、その当時、建設作

業員の方に聞いたということはあるんだけど、いずれにしてもそういうことを訴えている方が見えるわけですので、そこじゃないとするならば何なんだということがないと、なかなかいけない話だなというふうに私は、だからこれは難しい話で、騒音でも振動でも、特ににおいなんかは目に見えないわけですので難しい話なんですけど、やっぱりその辺も含めて対応を、難しいことですけども、私はしてほしいなというふうに、改めて、今まで何度もそういう形で足を運ばれて調査をし、努力されたということで、特定できなかったということをおっしゃっていただきましたけれども、現実にはそういうことを訴えらえている方も見えるので、だとするならば何なんだということも調べてみる必要があるのではないかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○環境課長

議会の中でもそのお話が出ておまして、担当の補佐には、今年度いろんなところで苦情があれば科学的にというか、目に見える形で測定というのが一番形になるわけですので、今回、当該工場につきましても、悪臭の測定自体はやってみようということで指示したところでございます。

○佐藤委員

それともう一点、お聞きしたいと思いますけれども、89ページの逢妻衛生処理組合負担金という中に、し尿及び浄化槽汚泥の処理と、また環境のほうでは合併浄化槽の補助事業もやっているというふうに思いますけれども、その辺の実績について、合併浄化槽の補助事業の実績、ちょっとパッと出てきませんが、その辺の実績についてお知らせ願いたいなというふうに思うんですけども、どうですか。ここには載ってませんね。

○環境課長

浄化槽の合併処理槽補助金につきましては、主要成果85ページ、内容としては66ページのほうになっちゃうんですけど、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に要する費用の一部を補助しましたということで、5人槽74件、7人槽33件、10

人槽2件、合計109件という実績でございます。

以上です。

○佐藤委員

たしか平成24年度から補助の中身が変わったと思いますけれども、ちょっと御紹介ください。

○環境課長

平成24年度から新設という、新設、要は合併浄化槽につきましては建築基準法で、新設につきましては全て合併浄化槽ということ。新築物件についてはそういうことになっておりますので、それは補助金を払うということにはなじまないんじゃないかということで、平成24年度からはいわゆるくみ取り式の便所、それと単独浄化槽からの切りかえに限って補助をしていく要項に変えております。

予算額としては513万5,000円ということでございます。

以上です。

○佐藤委員

合併浄化槽にしても、管理をちゃんとしないと効果が発揮できないなということでもありますけども、もう既に聞いているかと思えますけれども、あるアパートにおいて合併浄化槽の点検や汚泥の引き出しもないままになって、そうした苦情がそちらのほうにも及んでいるかと思えますけれども、そうした点で付近の住民の皆さんも困っているわけですけども、どう認識されて、これはなかなか難しい問題みたいですけども、どう対応されるのかなということですけども。

○環境課長

委員御指摘の物件につきましては、かなり困っておる状況でございます。浄化槽法に義務づけられた点検等での引き抜きについて、これについては、浄化槽法は本来知事の権限の事務でございます。私どものほうにも何度も苦情の問い合わせがあって、現場のほうにも何度も運んでおります。

原因としては大家様が何らやっていただけない。実際はどうも排水管がもう詰まっちゃっている状況らしいです。そういうことで、実際はもうプロアもとまっちゃっておって、非常に不衛生な状況

があると。これについては、県のほうにもお願いして、担当職員と大家様にもお会いして、いろいろお願いしているところでございますが、なかなか大家はやっていただけない状況でございます。

謄本等も確認して、そこの抵当権者、いわゆる金融機関ですけど、そちらの方からお話をちょっといただいておって、御協力いただきたいということをお願いしておりますが、ちょっと今のところまだ進展がなくて、この問題についてはまず事務が法律上、知事の権限になっていること、私ども市のほうで強制的な行為は何らできない。それで、県のほうには法律に基づいた厳しい対処をしていただきたいということは要望しております。

県のほうの今現在の対応としては説得、説得ということで、こちらのほうに見えている状況でございますが、先ほど申し上げたように、なかなか進展していない状況でございます。

○佐藤委員

進展しない状況では、説得にあくまでも応じてもらえないということになりますと、どうするのかなと。現状が放置されたままずっと推移していくということは、地域の住民にとってはかなり苦痛な内容にもなるのかなというふうに思いますが、私ちょっと法律は、浄化槽法のところでは知事の権限ということで、勧告だとか命令だとか、こういうのが載っていますけれども、例えばふさわしくないかもしれませんけれども、例えば知立市の草刈条例で、草を刈って何度も催促するわけですよ。催促すると、しかし応じてくれない場合は代執行という、最終的にやると。

だけど、代執行でかかったお金は本人に請求するわけだわね。知立市が負担するわけじゃなくて、本人のかわりに知立市が執行して、かかった費用は請求するというわけだ。

ところが、ここでのところはそうした問題、費用の問題はともかくとして、ずっと長いことこれを引っ張っておくわけにはいかない問題だと思うんですよ。本人と市との関係だけならいいんですけど、問題は近隣の住民の問題だということを見ると、解決の方法は話し合い、説得ということと言

っているんだけど、その先はないままなんでしょうかね。どうなのでしょう。

○環境課長

先ほどもちょっと申し上げたんですが、私のほうからは、担当職員のほうはかなり県の職員と何度も、不在のときもあるんですが、訪問して、お会いしたときをお願いしていると。私のほうから県の御担当の方には何とか強行的な措置を視野に入れてやっていただきたいということで要求させていただいております。

○佐藤委員

強行的な措置はやってほしいということだと、法的にそういうことが可能な道があるという前提ですよ、そういうお願いをするということは、それは可能なんですか。

○環境課長

済みません、今ちょっと手元に浄化槽法がないもんですから、ただ何度も読んだことはあるんですけど、浄化槽の点検についての違反については、たしか指導勧告等はできたと思われまして。あと、代執行については、済みません、記憶がないんですが、いずれにしても法的な措置というのは指導勧告、権限者から言われるということは大きな話だと思います。説得ではないわけですので、そういった行政処分を行っていただいて対応していくということは、私は必要だと思っておりますので、その対応をお願いしている状況でございます。

○佐藤委員

ぜひ説得でかなうものであればそのほうが一番いいとは思いますが、しかし、これをずっと引っ張って御迷惑を周りに与えるようではいかんし、本当に皆さん困っている話なので、そうした点で今後も引き続き頑張してほしいのと、そのことだけ要求して私は終わります。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
認定第1号について、挙手により採決します。
認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成23年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

高額、決算でも高額医療費、療養費といいますか、そういうものが載っているわけですよ。そこで聞きたいのは高額療養費、ある方が、外国人の方が入院されたということで、それで2カ月入院して20万円の医療費がかかったという事例なんです。しかし、そのときに外国人であるということを含めて、高額療養費について、この方は月8万100円ですか、上限が、そして、これが3カ月まで可能なんだけど、そうした手続をしなかったために全額払わないかんというようなことになったそうです。

それで、その方は20万円の医療費だから、毎月1万円、20カ月払うということになったそうなんです。それで、完納したときに領収書をいただいて、申請して高額医療費の還付を受けると、こういう流れだということがありましたけれども、こうしたことはあり得ることですかね。そういうふうに説明されておることですけれども、どうなのでしょう。

○国保医療課長

ちょっと今の話、のみ込みが悪くて申しわけございませんでした。

本人が高額療養費のお金を一時立てかえということになりますので、それをお支払いしていないということになりますと、そういった形になってくるかなと思います。

事前に相談いただきますと、窓口負担を、高額療養費の範囲内でお支払いをすればいいという、高額受給者証というものを発行できましたので、そういった手続きがしっかりとれるよう御案内ができればよかったかなというふうには今思うわけですが、結果論としてはそういう形になってしまいまして申しわけなかったと思います。

○佐藤委員

それで、今、外国人の方でそうしたことが知らなかったためにそんな事態に陥ってしまったということなんですね。払って行って完納すれば領収書をもってまたできるわけですが、ただ、かつてそうした点で病院等を含めて案内をしているというふうには以前はやられていたと思うんですけども、今はそうした状況はどうか。

特に、ここで深刻なのは、日本人であれば、その案内を見て説明を受ければいいわけですが、外国人の方がそこは理解できなかったという問題が大きかったかなというふうには思いますけども、どうでしょう。

○国保医療課長

おっしゃるとおりかなというふうには思います。とかく外国人の方ですと、よくそういったすれ違いが、国保に限らずあるのかなというふうには思います。

広報とか、通知文とかはなるべく翻訳して、2カ国語で掲載だとか、案内とかをさせていただいているというふうには思っていたのですが、その方についてはそういった情報が得られていなかったということになりますので、今後の反省点としまして、そういった形できっちりやっていけるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願います。

○佐藤委員

そういう形ですけども、病院のほうもそういう方で普通に対応していただければ何ら問題はない

わけだけでも、病院のほうでもそういうことを認識されないままで済んでいくような状況もあるので、その辺は刈谷医師会の範囲やこの医療圏の範囲の中を対応できるような、病院にもそうした周知を随時図ってほしいなというふうには思います。どうでしょうか。

○国保医療課長

各医療機関のほうでそういった御案内もできるといいのかなというふうには思います。具体的にどういう形でお願いしていくかということにつきましては、これからちょっと検討させていただいて、そういったものが事前に一件でも防げるような形をとっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

手短かに伺います。

昨日ちょっと中島議員のところに電話がありまして、滞納状況のことなんですけども、一つの事例なんですけど、今、本人は知立市に在住の市民の方。岡崎市に住んでいたときの滞納金が50万円ぐらいあったと。気になるもんですから岡崎の市役所に連絡したら、あなたの残高はゼロなので御心配なくと言われましたと、こういう場合はどういことでもゼロになるんでしょうかということなんですけど。詳しくはそこまでしかわからないので。時効かなと。

済みません、今のは取り消します。ごめんなさい。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号について、挙手により採決します。

認定第2号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、認定第2号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成23年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

済みません、143ページ、宅配給食サービス事業についてお尋ねします。宅配給食サービスの利用数ですけど、利用のお金ですけども、平成23年度は1,102万200円になって、平成22年度におきましては1,000万円ということで約100万円、年間で増加しているんですけども、この要項を見ますと、要項で、自分で食事の調理ができない者、または困難な者として自立支援の観点から宅配給食が受けられるということなんですけれども。

ここで、宅配給食なんですけども、1回しか受けられないんですね。このサービスというのが、市としては、この方、対象者に関して、食事というのは朝昼晩というのが基本なんですけれども、1回だけの宅配給食サービスなんですけども、あとの2食に対してはどのような考えを持って見えますか。

○長寿介護課長

1日1回の食事の提供ということでございますけども、あくまで自分で調理ができないということが一応条件になっておりますので、何らかの購入をするですとか、そういうような形で。あと、例えば身内の方、親族の方が夜はつくりに来るですとか、どうしても昼だけが困るだとか、そういういろんな方が見えるとは思いますが、現状として支援できる体制が1日1食という形でございます。

○高木委員

1日1食の宅配給食サービス事業なんですけれども、この内容からいきますと、1日1食の方だけで栄養の補給とかということではできないと思うんですね。アセスメント、6カ月に1回ということで、ケアマネジャーがついている、介護を受けている方ならともかくですけれども、ただの、ただというか在宅に見える高齢者の場合の、6カ月間の期間ということで、アセスメントをどのように把握してみえますか。

○長寿介護課長

これにつきましては、在介、在宅介護支援センター、こちらのほうの意見書ということで、この方が宅配給食サービスが必要だということを判断していただきますので、それを待っていていただいて継続する、していくとか、そういう判断をしております。

○高木委員

市として健康のために食事というのを提供しているんですけど、3食のうち1回しか提供していないということなんですけれども、この後の2食に対してはどのように把握してみえますか。

○長寿介護課長

あとの2食については、具体的には把握しておりません。

○高木委員

高齢者の健康ということでこの事業をされていることですので、あとの2食についてもどのように確保してみえるのか。意外に自分で調理してみえる方もあるのかもわからないし、私はちょっとこの辺のところ、それからここの中に書いてありますけれども、この宅配業者なんですけれども、利用者の安否確認をしなければなりません。そのために1食当たり300円の、運んでもらって、安否確認ということで300円のお金を渡しているわけですけども、今まで平成5年からこの制度があるんですけども、食べてなかった、全く食べてないよとか、この人ちょっとおかしい、全然連絡がとれないというような連絡がこの宅配業者から入ったことはありますか。

○長寿介護課長

私が今、この職場でちょっと2年ほど、まだ2年弱しかおりませんが、私がおる中で食事のほうが残っておってちょっと心配だという連絡をいただいたことはありません。

○高木委員

私、現場からヘルパーのほうの声として、認知症の方が宅配給食を運ばれてきて、これは自分の食べるものかどうかということもわからない方も中にはあります。やはり弁当を回収したときに残っているか残っていないか、今この暑い時期に見るのも大変ですけども、やはりせっかく知立市が300円、1食300円もの経費をかけている事業です。必ず食べているか、そういうことも何か一覧表なりつくって、それだけのことをやってもらわないことには、なぜ残しているのかということも、やはり健康状態とか今おっしゃったんですけども、ちょっとその辺でチェック機能というのを市のほうも何か提供していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○明石委員長

ほかに質疑はありませんか

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号について、挙手により採決します。

認定第5号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、認定第5号 平成23年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成23年度知立市後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号について、挙手により採決します。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手多数です。したがって、認定第6号 平成23年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後9時01分

再開 午後9時03分

○明石委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第16号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○高木委員

「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書について、知立政策研究会で賛成の答弁をしたいと思います。

きょう、朝の説明もありましたけれども、愛知県は行政大綱に係る重点改革プログラムの素案で、子供、障がい者、母子・父子家庭、寝たきり、認知高齢者の医療費自己負担に対する公費支給についての見直しを示しました。きょう、朝も説明があり、こんなふうに払うのかということで、私も

初めてそれを知りました。

知立市では現在、子供、障がい者、母子・父子家庭への医療費控除が行われています。地方自治法第2条第14項、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとあり、知立市はまさしく現在そのように行われていると思います。子供は、子ども医療はもとより、高齢社会の認知症問題はますます重要な施策を講じなければなりません。認知症にあつては300万人と言われております。

この陳情にもありますように、子供、障がい者、高齢者の命と健康を支えてきたこの制度を存続させていくよう、この陳情に賛成します。

子供、障がい者、高齢者の医療費ですが、一部負担となった場合、その医療費を負担するのは家族なわけです。今後、消費税が増税となり、医療費の一部負担となった場合、そのお金のことで病気の早期発見、早期治療がおくれることで、また医療費がふえることが懸念されます。

今回出された愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関すること、賛成いたします。

○池田福子委員

「愛知県の医療福祉制度の存続・充実を求める意見書」の提出を求める陳情に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この問題はまさに医療の問題であり、命の問題であると思います。しかし、医療福祉は社会的弱者の皆さんに対するもので、愛知県では、この点では先進的でした。

しかし、このたび、県の補助を削減という方向性を出してまいりました。無料制度を維持するためには、市町村が県の削減分を肩がわりする必要があります。それができない場合は患者負担の導入となります。しかし、むしろ慢性的で継続的な治療が必要な場合が多く、逆に手厚い医療を必要としています。

ちなみに、医療費負担が生活を圧迫すれば、受診抑制になり、かえって病状は悪化し、重症化して、結局は膨大な医療費の負担となるのは明らかです。そうなれば本人も苦しみ、長期化すること

になり、行政の負担も増大します。

生存権を守る意味から、愛知県の福祉医療制度の存続・充実を求める意見書に対して賛同いたします。

○稲垣委員

陳情第16号「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして、民友クラブを代表しまして、採択の立場で討論に参加させていただきます。

この制度は実施主体である市町村が毎年、子ども医療の対象年齢の拡大、精神障がい者の対象疾病の拡大など一層の充実を強く求めています。

しかしながら、愛知県がさらなる行財政改革を進めるために発表した重点改革プログラム策定に向けた項目には、福祉医療制度の見直しが含まれており、対象範囲の削減や所得制限、一部負担金の導入など、福祉医療制度の縮小が危惧されます。

この制度の存続は、各市町もを行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、慎重な討論が必要であります。県民所得の減少など、生活の悪化が顕著になっている現況にあり、福祉医療制度はますます重要な施策となっております。

よって本陳情につきましては、民友クラブとして採択とさせていただきます。

以上でございます。

○石川委員

福祉医療制度の存続・拡充に関する意見に対して、市政会は賛成の立場で討論いたします。

福祉医療の制度は存続、あるいはまだまだ難病に対する人たちとか、そういう人たちに対する充実が必要なことでありますが、片や一方で要注意なのは、財源がそれだけあるのかということがあります。財源がないということ、そういうことからこういう見直しとかということになっておまして、一部負担できる人は負担すべきではないかと、そういうふうに思っております。

今、消費税の値上げということになっておりますが、これはイタチごっこになってきてまして、それだけで、もう無料でやれるんかと思っている半面で消費税が値上げされるという部分があること

も間違いのない事実であります。そのことも踏まえながら、ただし、福祉、特に弱者の方々に対する制度はしっかりと安定的に拡充もしていかなければいけないということも申し添えて賛成といたします。

○佐藤委員

私もこの陳情に賛成します。

これら削減、見直しの対象になっているものは、一朝一夕にしてこの制度ができ上がったわけではなくて、長年の、県民の皆さんの粘り強い運動の中で、長い年月をかけて実現してきたものもあるわけであります。それを知事がかわられて、前神田知事は、子ども医療費に関しては中学校卒業まで通院について、入院については小学校という形で、就学前だったやつの拡大をたしかされたかなというふうに思うんです。

しかしながら、知事がかわられて、そのスタンスが変わるのは当然かと思えますけれども、少子化対策のための子ども医療費だとか、人間らしく生きていくための障がい者の医療等を含めて、バツサリといろんな理由をつけながら切っていくのはいかなものかなど。こうした福祉を大切にしながら、財源の問題はないということであれば、ほかの見直しなどを含めてぜひ検討してほしいものだと私は思っております。

よって、先ほど質疑の中でも明らかになりましたけれども、市としても現行制度を守ってほしいというのが一番の命題であるわけで、その流れの中でいろいろあるかと思えますけど、私は市のほうもそういう思いでいっぱいだと思いますし、またこの制度で受給を受けている皆さんも同じ思いだというふうに思いますので、私はこの陳情に賛成いたします。

以上です。

○明石委員長

それでは、これより採決します。

陳情第16号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○明石委員長

挙手全員です。したがって、陳情第16号「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

陳情第16号「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○明石委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。御苦労さまでした。

午後9時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する
ためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長